STARTUP INTEGRITY ACTION MODEL

2026年3 月
科学技術振興機構
大学発新産業創出基金事業
スタートアップ・エコシステム
共創プログラム

大学発スタートアップの
インテグリティ確保のためのアクションモデル

試行版



本資料は、国立研究開発法人科学技術振興機構の大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」の一環として策定したものです（全国ネットワーク構築支援 WG2、主幹：Tokai Network for Global Leading Innovators［Tongali］）。本資料は、現時点で得られた知見を基に試行的に取りまとめたものであり、今後、全国のスタートアップ・エコシステムとの意見交換等を踏まえ、適宜見直し・改訂を行う予定です。このため、本資料は暫定版であることにご留意ください。本資料の全部又は一部について、無断で転載、複製又は改変することを禁じます。

目 次

CHAPTER 1	概要	006
1 - 1	イントロダクション	007
1 - 2	対象	008
1 - 3	基本的な考え方	009
1 - 4	大学のスタートアップ支援における対象リスク	010
1 - 5	スタートアップの大学連携における対象リスク	013
CHAPTER 2	スタートアップ・インテグリティに関する行動指針	015
2 - 1	役員兼業	017
2 - 2	一般兼業・クロスアポイントメント・出向	023
2 - 3	共同研究・受託研究	028
2 - 4	学術コンサルティング	031
2 - 5	寄附・寄附講座・共同研究講座	033
2 - 6	研究情報・技術データの提供	038
2 - 7	技術移転（特許・著作物・成果有体物）	045
2 - 8	学生の関与	049
2 - 9	物品購入や役務供給等の取引	053
2 - 10	学内の場所・設備・機器利用	057
2 - 11	成果の公表（宣伝・PR）	061
2 - 12	公的資金への関与	063
CHAPTER 3	スタートアップ・インテグリティ確保のための学内手続き	066
3 - 1	学内体制の整備	067
3 - 2	スタートアップに関与する教職員及び学生の学内手続きの全体像	073
3 - 3	利益相反マネジメント定期自己申告	075
3 - 4	兼業許可申請及び許可	078
3 - 5	大学及びスタートアップの協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成と承認	082
3 - 6	知的財産権等の保護	084
3 - 7	秘密情報管理	085
3 - 8	安全保障輸出管理	088
3 - 9	研究セキュリティ・インテグリティ	090
3 - 10	スタートアップへの学生の参画における学内手続き	091
3 - 11	その他のスタートアップに関わる法令や規則等	092
CHAPTER 4	総括	093
4 - 1	これまでの章の要点	094
4 - 2	本資料の意義	095
4 - 3	今後の検討課題	096
Appendix1	スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）策定にあたっての質問項目	097

CHAPTER 2 に掲載している事例について

第 2 章に掲載している大学とスタートアップの連携活動の事例の一覧（49 事例）を下記の表にまとめています。第 2 章では大学発スタートアップに関わる事務手続きや学内判断の各場面において、スタートアップ・インテグリティの観点からでどのようなリスクが生じ得るのかを具体的な事例に基づいて整理しています。その上で、大学とスタートアップが協働して活動を進める際に、スタートアップ・インテグリティの観点から留意すべき基本的な考え方や判断の視点を示しています。

事例は 2 つの観点で整理しており、1 つは、起業を行う際の役員兼業や共同研究など、比較的典型的な大学の手続きに関して、「典型事例」として大学における判断での考え方や基準の一例を示しています。また、もう 1 つは、各大学の実務に則した具体的なケーススタディについて「実務事例」として掲載していますが、実際の事例においては、複数のリスクが複合的に生じることが多く、画一的な判断が困難となる場合もあります。これらの事例では個別事案に対する一律の判断基準や結論を示すのではなく、スタートアップ・インテグリティの観点からの留意点や指針を示すことに主眼を置いています。

典型事例（27 事例）	起業活動において、一般的に（典型として）想定される手続きや判断の考え方や基準の一例を整理した事例。特定の実在事案を示すものではなく、基本的な対応の参考例として示すもの。次表の「判断基準（参考）」に〇があるもの。
実務事例（22 事例）	実際に生じた事案を基に、判断上の論点や対応の考え方を整理した事例。判断の幅や難しさを示すもの。

これら事例は、個別事案の可否や結論を一律に示すものではありませんが、各大学が自らの規程や組織体制に即して判断を行う際の参考資料として位置づけることを意図しています。

項目	番号	事例	判断基準（参考）	ページ
役員兼業	1	大学の教職員がスタートアップの取締役になるケース	○	017
	2	大学の教職員がスタートアップの代表取締役になるケース	○	018
	3	大学の教職員がスタートアップの株主になるケース	○	019
	4	スタートアップの取締役の大学研究者がスタートアップ側の立場で研究活動を実施するケース		020
	5	大学教員が設立する大学発スタートアップにおいて、研究室のアルバイト秘書が代表取締役に就任予定者として記載するケース		021
	6	大学教員が外国大学との共同研究の延長で設立されるスタートアップ企業から役員就任の打診を受け、特定類型該当の懸念があり大学に相談があったケース		022
一般兼業・クロスアポイントメント・出向	7	大学の教職員がスタートアップの役員以外の役職で雇用されるケース	○	023
	8	大学とのクロスアポイントメントでスタートアップに勤務するケース	○	024
	9	大学教員が外国大学での客員教員活動に加え、外国側で元留学生が設立したスタートアップに個人的資金提供という形で関与するケース		025
	10	大学研究者が複数の外国スタートアップ企業の役員・株主であること、外国大学での研究者記載・特許出願などが判明したケース		026
	11	国内企業との共同研究として申請された案件が、実際には外国企業が深く関与していることが判明したケース		027
共同研究・受託研究	12	教職員 X が取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース	○	028
	13	教職員 X が代表取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース	○	029
	14	大学教員が海外から研究用に入手した遺伝資源を用いて起業して、受託サービスに利用するケース		030
学術コンサルティング	15	教職員 X がスタートアップの兼業と学術コンサルティングの両方に携わるケース	○	031
	16	スタートアップから、実態の不明な企業を加えて研究者に技術指導契約の依頼があったケース		032

項目	番号	事例	判断基準（参考）	ページ
寄附・寄附講座・共同研究講座	17	スタートアップからの寄附による研究を実施するケース	○	033
	18	スタートアップからの寄附による寄附講座を設置するケース	○	034
	19	大学が新株予約権を取得するスタートアップの産学協同研究講座を設置するケース	○	035
	20	寄附講座の設置に関する判断・関与の立場にある役職の教職員が、自身が利害関係を有するスタートアップの寄附講座を設置するケース	○	036
	21	国際的な安全保障上の懸念が指摘されている海外企業からの寄附講座の設立の打診があったケース		037
研究情報・技術データの提供	22	機微技術等（安全保障輸出管理）に関わるケース	○	038
	23	機微技術等（研究セキュリティ・インテグリティ）に関わるケース	○	039
	24	創業前にピッチコンテストで大学の研究成果を発表するケース	○	040
	25	外国企業が大学附属病院に対して、対価付きで医療データ提供を求められたケース		041
	26	EU における GDPR（一般データ保護規則）の施行を前に欧州の大学・企業との契約交渉において個人データ保護体制への対応が求められたケース		042
	27	大学で開発した遺伝子組換え生物を用いてスタートアップが製造・販売を行うにあたり、カルタヘナ法上の大臣確認申請を行わなかったケース		043
	28	遺伝子組換え生物を用いて製造したタンパク質について、大臣確認通知の日付より前に製造された製品を、通知後に販売可能であると誤認したケース		044
技術移転（特許・著作物・成果有体物）	29	スタートアップと研究成果有体物譲渡等契約を行うケース	○	045
	30	大学研究者及び関与するスタートアップの特許出願に関して、研究者が過去に関与した企業から訴訟されたケース		046
	31	大学が保有する特許技術をライセンスしたスタートアップが、第三者企業による特許侵害を主張して訴訟されたケース		047
	32	大学教員が企業へのコンサルティング業務を通じて得た技術情報を自身の設立したスタートアップの事業に悪用したと提訴されたケース		048
学生の関与	33	学生発スタートアップに指導教員（主査）が関与するケース	○	049
	34	教員発スタートアップに研究室の学生が関与するケース	○	050
	35	指導教員が関与するスタートアップから社会人学生を受け入れるケース	○	051
	36	大学教員が設立したスタートアップ企業において、大学教員の研究室所属の学生が同企業で業務を行っているケース		052
物品購入や役務供給等の取引	37	スタートアップから物品購入（有償）を行うケース	○	053
	38	スタートアップから装置等を借用するケース	○	054
	39	大学 VC の投資先であるスタートアップに業務委託を行うケース	○	055
	40	大学教員が自身の設立したスタートアップから高度な専門性のある研究用の物品やサービスを調達するケース		056
学内の場所・設備・機器利用	41	スタートアップの研究員が研究室の機器を利用するケース	○	057
	42	スタートアップが大学の施設をイベントで利用するケース	○	058
	43	外国ユーザーリスト掲載機関が大学の施設を利用して、リクルート活動を行っていたケース		059
	44	大学の共用機器や施設を懸念のある学外者が利用するケース		060
成果の公表（宣伝・PR）	45	スタートアップが大学の研究成果を宣伝・PR で用いるケース	○	061
	46	スタートアップを設立した大学教員が、当該スタートアップ及び大学の所属を併記して、学術論文投稿をするケース		062

項目	番号	事例	判断基準（参考）	ページ
公的資金への関与	47	公的プロジェクトにスタートアップが参画するケース	○	063
	48	公的プロジェクトにおいてスタートアップに再委託を行うケース	○	064
	49	大学研究者が取締役を務めるスタートアップが外国政府の軍事研究の補助金への申請を検討したケース		065

CHAPTER

1

概　要

本章では、大学発スタートアップを取り巻く環境の変化を踏まえ、スタートアップ・インテグリティという考え方がなぜ重要となっているのかについて整理しています。大学の研究成果を活用したスタートアップ活動が活発化する中で、研究、教育、事業活動が密接に関係し、大学の信頼性や中立性に影響を及ぼす可能性が高まっています。こうした状況においては、利益相反や研究インテグリティ、情報管理等の観点を早期から意識し、適切に整理しておくことが不可欠です。本章では、スタートアップ・インテグリティの基本的な位置づけと、本資料の全体の考え方を示します。

1 - 1　イントロダクション　007

1 - 2　対象　008

1 - 3　基本的な考え方　009

1 - 4　大学のスタートアップ支援における対象リスク　010

1 - 5　スタートアップの大学連携における対象リスク　013

1-1 イントロダクション

全国の大学では、大学発スタートアップ（※1）、外部組織、コミュニティと連携し、大学の研究成果を活用した本格的な社会実装によって社会貢献を推進し、社会の活力を増大させています。大学では、社会課題解決のエコシステムの中核として、大学とスタートアップとが連携し、大学及び社会の成長に還元する仕組みを生み出していくことが期待されています。

大学の活動は、学内外の構成員や市民からの大きな信頼のうえに成り立っており、その根底には、学問や社会連携活動への誠実さを前提にした大学の価値そのものに対する信任があります。今後も、大学における研究、教育の誠実性とそれをつかさどる大学運営の健全性を維持し続けていくことが必要となります。

大学が、スタートアップ等と連携し、大学の研究成果を活用した本格的な社会実装を加速するにあたり、より一層の大学のインテグリティ（健全性・公正性に基づく信頼性）の確保が求められます。スタートアップに関与する教職員及び学生は、大学と協議の上で、公正・透明に協働する方針を定め、大学発スタートアップや外部機関と連携する際には、インテグリティを確保しながら実施していくことが必要です。加えて、近年は、大学の研究や連携活動への外国からの不当な影響（研究成果の不正流用や技術流出のリスク）も指摘されており、スタートアップを通した経済安全保障上の重要技術の流出について研究セキュリティの確保に係る取組も急がれています。

本資料は、大学の教職員・学生がスタートアップ等に関与する際に、関連法令、利益相反マネジメント規程等の学内規程に基づき、大学での諸活動について公正性及び透明性を確保するための大学でのマネジメント方法の一例を示すものです。また、本資料は教職員・学生の起業活動を後押しするものであり、大学組織のレピュテーションリスクを低減する役割を持ちます。スタートアップ・インテグリティ（※2）を確保することで、大学とスタートアップ等の連携が円滑になり、大学の研究成果を活用した本格的な社会実装を加速することができます。本資料は各大学が自らの規程や体制に即して判断を行う際の参考資料として位置づけられるものであり、学内規程、学内体制、個別事案の可否や結論、個別事案の可否や結論を一律に示すものではないことについてご留意ください。

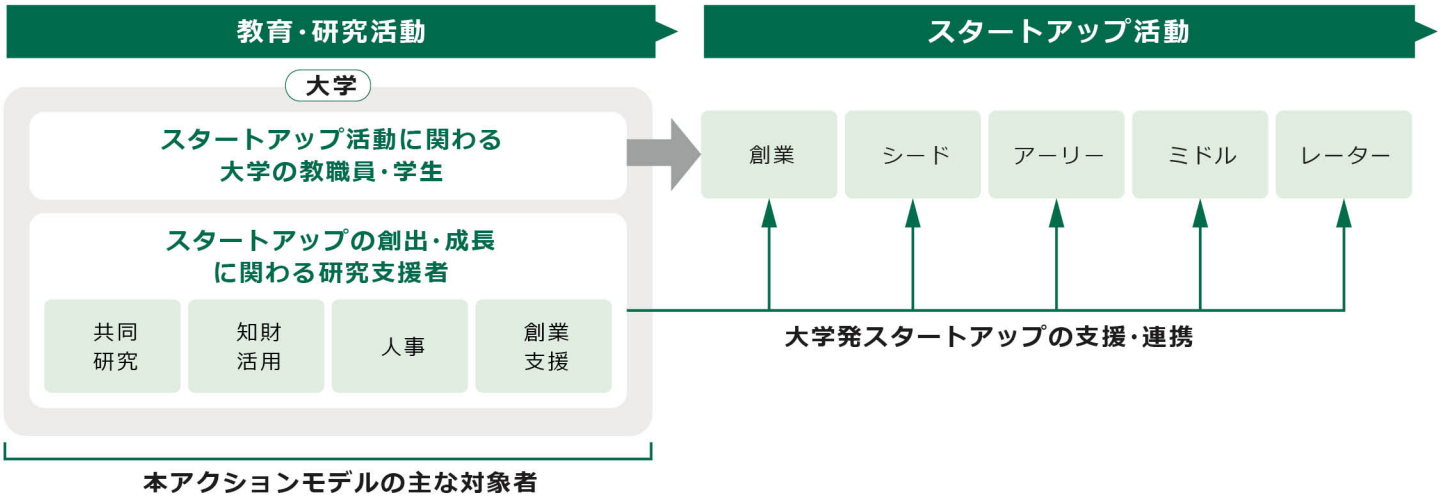
（※1）大学発スタートアップとは、「大学の研究成果を基づき事業化されたスタートアップ等」を指します。本資料では学生が設立したものであって、大学の研究活動や教育活動と深い関連性を有するものも含みます。スタートアップはベンチャーの一類型として位置付けられていますが、本資料では、大学発ベンチャー全体を対象としています。なお、本資料では、大学発スタートアップを単にスタートアップと簡略化して表現することがあります。

（※2）スタートアップ･インテグリティとは、大学の教職員･学生が、大学発スタートアップとの連携で、利益･責務相反、技術流出、信頼の低下リスクへ配慮し、公正・透明なスタートアップ活動を行うことを意味します。

1-2 対象

本資料の主な対象は、大学発スタートアップの創出･成長に関わる大学関係者です。具体的には、研究･教育活動を担いスタートアップとの連携を進める教職員・学生、そして研究推進・産学官連携・知財管理などの立場から研究支援を行う研究支援者を含みます。大学発スタートアップは多様な主体の協働によって成立するため、関係者一人ひとりがインテグリティの観点を理解し、適切に行動することが不可欠です。

本アクションモデルの対象者



なお大学発スタートアップとは、「令和 6 年度産業技術調査事業 大学発ベンチャーの実態等に関する調査（経済産業省）」での定義に基づき、次の 5 つのうち、 1 以上にあてはまるものと定義します。株式会社や合同会社等の会社にとどまらず、特定非営利活動法人（NPO 法人）、一般社団法人や個人事業主等、海外法人等も対象とします。なお、本資料では、大学発スタートアップを単にスタートアップと表現することがあります。

表 1-1：スタートアップの定義

類型	概要
研究成果ベンチャー	大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたベンチャー。
共同研究ベンチャー	創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立 5 年以内に大学と共同研究等を行ったベンチャー。（設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む）
技術移転ベンチャー	既存事業を維持・発展させるため、設立 5 年以内に大学から技術移転等を受けたベンチャー。（設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む）
学生ベンチャー	大学と深い関連のある学生が設立したベンチャー。現役の学生が関係する（した）もののみが対象。
関連ベンチャー	大学からの出資がある等、大学と深い関連のあるベンチャー。

1-3 基本的な考え方

ここでは、大学とスタートアップの連携活動を公正かつ透明に進め、大学およびスタートアップ双方において信頼性を構築しながら社会実装を促進するために、スタートアップ・インテグリティを確保するうえで、各大学において定めることが望まれる基本的な考え方の案を示します。各大学において基本的な考え方を策定することにより、大学の自主性を前提としつつ、スタートアップ活動に関わる教職員・学生・大学組織が、共通の認識のもとで行動するための指針を明確に示すことができます。

① 大学は、スタートアップ等に関与する教職員、学生及び大学組織における外部機関との連携により、大学の研究成果を活用した本格的社会実装の推進を行うことを目的として、大学での諸活動について、大学及びスタートアップ等が相互に信頼関係を維持しながら協働できるように、インテグリティの確保を実現します。

② スタートアップに関与する教職員、学生及び大学組織における活動の公正性と透明性を確保するため、大学は、法令及び学内規程等の基準に準拠してマネジメント手順を設定し、利益相反等の懸念がある活動を適切に管理します。

③ スタートアップに関与する教職員及び学生は、スタートアップの活動内容について、事前に大学との協議を行い、活動の段階や内容に応じて、大学の承認あるいは相互の合意や十分な意思疎通等を経たうえで活動を進めることが望まれます。

④ スタートアップに関与する教職員、学生及び大学組織は、関連する法令、学内規程を遵守し、大学の信頼性・公正性に影響を及ぼすおそれのある活動は避けるべきです。また、潜在的・顕在的な利益相反等の懸念がある活動は、それらの懸念を低減あるいは回避する対策を行いながら、活動の継続、変更、中止を判断していくことが望まれます。

⑤ 上記①～④を遵守し、大学としてインテグリティを確保した上で、大学は積極的な支援によって、スタートアップの社会実装を加速していきます。

1-4 大学のスタートアップ支援における対象リスク

大学とスタートアップとの関係においては、これまでも、研究、教育、社会連携活動等の多岐にわたる場面で大学の信頼性に影響を及ぼすリスクが指摘されていました（表 1-2）。今後、大学が、スタートアップ、外部組織、コミュニティと連携した本格的な社会実装をより一層行っていくにあたり、これらのリスクはさらに顕在化しやすくなるとともに、新たにさまざまなリスクが想定されます（表 1-3）。そのため、これまで以上に組織としての方針及び適切なマネジメントが求められます。大学は、これらのリスクに対して、組織としてスタートアップに関わる活動の公正性・透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たしていく必要があります。

大学は、これまで想定してきたリスクに加え、大学とスタートアップ等が連携した本格的な社会実装のなかで生じ得るリスクも視野に入れながら、大学での諸活動について、大学及びスタートアップの連携活動におけるインテグリティに関わる事例の蓄積を行います。大学として、その上で柔軟性をもって、時代の変容に合致したルールメイキングを継続的に行う必要があります。

表 1-2：以前から想定されたスタートアップに関連するリスクの例

（各リスクの記載における括弧内には当該リスクに関連して想定される学内規範違反及び法令違反を記載）

研究

- ☑ 教職員が、スタートアップの活動に時間を多く割き、大学教職員としての活動に支障が生じる（責務相反・利益相反）。
- ☑ 教職員が、大学とスタートアップの複数の立場を有し、それらの立場が相反しうる状況にあることにより、知的財産権等の成果と活用の帰属の透明性が確保できない、研究成果が流出する。（責務相反・利益相反、知的財産関連規程違反、背任罪）。
- ☑ 教職員が、特定のスタートアップに不当に偏った研究成果を発表する、またはデータの捏造、改ざん、剽窃、論文の二重投稿などが発生する（研究不正）。
- ☑ 教職員や学生により、スタートアップへ大学や企業の機密情報が流出する（不正競争防止法違反）。
- ☑ 教職員や学生により、スタートアップへ提供した技術情報が軍事転用される懸念が生じる（外国為替及び外国貿易法違反）。

教育

- ☑ 教職員が、学生を意思に反してスタートアップに従事させ、学位取得や学業への支障がでる、就職の自由が侵害される（人権侵害、パワーハラスメント）。

連携

- ☑ 教職員により、スタートアップとの不当な物品及び役務取引が発生し、大学の研究費が流出する（研究費不正使用、横領罪、背任罪）。
- ☑ 教職員が、スタートアップに大学の設備や器具などを不正使用させる（背任罪、窃盗罪等）。
- ☑ 教職員が、スタートアップにクロスアポイントメントし、契約条件とは異なるエフォート率での関与を行い、知的財産等の成果の帰属の透明性が確保できない（責務相反・利益相反）。

表 1-3：本格的社会実装での新たな側面をもつ、または、これまで以上に組織の方針が必要なリスク（例）

研究

- ☑ 大学教職員や学生が、大学の管理下にある研究に関する未公開の研究成果をピッチイベント等で発表し、研究セキュリティ上のリスクが生じる。
- ☑ 大学組織が関わり、特定のスタートアップに不当に有利となる研究内容の設定を行う（その疑念の外観がある）。
- ☑ 大学との関係や研究成果の公表によって特定のスタートアップの誇大な広告宣伝となる（その疑念の外観がある）。
- ☑ 大学組織が関わり、特定のスタートアップに便宜を与えることを意図した研究内容を設定する。

教育

- ☑ 大学組織が関わり、学生の自由意思に反して特定のスタートアップへの就職や派遣の斡旋をする（その疑念の外観がある）。

連携

- ☑ 機密保持の制度や体制が未整備のスタートアップを介して大学の未公開情報が流出する。
- ☑ 特定のスタートアップへの便益集中を意図して、研究資源（設備・資金）が利用される。
- ☑ 大学組織が、大学関連 VC から出資された特定のスタートアップに対して、不公正な優遇措置を行う。
- ☑ 寄附者から大学へ提供された資金の利用について、大学と関係する特定のスタートアップの活動や利益に結び付く形で資金配分の偏りが生じるなど、不公正と受け取られ得る状況（外観）を有する。
- ☑ 大学と関係するスタートアップの未公表の重要情報を知り得た大学構成員が、その情報を利用して不公正な株式取引（インサイダー取引等）に関与する。

上記の通り、スタートアップに関わるインテグリティ上の論点は、多様でありながら相互に関連していることが分かります。下図は、本資料において整理した「スタートアップ・インテグリティ」としての要素を持つリスクマネジメントの全体像の一例を示したものです。研究活動に起因する「研究インテグリティ」、事業化・社会実装の過程で顕在化する「ビジネスインテグリティ」、さらに個人情報やサイバー領域を含む「情報セキュリティ」の三つの類型に大別し、それぞれに想定される主なリスク要素を整理しています。

スタートアップの活動においては、研究成果の活用や人材の関与を通じて研究インテグリティとビジネスインテグリティが同時に問われる場面や、研究データや個人情報の取扱いを契機として情報セキュリティ上の課題が顕在化する場面が想定されます。これらのリスクは単独で生じるとは限らず、複合的に発生することが多い点に留意が必要です。本資料では、このようなリスクの類型化を通じて、大学及びスタートアップの関係者が論点を俯瞰的に把握し、個別事案において適切な判断や対応を行うための共通の視座を提供することを意図しています。以降の章では、これらの類型を踏まえつつ、具体的なリスク事例と留意点を示していきます。

図 1-1：「スタートアップ・インテグリティ」としての要素をもつリスクマネジメントの全体像

スタートアップ・インテグリティ

研究インテグリティ	ビジネスインテグリティ	情報セキュリティ
・利益相反 / 責務相反（個人） ・研究不正 ・研究費不正使用 ・組織の利益相反 ・研究セキュリティ ・生物多様性条約関係 ・レピュテーションリスク	・契約遵守 ・取引業務に係る責任 ・国際産学連携 ・安全保障輸出管理 ・技術流出防止 ・秘密情報管理 ・知財管理 ・レピュテーションリスク	・個人情報保護 ・サイバーセキュリティ

なお、本資料において用いる研究セキュリティ及び研究インテグリティの定義（※3）は、以下のとおりです。

研究セキュリティ	国家及び経済の安全を脅かすリスクから研究活動を守るため、研究機関や研究者に求める認識や行動。国や研究機関において守るべきと判断した研究活動を対象とする。 （補足説明）国家又は経済安全保障を害する研究開発成果等の不当利用、重要技術の流出、研究インテグリティの毀損等のリスクから研究活動を保護すること。
研究インテグリティ	研究活動の健全性、公正及び透明性を保つために、研究機関や研究者に遵守するこ とが求められる認識や行動。全ての研究活動を対象とする。 （補足説明）研究活動の健全性、公正性及び透明性を保つために、研究機関及び研究者が実施する 活動であり、研究機関及び研究者が自主的・自律的に遵守すべき行動規範（原則）の基 盤となる機能を果たすもの。例えば、研究機関や研究者による法令遵守や研究不正防止（研究費の不正使用を含む）に向けた取組、産学連携等に伴う利益相反・責務相反への適切な対応などが該当 するほか、研究の国際化やオープン化に伴うリスクに関して、研究者が研究活動の透明 性の確保に関する情報（職歴･研究経歴、現在の全ての所属機関･役職、外部機関から 受けている各種支援等の情報）の適切な開示・報告を行うといったリスクマネジメント に係る措置や、研究者としての説明責任を果たすこと、共同研究者に関する情報を確認 することなどを含む。

（※3）本定義は研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（p23）を参照している。

1-5 スタートアップの大学連携における対象リスク

1．スタートアップの各ステージにおける大学の関わり

大学発スタートアップは、大学の研究成果、研究者の関与、大学が有する社会的信用を重要な基盤として創業し、事業成長を遂げていく点に大きな特徴があります。特に創業・シード期においては、技術シーズの事業化やアイデア・技術検証が中心となり、大学研究者が経営体制や研究活動に深く関与することが一般的です。この段階では、大学との連携そのものがスタートアップの競争力や信頼性の源泉となる場合も少なくありません。

一方で、スタートアップの成長に伴い、経営体制、研究活動、事業活動、資本政策の在り方は段階的に変化します。アーリー期以降は、製品・サービスの市場投入や顧客獲得が進み、経営の主軸は専門人材へと移行していきます。さらに、ミドル・レーター期においては、売上拡大や組織拡大に加え、IPO や M&A を視野に入れた資本市場対応が重要なテーマとなります。この過程において、大学や大学研究者との関わりは相対的に弱まる傾向にありますが、完全に消失するわけではなく、分野や事業特性によっては一定の関係が継続します。

下表（表 1-4）は、スタートアップの成長ステージを「創業・シード期」「アーリー期」「ミドル・レーター期」の 3 段階に整理し、それぞれの段階における経営・研究・事業・資本政策の特徴と、大学との関わりの程度を示したものです。大学との関わりが強い段階ほど、大学のインテグリティとスタートアップの活動が相互に影響しやすく、大学との連携におけるスタートアップ・インテグリティの整理や配慮が不十分な場合には、大学の信頼性やスタートアップ自身の社会的評価に影響を及ぼすおそれがあります。

表 1-4：スタートアップの各ステージにおける大学の関わり

類型	創業・シード期	アーリー期	ミドル・レーター期
フェーズの位置づけ	技術シーズの事業化段階 アイデア・技術検証が中心	製品・サービスの市場投入 初期顧客の獲得	売上・組織の拡大 IPO・M&A を視野
経営体制	創業メンバー・大学研究者 が経営を主導	経営の主軸が 専門人材へ移行	経営管理体制 を高度化
大学との関わり	大	中	小
研究活動	大学研究者が深く 関与技術・アイデア検証	大学研究成果を 活用しつつ事業側主導	研究の主軸は 企業内に移行
大学との関わり	大	中	小
事業活動	研究者が事業活動に関与	製品開発・改善を 主体的に実施	生産・製造・ 流通体制の確立
大学との関わり	中	小	小
資本政策	創業メンバーが出資・シード調達	アーリーラウンド での資金調達	ミドル・レーター調達は 資本市場対応
大学との関わり	大	中	中

2．事業成長の過程においてスタートアップ・インテグリティが重要となる理由

大学の研究成果や大学研究者が深く関与するスタートアップにおいては、事業の成長段階に応じて、留意すべきスタートアップ・インテグリティ上の論点が変化していきます。とりわけ、大学との関係性の強さや外部からの見え方が変わることにより、求められる配慮や説明の内容も段階的に高度化していきます。

創業期・シード期においては、スタートアップの活動が大学研究者個人の研究活動と密接に結び付いていることが多く、まずは大学本務とスタートアップ活動の切り分けが重要となります。経営層に大学の所属者がいる場合には、大学における本務とスタートアップでの活動が混在していると受け取られないよう、役割や時間、意思決定の区別を明確にする必要があります。また、研究面においては、大学知財（営業秘密を含む）とスタートアップ知財の切り分けや、大学の研究データ・ノウハウ・個人情報の流出防止の適切な管理が求められます。特に創業前の起業アイデアや技術情報は、優位性があり、海外機関が獲得に関心をもち狙われることもあるため、研究セキュリティ・インテグリティの観点からも十分な注意が必要です。

アーリー期に入ると、大学との共同研究や取引関係が具体化し、スタートアップの事業活動が対外的にも可視化されていきます。この段階では、大学との取引判断とスタートアップとしての経営判断を切り分けることが一層重要となります。自己契約や双方代理と見なされない意思決定体制を確保するとともに、公的研究活動における研究不正や研究費不正を防止するための管理体制を整える必要があります。また、研究設計や研究実施において、特定のスタートアップへの便宜供与と受け取られないよう配慮することや、

研究成果の利用やスタートアップ取引の適正性を確保することが求められます。これらは、研究インテグリティとビジネスインテグリティの双方に関わる重要な論点です。加えて、スタートアップの海外 VC からの投資や海外企業や大学との研究開発での連携のなかでは、我が国が優位性をもつ技術の窃取等、技術流出のリスクに十分留意する必要があります。資本政策においては、VC 等の外部投資家からの出資が本格化し、スタートアップの事業内容やガバナンス、知的財産の状況について、第三者の視点から厳格な確認（デューデリジェンス（※4）等）が行われるようになります。この段階では、大学由来の知的財産や研究成果が事業の中核を占めるケースも多く、大学知財の帰属や利用状況、秘密情報の管理体制が、投資判断に直接影響する重要な要素となります。

さらに、ミドル・レーター期に進むと、大学の直接的な関与は相対的に弱まる一方で、過去の関係性に起因する説明責任や社会的影響への配慮が引き続き求められます。研究活動や事業活動が海外展開や社会実装に進む中で、研究セキュリティや安全保障輸出管理、国際産学連携に関するリスクが顕在化します。また、大学ブランドを利用した事業展開については、大学全体の信頼性や評価に影響を与える可能性があるため、レピュテーションリスクへの対応が重要となります。加えて、IPO や M&A といった資本政策上の局面では、大学との関係性をどのように整理し、外部に対して説明するかが問われることになります。

このように、スタートアップ・インテグリティ上の留意点は、成長ステージに応じてその重心が移り変わりますが、いずれの段階においても、大学との関係性を前提とした公正性・透明性の確保と、社会に対する説明責任を意識した対応が重要である点は共通しています。

（※4）デューデリジェンスとは投資や提携等に際して、知的財産や契約関係、リスクの有無を第三者が確認・評価する手続きのこと。経済安全保障上の重要技術に関連する取引におけるリスクの特定及びマネジメントに関する確認・評価もデューデリジェンスとされる。

表 1-5：スタートアップの各ステージにおけるスタートアップ・インテグリティの観点

	創業期・シード期	アーリー期	ミドル・レーター期
経営	▪ 経営層に大学の所属者がいる場合、大学本務とスタートアップ活動の切り分け（**責務相反**） ▪ 大学組織の意思決定とスタートアップ経営判断の切り分け（**利益相反**）	▪ 大学との取引判断とスタートアップ経営判断の切り分け（**利益相反**） ▪ 自己契約・双方代理と見なされない意思決定体制の確保（**利益相反**）	（大学の直接関与は限定的だが、過去の関係性に起因する説明責任やレピュテーションリスクに留意）
研究	▪ 大学知財（営業秘密含む）とスタートアップ知財の切り分け（**知財管理／技術流出**） ▪ 大学の研究データ・ノウハウ・個人情報の管理（**秘密情報管理／研究セキュリティ／情報セキュリティ**）	▪ 公的研究活動の増加に伴うリスク管理体制の整備（**研究不正／研究費不正**） ▪ 研究設計・研究実施において特定スタートアップへの便宜供与と見られない体制の確保（**利益相反／研究インテグリティ**） ▪ 海外機関との連携における利益相反・技術流出等の管理（**研究セキュリティ／インテグリティ**）	▪ 研究活動の海外展開に伴う管理（**研究セキュリティ／安全保障輸出管理／国際産学連携**）
事業	▪ 公的研究費の適切な運用体制の確保（**研究費不正／研究インテグリティ**） ▪ 研究成果の活用・資金配分における便宜供与の排除（**利益相反／研究インテグリティ**）	▪ 研究成果利用の適正性の確保（**研究インテグリティ**） ▪ スタートアップ取引の適正性の確保（**取引業務に係る責任／契約遵守**）	▪ 事業活動の海外展開・社会実装に伴う管理（**研究セキュリティ／安全保障輸出管理**） ▪ 大学ブランドを利用した事業展開における社会的影響の管理（**レピュテーションリスク**）
資本政策	▪ 大学・大学 VC 関与における中立性の確保（**組織の利益相反**）	▪ 大学知財のデューデリジェンスを想定した知財・秘密情報の管理（**知財管理／秘密情報管理**） ▪ 海外資本算入における技術流出防止のためのデューデリジェンス（**研究セキュリティ**）	IPO・M&A 時における大学関係の整理と説明責任（**組織の利益相反／レピュテーションリスク**）

CHAPTER

2

スタートアップ・インテグリティに関する行動指針

本章では、大学とスタートアップが協働して活動を進める際に、スタートアップ・インテグリティの観点から留意すべき基本的な考え方や基準について整理しています。役員兼業や一般兼業、産学官連携、寄附、知的財産の取扱い、学生の関与など、スタートアップに関わる代表的な活動類型を対象として、各大学における実務フローや学内判断を検討する際の参考情報として、リスクの所在や検討の視点を提示するものです。

2 - 1	役員兼業	017
2 - 2	一般兼業・クロスアポイントメント・出向	023
2 - 3	共同研究・受託研究	028
2 - 4	学術コンサルティング	031
2 - 5	寄附・寄附講座・共同研究講座	033
2 - 6	研究情報・技術データの提供	038
2 - 7	技術移転（特許・著作物・成果有体物）	045
2 - 8	学生の関与	049
2 - 9	物品購入や役務供給等の取引	053
2 - 10	学内の場所・設備・機器利用	057
2 - 11	成果の公表（宣伝・PR）	061
2 - 12	公的資金への関与	063

第 2 章　スタートアップ・インテグリティに関する行動指針例

第 2 章では、スタートアップと大学との連携活動について、各種学内手続きに基づいて区分したうえで、具体的な事例ごとに、スタートアップ・インテグリティの観点から想定されるリスクの留意点、対応指針および参考基準を整理しています（表 2-1）。ここで示す指針は、想定される代表的な事例をもとに一例として整理したものであり、個別具体的な状況によっては、必ずしも同一の判断や対応が求められるとは限られません。また、大学ごとに方針や手続きは様々であるので、ここで掲載している指針と異なった対応方法をとることも許容されます。

本資料で提案する一つの方法は、スタートアップに関与する教職員及び学生が、定期的、または、特定活動ごとに、スタートアップの活動内容について、大学とスタートアップが事前に協議を行い、大学との合意のうえで透明・公正にスタートアップ等との連携を進めることです。この合意の範囲内であれば、自らの判断で、スタートアップの活動を行うことが可能になります。この合意内容に関連して、活動内容に変更が生じた場合には、その都度、協議をすることが望ましいと考えています。

各事例に対する指針は、全国の大学の運用実態や法令や関連指針等の動向を踏まえ、定期的に見直しを行いながら運用することが好ましく、今後、本指針例も変更される可能性があることにご留意ください。

以下の表は、スタートアップとの連携に関わる大学手続きの一覧（典型事例）を示したものです。

表 2-1：スタートアップとの連携に関わる大学手続きの一覧

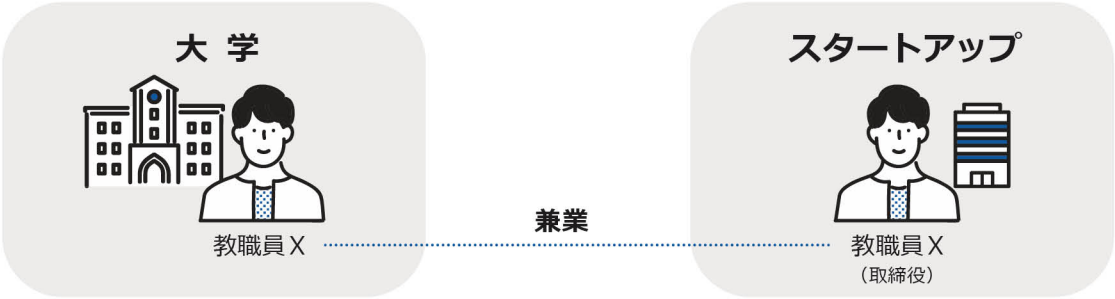
区分	項目	事例
人事・服務	兼業（役員兼業）	▪ 大学の教職員がスタートアップの取締役になるケース ▪ 大学の教職員がスタートアップの代表取締役になるケース ▪ 大学の教職員がスタートアップの株主になるケース
	兼業（一般兼業・クロスアポイントメント・出向）	▪ 大学の教職員等がスタートアップの役員以外の役職で雇用されるケース ▪ 大学とのクロスアポイントメントでスタートアップに勤務するケース
産学官連携	共同研究・受託研究	▪ 教職員 X が取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース ▪ 教職員 X が代表取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース
	学術コンサルティング	▪ スタートアップの兼業と学術コンサルティングの両方に携わるケース
	寄附・寄附講座	▪ スタートアップからの寄附による研究を実施するケース ▪ スタートアップからの寄附による寄附講座を設置するケース ▪ 大学が新株予約権を取得するスタートアップの産学協同研究講座を設置するケース ▪ 寄附講座の設置に関する判断・関与の立場にある役職の教職員が、自身が利害関係を有するスタートアップの寄附講座を設置するケース
	研究情報・技術データの提供	▪ 機微技術等（安全保障輸出管理）に関わるケース ▪ 機微技術等（研究セキュリティ・インテグリティ）に関わるケース ▪ 創業前にピッチコンテストで大学の研究成果を発表するケース
	知財技術移転（特許・著作物・成果有体物）	▪ スタートアップと研究成果有体物譲渡等契約を行うケース
学生の関与	学生の関与	▪ 学生発スタートアップに指導教員（主査）が関与するケース ▪ 教職員発スタートアップに研究室の学生が関与するケース ▪ 指導教員が関与するスタートアップから社会人学生を受入れるケース
商取引	物品購入や役務供給等の取引	▪ スタートアップから物品購入（有償）を行うケース ▪ スタートアップから装置等を借用するケース ▪ 大学 VC の投資先であるスタートアップに業務委託を行うケース
施設利用	学内の場所・設備・機器利用	▪ スタートアップの研究員が研究室の機器を利用するケース ▪ スタートアップが大学の施設をイベントで利用するケース
成果の公表	成果の公表（宣伝・PR）	▪ スタートアップが大学の研究成果を宣伝・PR で用いるケース
公的資金	公的資金への関与	▪ 公的プロジェクトにスタートアップが参画するケース ▪ 公的プロジェクトにおいてスタートアップに再委託を行うケース

2-1 役員兼業

事例１

大学の教職員がスタートアップの取締役になるケース

大学の教職員が、スタートアップに取締役として参画し、経営方針の決定や事業運営に関与する一方で、代表権は持たず、大学における教育・研究活動を主たる本務として継続するケースです。



留意点

大学に帰属する教職員は雇用契約に基づき大学に対する責務を負いますが、一方で、取締役に就任することにより、スタートアップに対する忠実義務等の責務も負います。この両者の責務が対立することを利益相反・責務相反（エフォート管理、教育・研究の責任等との相反）といい、１人の教職員が二重の責務を負うことによるリスクは、スタートアップにおける活動時間が過重になる場合や、大学とスタートアップとの間に取引関係が生じる場合に顕在化することになります。

指　針

大学の教職員がスタートアップの取締役となる場合には、大学における教育・研究上の責務と、スタートアップの経営に関与する立場との間で、利益相反や責務相反が生じ得ることを十分に認識する必要があります。特に、教職員が大学とスタートアップの双方の意思決定や活動に関与することにより、大学の判断が特定のスタートアップに有利に働いているとの誤解を招く可能性がある点に留意が必要です。そのため、大学での本務とスタートアップでの活動については、時間、場所、業務を切り分け、成果の帰属を明確にすることが重要です。

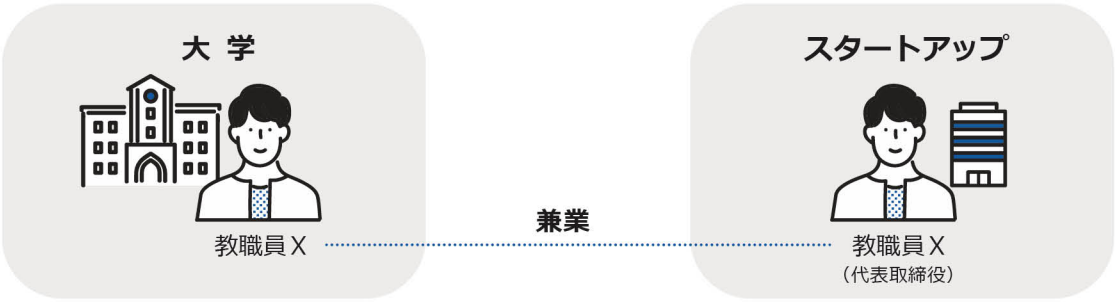
基準（参考）

① 実際のスタートアップでの活動は、本務外として本務に支障がない業務時間・内容において従事しなければならず、事前に、兼業許可申請書を提出し届け出る必要がある。兼業許可申請書に記載し、許可された業務内容、時間数の範囲を超える活動は認められない。スタートアップにおける活動内容の変更があれば、再度の兼業許可申請を行う。
② 大学の研究とスタートアップの活動は、内容、場所、時間、資金面等で切分けを十分に行い、社会等から疑問を生じないようにする。
③ スタートアップの立場で生じた成果の切り分けを行い、知的財産等の成果物の帰属の透明性を確保する。
④ 大学とスタートアップとの間の取引（共同研究、産学協同研究講座、再委託、物品・役務等、知財技術移転等）において、大学の教職員は、大学の代表者としても、また、スタートアップの代表者としても、交渉・署名を行わない。

事例２

大学の教職員がスタートアップの代表取締役になるケース

大学の教職員が、自身の研究成果等を活用したスタートアップを設立し、その代表取締役として経営の意思決定や事業運営の中心的役割を担うケースです。教職員は、大学における教育・研究活動と並行して、スタートアップの経営責任を負う立場となります。なお、大学によっては、兼業規程等によって、代表取締役としての兼業が認められない例や、下記の指針と異なるマネジメントを実施する例もあります。



留意点

大学の教職員がスタートアップの代表取締役として就任する場合、会社法上、当該スタートアップの経営に関する最終的な責任を個人として負う立場となる点に留意が必要です。スタートアップにおいて法令違反、契約不履行、不祥事等が生じた場合、その原因が他の役員や社員の過失・故意によるものであっても、会社の代表者として責任を問われる可能性があります。このため、大学構成員である教職員（学生を含む）がスタートアップの代表取締役に就任することは、通常の取締役就任と比べ、リスクマネジメント上、より慎重な判断と対応が求められる立場であることを十分に認識する必要があります。

指　針

大学の教職員がスタートアップの代表取締役となる場合には、取締役として関与する場合と比べ、スタートアップにおける業務執行や対外的な代表行為に関与する範囲が広くなることから、大学における本務との関係性について、より丁寧な整理が求められます。そのため、大学における教育・研究上の本務と、スタートアップの代表取締役としての業務については、時間、場所、業務を切り分け、成果の帰属を明確にすることが重要です。

基準（参考）

「事例１：大学の教職員がスタートアップの取締役になるケース」の基準に加えて以下の基準を設けることが考えられます。

① 大学の教職員等が唯一の代表取締役として就任することは差し控える。ただし、スタートアップの創業段階に限り、大学の教職員等が唯一の代表取締役等に就任することを認める一方で、創業後一定期間（例：１年以内）を目安として、体制の見直し・改善を行うことを条件とするなどの対応も考えられる。

② 大学とスタートアップの取引（共同研究・物品購入等）では、スタートアップ側の契約代表者は学外の者（教職員Ｘ及びその二親等内の親族 は除かれる）とする。大学との取引（共同研究・物品購入等）が発生するまでには、学外の者（教職員Ｘ及びその二親等内の親族（※5）は除かれる）である代表取締役が単独で就任するか、もしくは追加で就任し、スタートアップ側では学外者の代表取締役を代表するのが好ましい。仮に、代表取締役が教職員Ｘ１名のみの場合であっても、契約締結については学外者の取締役が代表するなどの措置を講じることが望ましい。

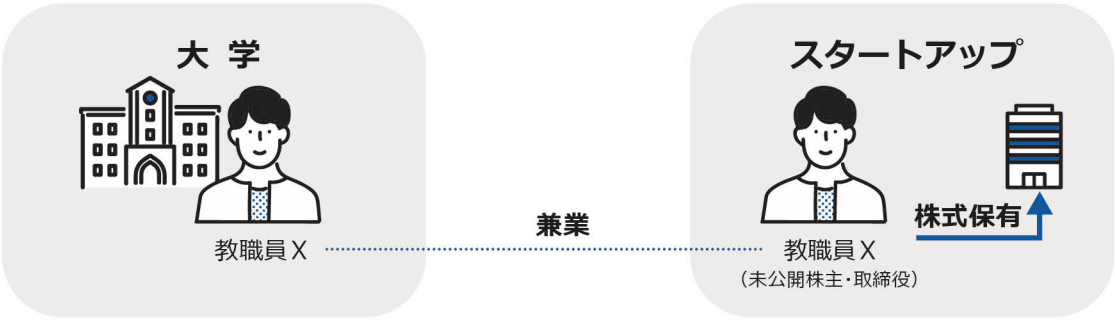
③ 大学の教職員Ｘがスタートアップの代表取締役の役職を継続している場合には、定期的にモニタリングし、必要に応じて利益相反マネジメント委員会の承認または確認を必要とする。

（※5）二親等内の親族とは、配偶者、子、本人と配偶者の親・兄弟姉妹・祖父母・孫が含まれる。

事例３

大学の教職員等がスタートアップの株主になるケース

大学の教職員が、研究成果の事業化や起業支援の一環として、スタートアップの株式や持分を保有するケースです。教職員は、株主として経済的利益を得る立場となる一方で、大学における教育・研究・組織運営への責務を引き続き担います。



留意点

教職員Ｘがスタートアップの取締役及び株主であることにより、大学の責務とスタートアップの活動に利益相反・責務相反等が生じる懸念があります。株主は、株式会社であるスタートアップの実質的な所有者であり、その持分に応じて、スタートアップの役員の選任・解任権限を有するなどスタートアップの意思決定に直接影響を及ぼすことが可能であり、また、株式の譲渡等により直接利益を受ける場合があります。

指　針

大学の教職員等がスタートアップの株主となる場合には、株主が株式会社であるスタートアップの実質的な所有者として、役員の選任・解任等を通じて経営に影響を及ぼし得る立場にあること、また株式の譲渡等により直接的な経済的利益を得る可能性があることを十分に認識する必要があります。多くの大学の学内規程に基づくと、教職員Ｘは取締役としての利益相反・責務相反に加えて、株主である場合は、その保有状況や株式譲渡等の経済的利益を報告する義務があります。

基準（参考）

「事例１：大学の教職員がスタートアップの取締役になるケース」の基準に加えて

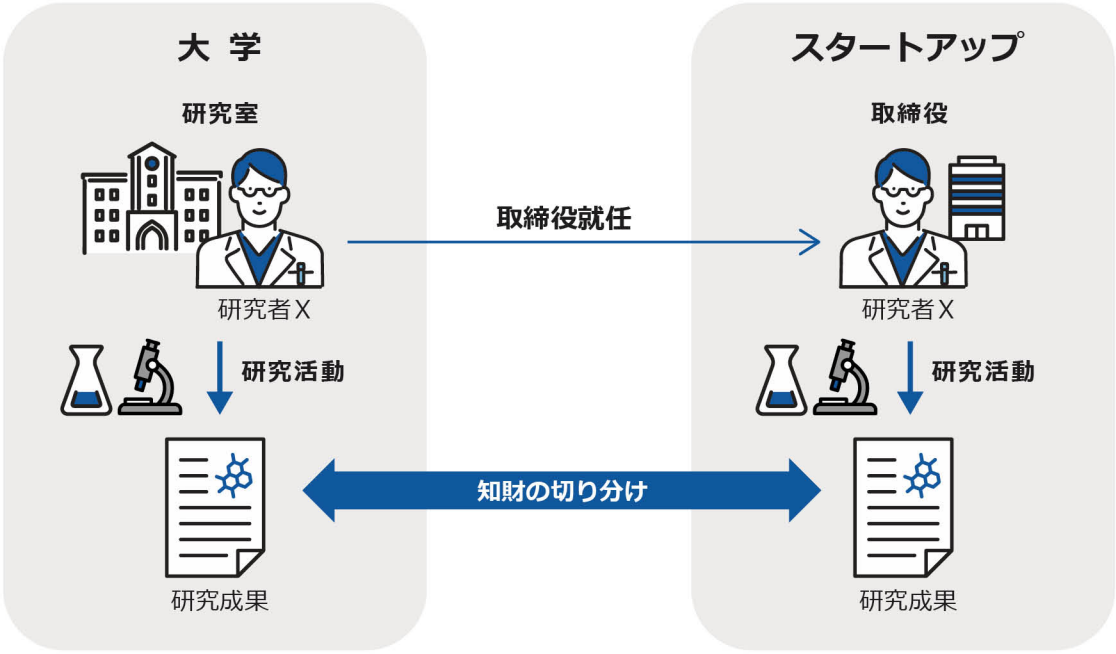
① 株式の保有状況について、定期的に自己申告し、透明性を確保する。特に、株式譲渡・新株発行等により保有状況に変更があった場合には、その変更の理由や経済的利益を報告する。

② スタートアップの株式・持分を 50%以上保有する場合には、スタートアップの意思決定に大きく関与するため、大学及びスタートアップの連携活動における利益相反に一層の注意をする。

事例 4

スタートアップの取締役の大学研究者が スタートアップ側の立場で研究活動を実施するケース

研究者 X は、スタートアップの取締役に就任しており、同社における研究活動を独自に進めたいと考えています。大学での研究とスタートアップ側での研究が混在する可能性が高く、成果の帰属や活動の切り分けが課題となります。



留意点

大学に雇用される研究者は、教育・研究活動に対して責務を負いますが、一方でスタートアップ取締役としては企業側の忠実義務を負うため、二重の責務が衝突し得ます。このように、大学教職員としての責務とスタートアップ取締役としての責務が併存する状況は、利益相反・責務相反の典型であり、研究活動の公平性や大学の中立性に疑義をもたらすおそれがあります。また、大学で得られた研究成果・設備・人材が不適切にスタートアップ側へ持ち込まれると、成果の帰属の不透明化、技術流出、知財紛争などの重大なリスクが生じます。さらに、研究テーマや研究データの混在は、共同研究や技術移転契約にも影響を与え、大学とスタートアップ双方の信頼を損なう結果につながり得ます。

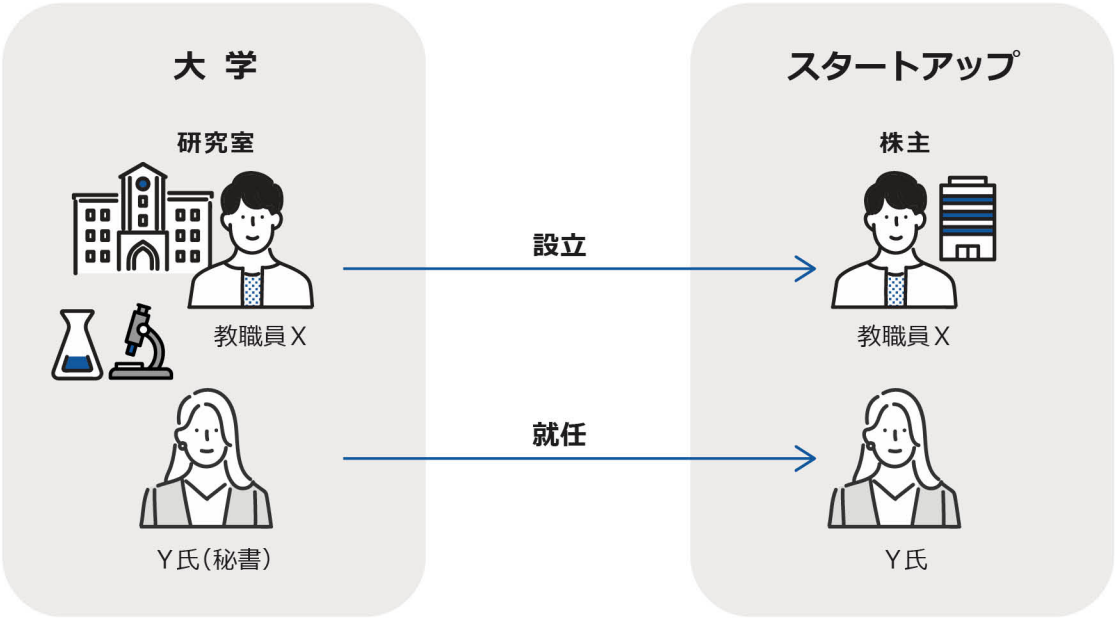
参考指針

大学とスタートアップの研究活動を明確に切り分け、場所・資金・時間・設備・データ・人材などの区別を徹底する必要があります。研究者は、兼業許可で認められた範囲に沿って活動し、大学とスタートアップにおける自身の立場を適切に整理しなければなりません。また、取締役としての研究活動は大学の研究活動とはできる限り区別し、適正な手続きなく大学の研究資源を無償利用しないようにする必要があります。大学とスタートアップ間の契約や共同研究に関しては、研究者本人が双方を代表して交渉・署名することを避け、利益相反の外観を生じさせないようにマネジメントすることが求められます。

事例 5

大学教員が設立する大学発スタートアップにおいて、研究室のアルバイト秘書が代表取締役に就任予定者として記載するケース

教員 X は学内発スタートアップの設立・認定申請を行いましたが、その際、代表取締役の役職に、研究室でアルバイト秘書として雇用している Y の名前が記載されていました。Y の給与は教員 X の研究費から支払われており、スタートアップにおける役職人事が教員 X の影響下にあるとみなされる可能性があります。



留意点

研究費によって雇用されているアルバイト秘書を、教員 X が主導するスタートアップの代表取締役に据える場合、教員と秘書との間の雇用関係が企業側の意思決定に影響を与え得るため、結果として利益相反・責務相反が生じる懸念があります。大学内部から見ても、研究費を背景とした従属関係が、スタートアップにおける人事に不当な影響を与えていると受け取られるリスクがあります。さらに、秘書業務とスタートアップ経営との役割混同が生じることで、大学の公正性や透明性が損なわれる可能性も指摘されます。大学としては、第三者から見たときの「利益相反・責務相反の外観」を重視し、スタートアップの健全性が損なわれないよう管理する必要があります。

参考指針

大学教員の関係者が、当該大学教員の設立したスタートアップの代表取締役等に就任すること自体は、法令上直ちに問題となるものではありません。

また、スタートアップの創業初期においては、人的・資金的リソースが限定されることが一般的であり、事業の立ち上げ段階において大学教員の関係者が経営陣を担うケースも少なくありません。

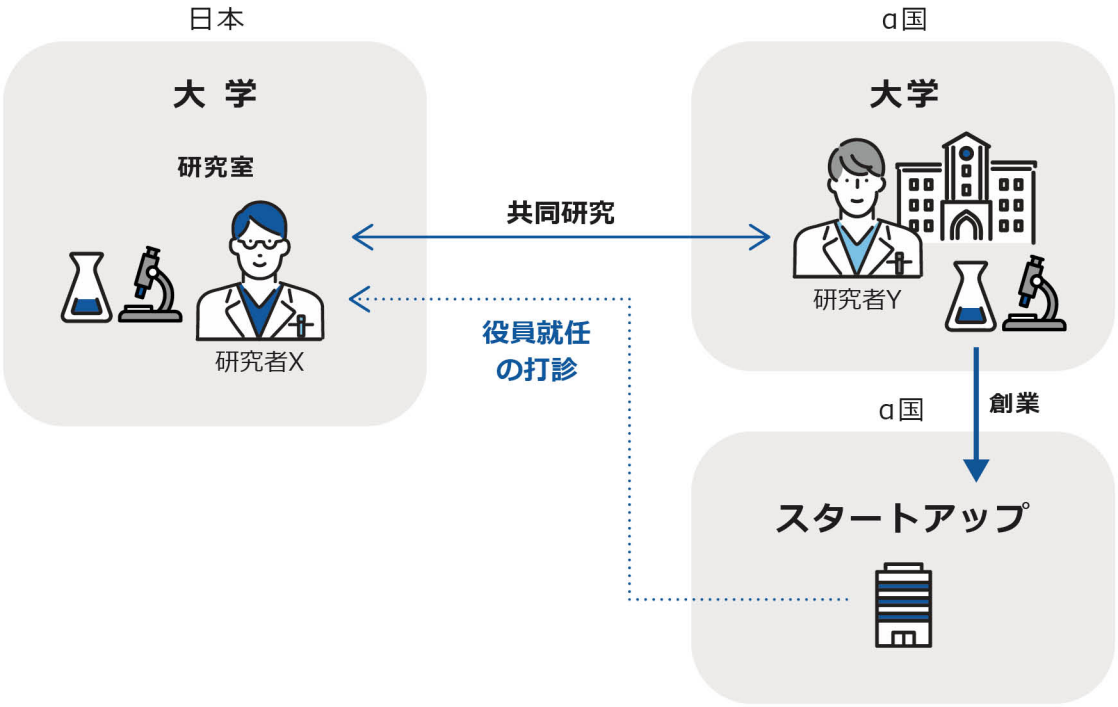
ただし、大学教員としての就業規則上の職務専念義務と、スタートアップの取締役としての会社法上の善管注意義務・忠実義務との間にコンフリクトが生じる懸念から、特に代表権のある役員の兼業については、各大学において慎重な取扱いをする例が多くみられます。

このような状況を踏まえ、前提として代表取締役が実質的な責任を担うことを説明できる場合には、スタートアップの創業段階に限り、大学教員に関連する関係者が代表取締役等に就任することを認める一方で、創業後一定期間（例：1 年以内）を目安として、利益相反または責務相反が生じうる体制の見直し・改善を行うことを条件とするという対応が考えられます。大学と関係性を持ちながらスタートアップが成長していくにあたっては、大学内部の雇用関係や指揮命令関係に起因する利益相反・責務相反が生じうる構造を早期に整理・解消し、大学の公正性および透明性が確保される企業体制を段階的に構築していくことが求められます。その際、大学および研究者は、外観上の不適切性が生じないよう、役割分担、人事体制、資金の流れ等について説明可能性を確保しながら対応することが重要です。

事例 6

大学教員が外国大学との共同研究の延長で設立されるスタートアップ企業から役員就任の打診を受け、特定類型該当の懸念があり大学に相談があったケース（※6）

研究者 X は α国の大学の研究者 Y と共同研究を進めており、その成果を基に α 国でスタートアップ企業を立ち上げる構想が持ち上がりました。共同研究者の一人として、本学教員に当該企業の役員就任の打診がありました。しかし、相手国側の組織・研究者・資金提供者の属性次第では、日本の安全保障輸出管理制度における「特定類型」（※7）に研究者 X が該当する可能性があったため、研究者教員から大学へ相談が寄せられました。



留意点

外国のスタートアップ企業の役員就任は、外国政府・外国機関からの指揮命令がある場合など関係が密接な場合、特定類型該当として扱われる可能性があり、日本国内での研究活動・技術提供に強い制約が生じ得ます。また、研究成果や技術情報の流出リスク、利益相反の外観、大学の社会的信用への影響も大きい点に留意が必要です。役員就任によって、研究者個人の責務が二重化し、大学の利益と企業の利益が対立する場面が発生する可能性もあります。

参考指針

大学は、外国側企業の関係者・資金源・協力機関・契約条件等を詳細に確認したうえで、日本の安全保障輸出管理制度における特定類型の該当性を判断する必要があります。また、研究者 X について、大学での雇用関係に基づく職務上の指揮命令が、スタートアップ等の外部組織からの指揮命令に優先することを明確にした合意文書が得られる場合（※8）には例外適用が可能であることを教員へ説明し、合わせて利益相反への留意事項も伝えたうえで、役員就任可否について研究者本人に検討を求めることになります。大学としては、技術流出・レピュテーションリスク・責務相反を回避するマネジメントを徹底し、必要に応じて役員就任を控えるよう助言します。

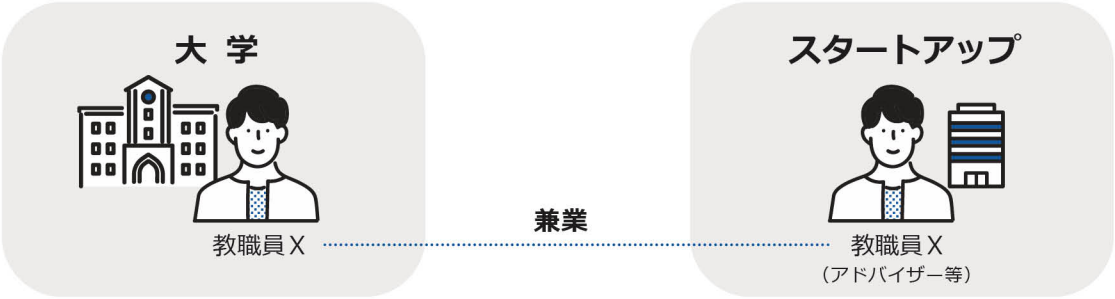
（※6）事例は、筑波大学山越祥子「研究者向け教育プログラム開発を目指した国際オープン化に伴うリスクの具体事例に関する調査研究の報告」（2025年1月）を参照した。
（※7）「特定類型該当者」とは、居住者のうち類型的に非居住者の非常に強い影響力にある者を指します（詳細は 2-6 研究情報・技術データの提供参照）。
（※8）詳細は「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第五版」参照。

2-2 一般兼業・クロスアポイントメント・出向

事例7

大学の教職員がスタートアップの役員以外の役職で雇用されるケース

大学の教職員等が、スタートアップの役員には就任せず、スタートアップとの雇用契約に基づき、技術的助言、経営助言、学術的知見の提供等を目的として、従業員等として雇用されるケースです。教職員等は、本務とは別に、兼業として、限定的な範囲でスタートアップの活動に関与します。



留意点

スタートアップにおける兼業には取締役等の役員以外に、雇用契約に基づく従業員、技術顧問等として従事する形態があります。この場合、スタートアップとの雇用関係に基づき、業務内容や遂行方法について当該スタートアップから直接的な指揮命令を受ける立場となるため、大学における教職員としての中立性が損なわれるおそれがあります。その結果、利益相反・責務相反（エフォート管理、教育・研究の責任等）が生じるほか、大学とスタートアップの関係において、教職員の判断や行動がスタートアップに不当に有利となる大学との取引（その外観）のおそれが生じ得ます。

指　針

兼業に割く時間や関与の度合いによっては、本務である教育・研究活動への影響が生じるおそれがあります。そのため、エフォート管理を適切に行い、本務に支障を来さない範囲で活動することが重要です。そのため、大学とスタートアップとの取引に関しては、教職員等が交渉や意思決定に関与しないことを含め、兼業許可申請を適切に行うこと、業務の区別や成果物の帰属の明確化を行うことなど、利益相反に配慮した措置が必要となります。

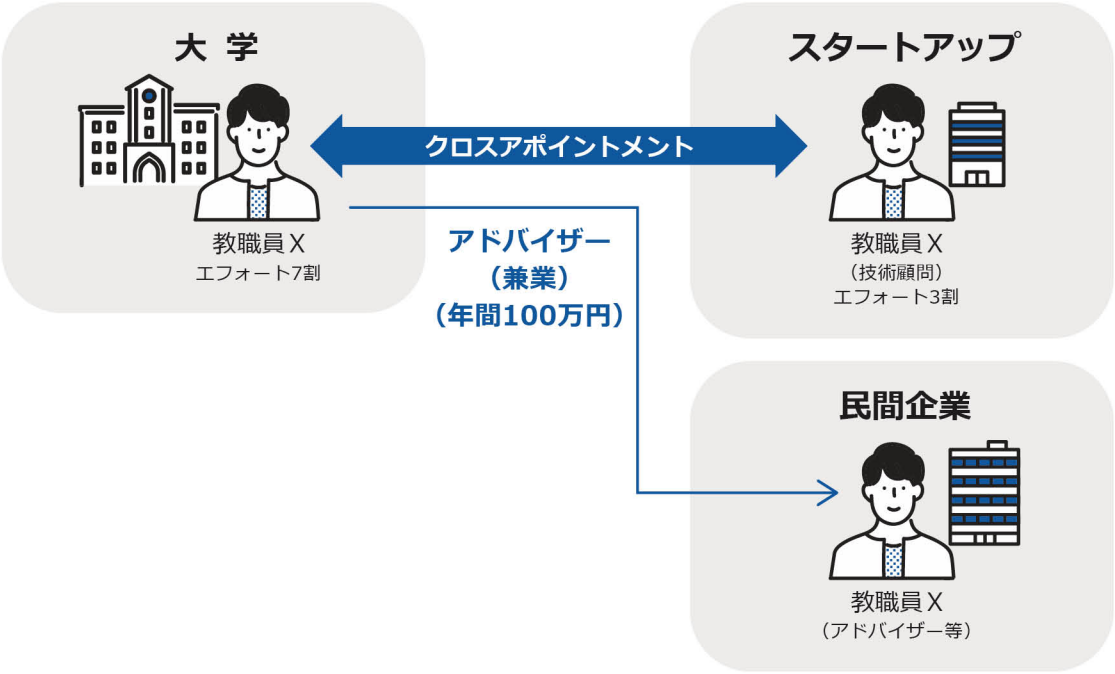
基準（参考）

① スタートアップとの雇用契約に基づく兼業は、本務外として本務に支障がない業務内容において従事する。
② 教職員Xのスタートアップでの実際の活動は、雇用形態、業務内容、指揮命令関係を含めて兼業許可申請書に記載し、許可された内容、時間数にとどめる。活動内容の変更があれば、再度の兼業許可申請を行う。
③ 大学の研究とスタートアップの活動は、内容、場所、時間、資金面で切分けを十分に行い、社会から疑問を生じないようにする。
④ 大学の教職員としての立場と、スタートアップに雇用される立場で生じた成果物の帰属を明確化し、知財の帰属及び利用関係の透明性を確保する。
⑤ 大学とスタートアップとの間の取引（共同研究、共同研究講座等、再委託、物品・役務等、知財技術移転等）において、大学の教職員は、スタートアップを代表して交渉・署名を行わない。

事例８

大学とのクロスアポイントメントで スタートアップに勤務するケース

大学の教職員等が、クロスアポイントメント制度を活用し、大学とスタートアップの双方に所属しながら、一定のエフォート配分のもとで業務に従事するケースです。教職員等は、大学での教育･研究活動とスタートアップでの業務を並行して行う立場となります。以下の例では、教職員 X は、大学：スタートアップ (エフォート率 = 7 :3) のクロスアポイントメントを想定しています。また、教職員 X は、他の民間企業との間でも兼業（アドバイザー）を実施しています。



留意点

教職員が大学とスタートアップとの間のクロスアポイントメント制度を利用することに加え、別の民間企業におけるアドバイザー等の兼業を行う場合、複数の立場に基づく業務が並行して発生することから、クロスアポイントメント先と大学業務とのバランスに関するエフォート管理を行う必要が生じます。また、教職員は、大学とスタートアップ、民間企業において、それぞれ秘密情報や研究成果に接することとなりますので、そのコンタミネーションが生じないようにしなければなりません。

指　針

クロスアポイントメント制度により教職員等がスタートアップに派遣される場合には、大学とスタートアップそれぞれにおける役割や責務が明確に整理されていることが重要です。大学での教育･研究上の本務と、スタートアップでの業務内容が混在した場合には、成果の帰属や責任の所在が不明確となり、結果として利益相反や責務相反が生じたと受け取られるおそれがあります。そのため、派遣にあたっては、研究内容、業務範囲、従事時間、従事場所、研究費や設備の利用、成果の取扱い等について、事前に整理し、双方の立場が混同されないよう配慮することが望まれます。また、クロスアポイントメント期間中に大学とスタートアップとの間で共同研究や取引等が行われる場合には、教職員等が直接の意思決定や調整に関与しない体制を確保するなど、適切な距離感を保つことが重要です。

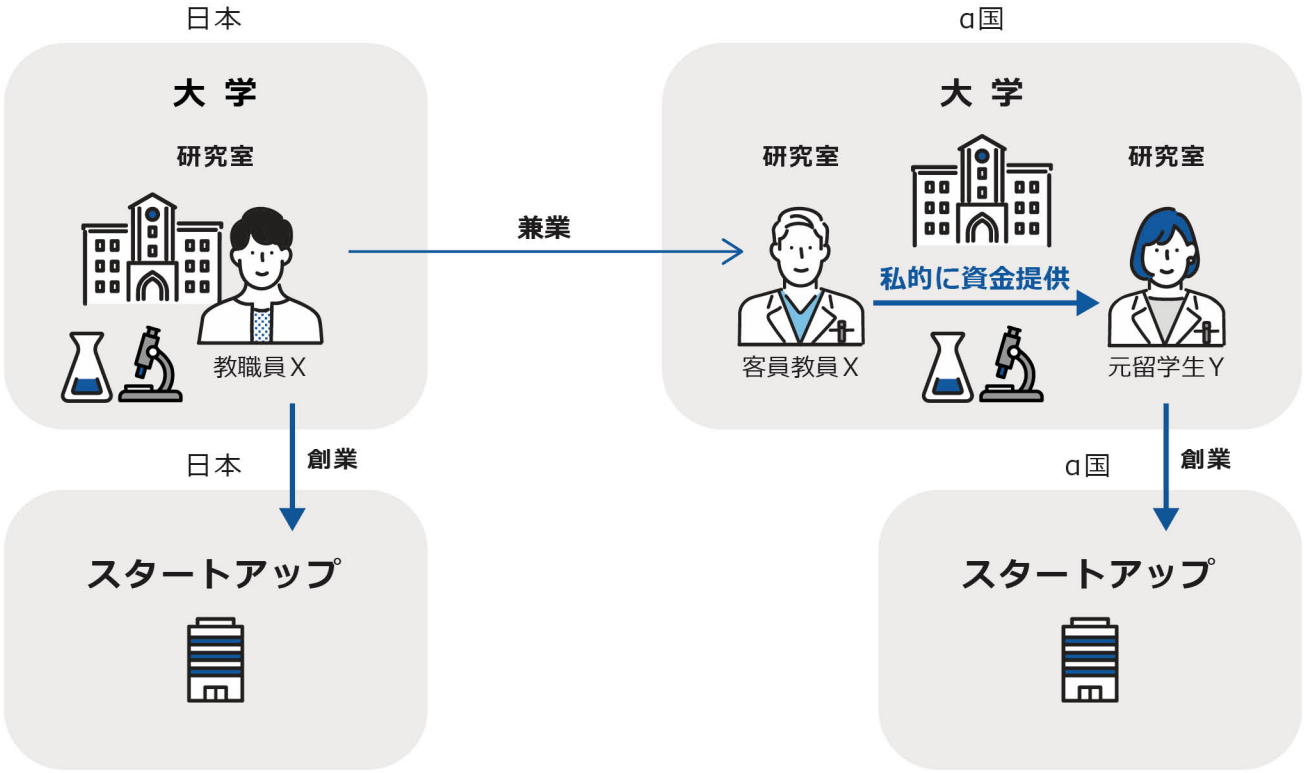
基準（参考）

① 教職員 X は、大学、スタートアップ、民間企業いずれの活動をしているのか、それぞれの成果の帰属について認識をし、立場の混同が起こらないようにする。
② クロスアポイントメント制度での業務及び兼業活動について、従事期間や従事場所を記録する等のエフォート管理を行うようにする。
③ 研究ノートの活用等によって、それぞれの立場での成果帰属の透明性を確保する。
④ それぞれの立場で得た秘密情報及び発表前の成果について、当該立場以外の機関に共有を行わない。

事例 9

大学教員が外国大学での客員教員活動に加え、外国側で元留学生が設立したスタートアップに個人的資金提供という形で関与するケース

教員 X は、かつて自身が指導した元留学生 Y がα国の外国大学に就職したことを契機に、その大学の客員教員として兼業で関与していました。外国大学では、日本同様に研究室を構え、学生指導や独自の研究活動を行っており、研究に必要な人的リソースは主に外国側で確保されていました。一方、日本国内では教員 X が出資・役員となるスタートアップを設立しており、さらに外国側でも元留学生が設立した別のスタートアップが存在しました。教員 X はこの外国側スタートアップに対し、正式な投資契約や株主取得という形をとらず、元留学生 Y に対して資金提供を行い、「個人間契約の形式で出資した」扱いとしてもらう意向を示していました。このような関係性は、研究セキュリティ・インテグリティの観点だけでなく、資本関係の透明性や利益相反の外観にも重大な懸念を生じさせる状況です。



留意点

教員 X が国内外で複数の立場（大学教員、国内スタートアップ役員、外国大学客員教員、外国側スタートアップへの潜在的出資者）を同時に有することで、研究成果・人的資源・知的財産の境界が不明瞭になり、研究セキュリティ・インテグリティ上のリスクが高まります。

特に、外国側でのスタートアップに対して、創業者個人との私的な取り交わしの中で資金提供を行うという形式は、当該スタートアップへの正式な出資（株式取得等）として外形的に把握されにくい形で資本提供が行われ、実質的な資本関係や影響力が不透明となるおそれがあるため、外形的にも不適切な利益相反の構造を生みます。また、日本の大学及び外国大学の活動を通して得られた研究情報や学生の研究成果が、国内外のスタートアップ活動に流用される可能性があるなど、技術流出・知財混在・責務相反の観点からも慎重な判断が必要です。

参考指針

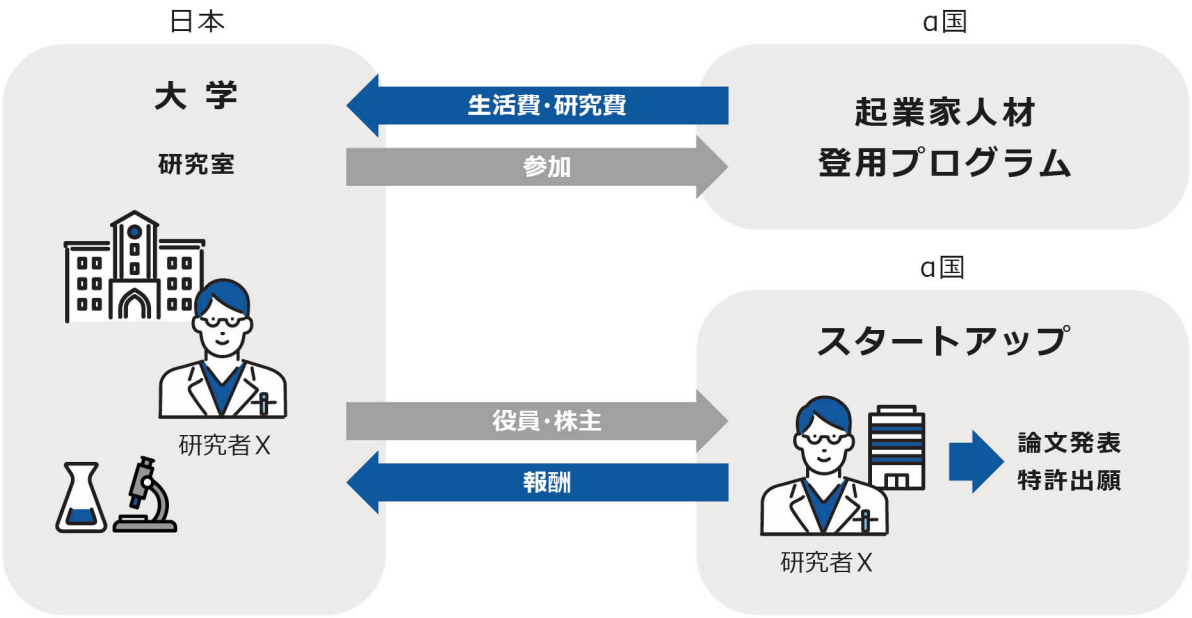
教員 X は、自身の国内外における研究活動・兼業・スタートアップ関与について、研究セキュリティ・インテグリティの観点から大学に申告し、活動の可否や制限事項について大学の組織的判断を仰ぐ必要があります。また、利益相反については大学規程に基づき利益相反マネジメントを受けて適切に開示し、透明性を確保することが不可欠です。

大学は、外国側スタートアップへの「個人間契約による出資」という不透明な関与を避けるよう助言するとともに、デューデリジェンスを実施し、資本関係・研究成果・技術情報が混在しないよう管理措置を講じる必要があります。国内外の研究活動の切り分けが明確にできない場合、活動自体の制限または禁止も検討すべきです。

事例 10

大学研究者が複数の外国スタートアップ企業の役員・株主であること、外国大学での研究者記載・特許出願などが判明したケース

外部からの情報提供を契機に、大学の研究者 X がa国の起業家人材登用プログラムに参加し、生活費・研究費を受け取っていた可能性が浮上しました。調査の結果、当該研究者は外国の複数のスタートアップ企業において役員・筆頭株主として登記され、さらに外国大学所属としての論文発表、外国大学を出願人とする特許出願に関与していました。論文著者や特許出願人には、外国ユーザーリスト・米国エンティティリスト掲載機関も含まれており、大学として重大な安全保障リスクおよび規程違反の疑いから調査が必要となりました。



留意点

兼業規程・安全保障輸出管理規程・職務発明規程に関する未申告は、研究インテグリティの重大な毀損につながります。特に外国政府系プログラムやエンティティリスト関連機関との関わりは、大学の信用を失墜させる危険性があります。故意に事実が隠される場合、調査で真実に到達することは難しく、再発防止には制度的対応が必須です。

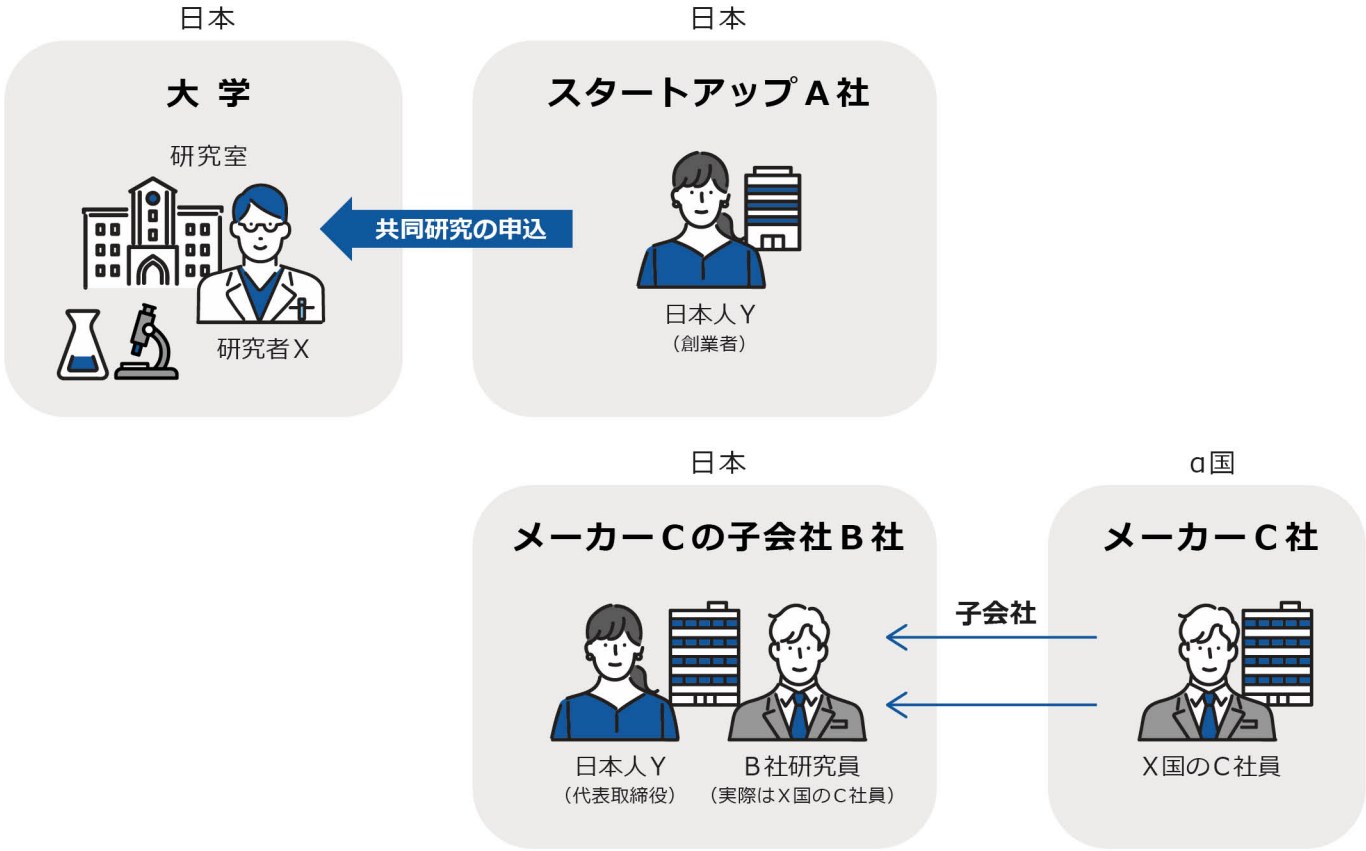
参考指針

研究者は、大学規程に基づいて、活動実態・兼業実績・受領資金を大学に正確に開示し、適切な申請・届出を行う必要があります。大学は、デューデリジェンス等を通じて兼業状態、安全保障輸出管理違反の有無、職務発明該当性を確認し、重大なリスクがある場合には速やかに対処します。また、制度不備や届出漏れを防ぐため、大学全体での統一的な対応基準が必要です。

事例 11

国内企業との共同研究として申請された案件が、実際には外国企業が深く関与していることが判明したケース（※9）

日本人 Y が設立した国内スタートアップ A 社から共同研究の申込みがありました。日本人 Y はa国の生活用品メーカー C の日本子会社 B 社の代表取締役も兼ねており、共同研究には B 社も加えてほしいとの意向が示されていました。当初は国内企業同士の契約として協議が進められましたが、提出された契約書案に記載された B 社研究員の名前がa国の国籍と思われるものであったため確認したところ、実際にはメーカー C の社員であることが判明しました。



留意点

国内企業を経由した共同研究であっても、実質的に外国企業が研究対象技術へのアクセスを得る形となる場合、安全保障輸出管理や技術流出リスクが生じます。共同研究の成果物・ノウハウ・中間データが外国企業へ渡る可能性があり、国内企業と契約するから安全というわけではありません。特に研究員の実態や最終的な技術の利用者を把握しないまま契約を締結することは重大な危険を伴います。

参考指針

共同研究の契約検討段階で、相手企業の構成員・研究者の実態・背後企業を必ず確認する必要があります。国内企業を含む案件でも、外国企業の関与が疑われる場合には、安全保障輸出管理手続を実施し、研究対象技術が規制対象かどうかを明確にします。また、提供技術が外国企業に流れる前提でリスク評価を行うことが求められます。

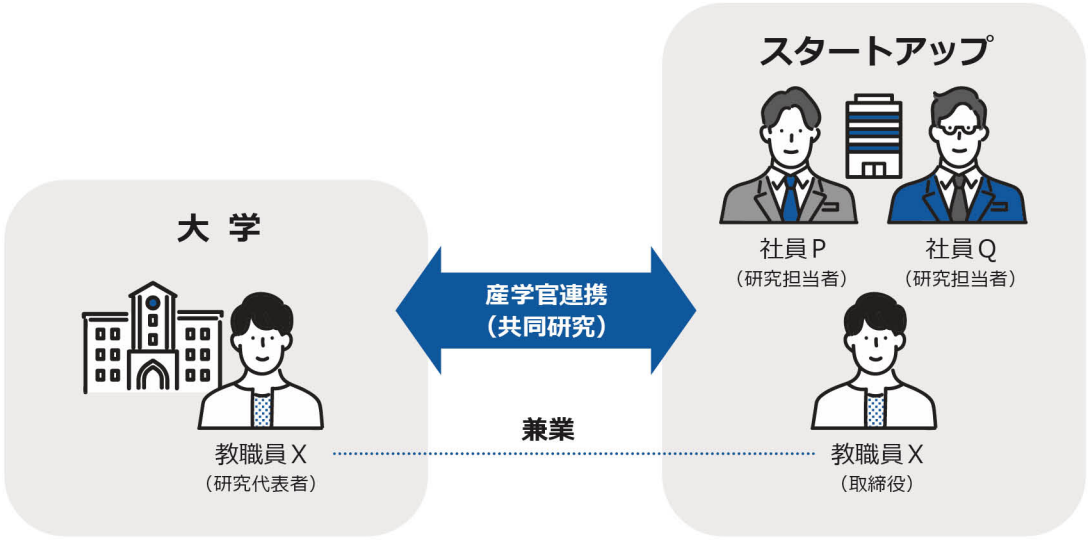
（※9）本事例は、筑波大学山越祥子「研究者向け教育プログラム開発を目指した国際オープン化に伴うリスクの具体事例に関する調査研究の報告」（2025年1月）を参照した。

2-3 共同研究・受託研究

事例 12

教職員 X が取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース

大学の教職員 X が取締役として関与しているスタートアップと、大学との間で共同研究契約を締結し、研究開発を実施するケースです。教職員 X は、大学側の研究者として研究活動に従事すると同時に、スタートアップの経営に関与する立場にあります。（大学側の研究代表者：教職員 X、スタートアップ側の研究担当者：社員 P 及び社員 Q）



留意点

教職員が取締役兼業を行うスタートアップとの間で共同研究等の産学官連携活動を行う場合、利益相反・責務相反のリスクが高まります。

指　針

教職員 X が取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行う場合には、大学における研究活動とスタートアップの事業活動との関係性について、丁寧な整理が求められます。特に、教職員 X が大学とスタートアップ双方の立場に関与することから、研究テーマの設定、役割分担、成果の取扱い等について、外部から見ても理解しやすい形で整理しておくことが重要です。

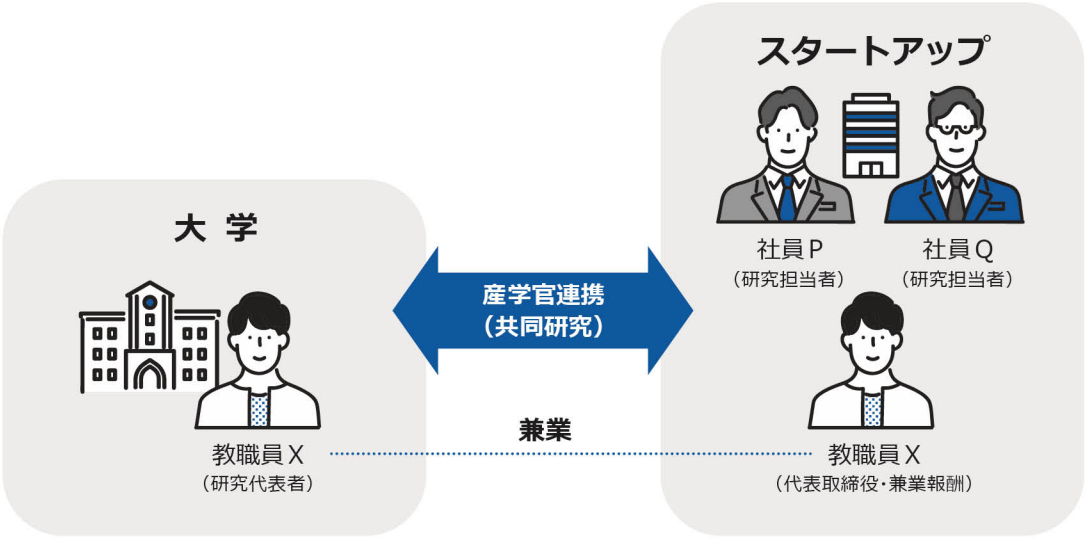
基準（参考）

① 教職員 X 等の大学に所属する者は、大学側のメンバー（研究代表者、研究担当者）のみとして関与するのが好ましい。仮に、スタートアップ側のリソースが限られるためにスタートアップ側のメンバーとして共同研究に関与する場合は、当該共同研究に従事する時間は、兼業許可申請書の範囲内に限られることとなる。
② 大学側のメンバーとして教職員 X が行った発明は、大学の職員等が行った発明として、大学の規程に従って取り扱われる。
③ 教職員 X は、大学での本務である研究（共同研究を含む）とスタートアップの業務の切り分け（研究内容、PC やメールアドレス、活動場所や活動時間の区別等）を実施する。
④ 大学とスタートアップとの間の共同研究契約等の取引において、教職員 X は、大学側においても、スタートアップ側においても、関与しない。具体的には、交渉の場面において、交渉や、契約内容に影響を及ぼす活動を行うことはせず、また、契約書の締結の場面においても、署名捺印を行う代表者にはならない。
⑤ 共同研究契約書の内容（研究テーマ、資金、役割分担、設備利用、人員、成果の扱い）は、実際上の研究遂行を適正に実施できるものとし、スタートアップにとって不当に有利なものであってはならない。
⑥ 共同研究において、スタートアップの研究員が常時、大学に派遣されることが見込まれる場合には、研究料の支払いが必要となる。

事例 13

教職員 X が代表取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース

大学の教職員 X がスタートアップの代表取締役として経営責任を負う立場にあり、そのスタートアップと大学との間で共同研究を実施するケースです。教職員 X は、大学における研究活動とスタートアップの事業運営の双方に深く関与することになります（大学側の研究代表者：教職員 X、スタートアップ側の研究担当者：社員 P 及び社員 Q）。なお、大学によっては、兼業規程等によって、代表取締役としての兼業が認められない例や、下記の指針と異なるマネジメントを実施する例もあります。



留意点

教職員が代表取締役として兼業しているスタートアップとの間で共同研究等の産学官連携活動を行う場合、事例⑥の取締役兼業の場合と比べて、一層利益相反のリスクが高まります。

指　針

教職員 X が代表取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行う場合には、取締役として関与する場合と比べ、スタートアップにおける業務執行や意思決定への関与の度合いが大きいことを踏まえ、大学とスタートアップそれぞれの役割や責務について、より丁寧な整理が求められます。特に、大学とスタートアップとの間で研究契約や資金の授受が行われる場面では、関与のあり方によっては、役割分担や意思決定の整理が重要となる場合があります。そのため、共同研究においては、研究担当者、研究内容、研究場所、研究費の管理、成果の帰属等について、大学とスタートアップの立場が混同されないよう、あらかじめ整理しておくことが望まれます。

基準（参考）

「事例 12：教職員 X が取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース」に加えて

① 大学とスタートアップの共同研究契約等契約条件の交渉にあたって、教職員 X は、交渉や契約内容に影響を及ぼす活動は行わない。

② 大学との共同研究契約等の締結にあたっては、学外の者（教職員及びその二親等以内は除かれる）である代表取締役が単独で就任もしくは追加で就任するのが好ましく、スタートアップ側では学外の者（教職員及びその二親等以内は除かれる）の代表取締役が決裁を実施する。仮に、代表取締役が教職員 X 1 名のみの場合であっても、契約締結については学外者の取締役が代表するなどの措置を講じることが望ましい。

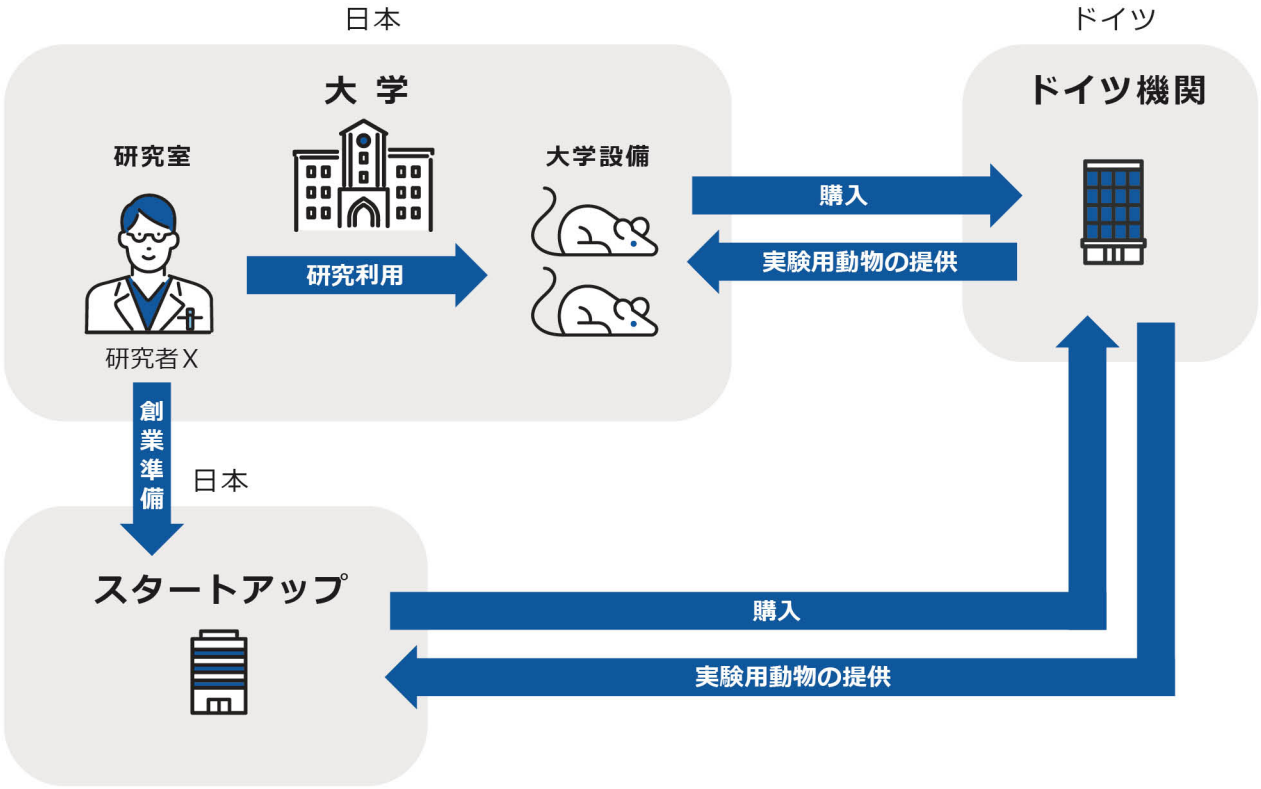
③ 大学の教職員 X がスタートアップの代表取締役の役職を継続している場合には、定期的にモニタリングし、必要に応じて利益相反マネジメント委員会の承認が必要となる。

事例 14

大学教員が海外から研究用に入手した遺伝資源を用いて起業して、受託サービスに利用するケース

研究者 X は研究用にドイツから入手した実験用動物および遺伝子組換体を用いて、薬剤候補物質のスクリーニング受託サービスを行うスタートアップを設立しようとしていました。これらの遺伝資源は、入手時の契約において研究利用および遺伝子組換が許可されていましたが、大学からスタートアップへ当該実験用動物および遺伝子組換体を譲渡する場合に、営利利用の範囲が不明でした。

相手先（ドイツ機関）に確認した結果、①受託サービスとして使用することは可、②遺伝資源自体の流通・販売は不可との回答が得られました。入手した実験用動物については、スタートアップにおける利用の可否が未定であり、起業段階での確認が必要でした。



留意点

海外遺伝資源の取扱いには、MTA（Material Transfer Agreement）・共同研究契約・ABS（Access and Benefit-Sharing）（※10）等、多層的な法的義務が伴います。海外から入手した契約において、研究目的の利用に限定されている場合、営利活動での利用は研究利用と区別され、契約に違反すると重大な契約違反や資源提供停止につながるおそれがあります。研究段階で許された行為がそのまま企業活動に適用できるとは限らず、使用許諾範囲を曖昧にしたまま起業すると、大学・教員・スタートアップが法的責任を負うリスクがあります。なお大臣確認について環境省や農林水産省等の監督官庁に確認が必要な場合があります。

参考指針

大学は、起業を相談する教員に対し、遺伝資源の提供機関へ営利利用の可否および範囲の確認を義務づける必要があります。MTA や共同研究契約の条件を遵守し、研究利用と企業活動を明確に区別させるとともに、研究現場での資源管理を適切に行い、未承認の増殖・二次利用が生じない体制を整えることが重要です。また、ABS ※手続きとして適切な手続きが取得されているかを確認し、大学として標準的な管理基準と手続を整備する必要があります。

（※10）ABS とは、生物多様性条約に基づき、遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）の頭文字をとったものである。具体的には、遺伝資源の利用者は、「提供国の同意（PIC：prior informed consent）」及び「相互に合意する条件（MAT：mutually agreed terms）の設定（契約の締結）」に基づき、提供国への利益配分（非金銭的利益が含まれる場合がある）が必要となる。提供国法令でのルールによっては、研究目的での利用の際の提供国の同意（PIC）が取得されていても、第三者譲渡や、営利目的での利用の際には再度の PIC が必要になる場合がある。

2-4 学術コンサルティング

事例 15

教職員 X がスタートアップの兼業と学術コンサルティング制度の両方に携わるケース

大学の教職員 X が、スタートアップに対して個人として兼業（アドバイザー・コンサルタント等）を行うと同時に、大学の制度である学術コンサルティングを通じて、当該スタートアップに専門的知見を提供するケースです。教職員 X は、個人としての立場と大学の教職員としての立場の双方でスタートアップに関与します。



留意点

教職員が兼業許可を得てスタートアップにおけるアドバイザーや技術顧問に就任していることに加えて、大学がスタートアップとの間で学術コンサルティング契約を締結している場合、教職員の兼業と学術コンサルティングとの間にコンタミネーションが生じるリスクが高まります。

指 針

教職員 X がスタートアップの兼業と学術コンサルティング制度の両方に携わる場合には、個人としての兼業活動と、大学の制度に基づく学術コンサルティングとの間で、役割や成果、報酬、責任の所在が不明確となる「コンタミネーション」が生じるリスクが高まることを十分に認識する必要があります。兼業として行う助言と学術コンサルティングとを明確に区分し、混同が生じないように留意する必要があります。

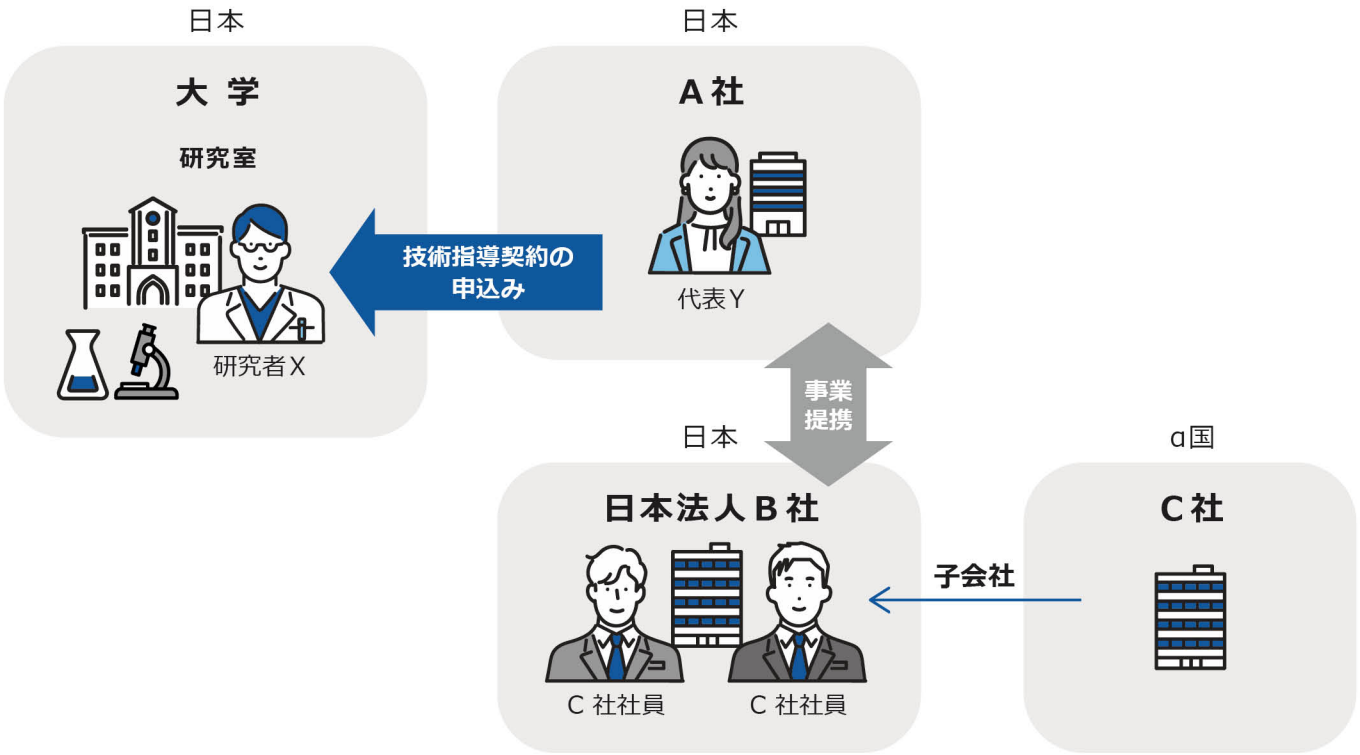
基準（参考）

① 学術コンサルティング及び兼業活動での業務内容を、担当部署まで提示し、学術コンサルティングの他に兼業が必要である理由（合理性・相当性）を説明する。
② 教職員 X は、本務である研究（学術コンサルティングを含む）と兼業活動の切り分け（研究内容、PC やメールアドレス、活動場所や活動時間の区別等）を実施する。
③ 大学とスタートアップとの間の学術コンサルティング契約において、教職員 X は、大学及びスタートアップ側で交渉・署名を行わない。
④ 兼業許可申請書、学術コンサルティング契約書（テーマ、報酬、コンサルティング料、担当者、実施場所、設備利用等）の内容は、実際上、適正に実施することが可能なものとする。

事例 16

スタートアップから、実態の不明な企業を加えて研究者に技術指導契約の依頼があったケース

スタートアップ A 社から、研究者 X へ技術指導契約が申し込まれました。A 社代表 Y からは、外国企業 C 社とその日本法人 B 社を含む三者間契約としたいとの希望がありました。しかし、B 社の登記住所はシェアオフィスで、技術指導に参加予定の B 社社員（契約書への記載の有無に関わらず経歴が確認されている者）はすべてα国の国籍と思われる名前でした。産学連携部門は B 社との契約を国内取引として進めようとしていましたが、研究者 X の確認依頼により実態調査を行ったところ、社員は全員 C 社の社員であることが判明しました。最終的に、契約は C 社を加えた四者契約に改められ、安全保障輸出管理条項の追加、リスト規制非該当性の確認、キャッチオール規制の確認など、適切な輸出管理手続を踏まえて契約承認が行われました。



留意点

契約相手が外国企業である場合、国内法人を介した実態の不透明化が起こりやすく、外国人研究者・外国企業による技術取得が生じ、安全保障輸出管理上のリスクがあります。研究者自身が輸出管理の該非判断や技術内容の申告を怠ると、外為法違反等の重大な結果に結びつくおそれがあります。また、事前審査を誤ると、大学全体が不適切な相手先と契約を結んだとの評価を受けるという研究セキュリティ上のレピュテーションリスクが発生します。

参考指針

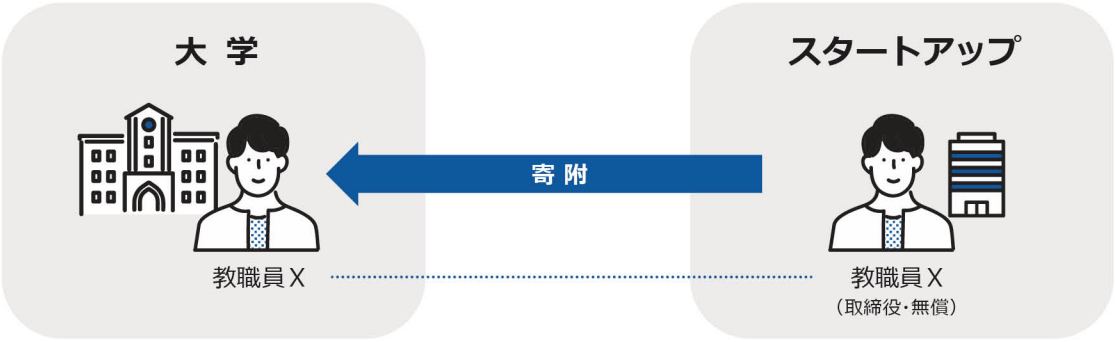
研究者は契約に関わる相手企業の実態を事前に確認し、産学連携部門・輸出管理部門と連携して適正な技術分類・該非判定、デューデリジェンスを行う必要があります。契約内容には輸出管理遵守条項を必ず含め、契約承認時には安全保障輸出管理の手続書類を添付するなど、大学規程に基づいた手続きを完遂することが求められます。産学連携部門は、法人格が国内にあっても実態が外国企業である場合があることを認識し、国内取引であっても油断せず審査を行う体制を整える必要があります。

2-5 寄附・寄附講座・共同研究講座

事例 17

スタートアップからの寄附による研究を実施するケース

教職員Xの研究成果を活用したスタートアップ（教職員Xは取締役・無償）から、教職員Xの研究室に寄附をして、研究を進めるケースです。



留意点

教職員が利害関係を有するスタートアップが当該教職員の研究室に寄附の供与をする場合、利益相反上の観点からは、寄附の対価としての便宜供与の疑念があり、また、寄附金が当該研究室の研究費や報酬と混同することも防止する必要があります。

指　針

スタートアップからの寄附による研究を実施する場合には、寄附が研究活動への不当な影響や便宜供与と受け取られることのないよう、大学としての公正性・中立性を確保する観点から慎重なリスクマネジメントが求められます。特に、教職員が当該スタートアップと利害関係を有する場合には、寄附の趣旨や使途、研究成果の取扱いについて透明性を高め、寄附と研究費、報酬、共同研究等との混同が生じない体制を構築することが重要です。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第３章 3-5」を参照してください。

基準（参考）

① 寄附に関して、対価性の疑いを回避するため、特定の成果提供を対価に設定しない。また、寄附の見返りとして研究成果等の提供等の便宜供与を行わない（単なる研究成果の簡単な報告はこの限りでない）。
② 寄附の実態が取締役としての兼業報酬やスタートアップとの共同研究費等の性質であることは認めない。
③ 寄附の供与のある会社の製品等（医薬品等）に関連する研究成果の中立性には特に配慮し、製品等についてのコメントや広告宣伝も控えるのが望ましい。
④ 寄附金受入れの審査に、スタートアップに利害関係をもつ教職員は関わることはできない。

事例 18

スタートアップからの寄附による寄附講座を設置するケース

教職員 Z の研究成果を活用したスタートアップからの寄附を受け入れ、特定の研究分野やテーマに関する寄附講座を設置し、教育・研究活動を行うケースです。寄附講座の運営には、寄附元であるスタートアップとの継続的な関係が伴います。



留意点

教職員が利害関係を有するスタートアップの寄附により寄附講座を開設する場合は、利益相反上の観点から、中立性や便宜供与の疑念に対する配慮が必要となります。また、寄附講座での研究にあたっては中立性を損なわないように特に注意してください。

指　針

スタートアップからの寄附により寄附講座を設置する場合には、寄附講座が大学の教育・研究活動の一環として運営されるものであり、特定の企業や事業体の利益を目的とするものではないことを明確にする必要があります。特に、教職員が当該スタートアップと利害関係を有する場合には、寄附講座の設置や運営が特定スタートアップへの便宜供与や研究成果の囲い込みと受け取られるおそれがあるため、意思決定過程や研究内容の透明性を一層高めることが求められます。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

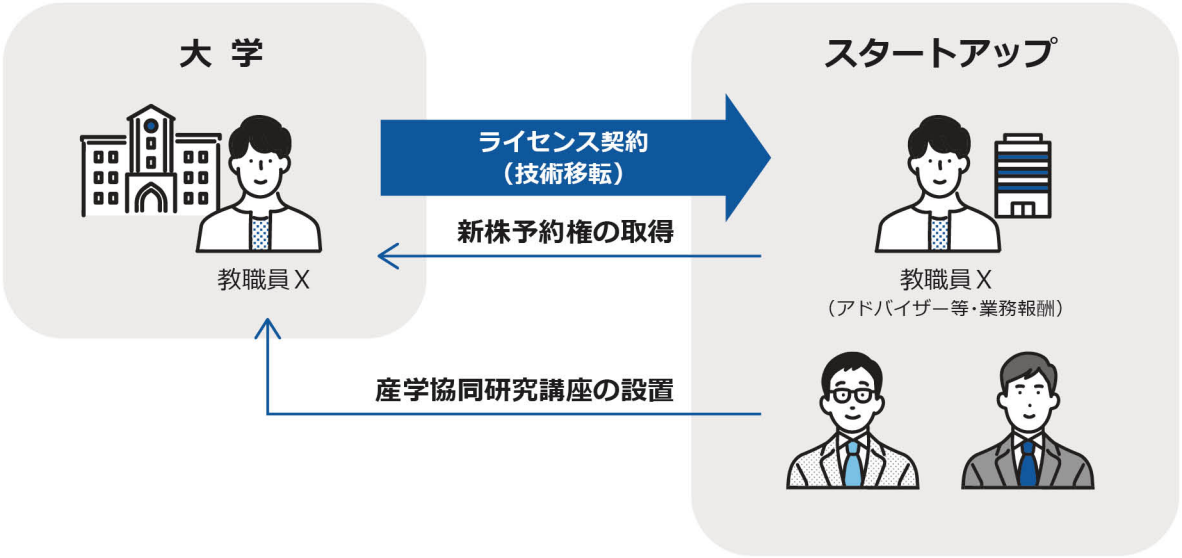
基準（参考）

① スタートアップ寄附講座は、寄附の性質上、スタートアップに見返りがあるものではないので、寄附講座内の未公開の研究データや成果を優先的にスタートアップに提供することはできないこととする（仮に研究成果の共有をしながら研究をともに実施するならば共同研究の形態をとる）。
② 大学（寄附講座）とスタートアップとの共同研究、物品・役務契約、技術移転契約等が発生する場合には、寄附の見返りとしての便宜供与があったと疑われないよう特に注意する。
③ 寄附講座の受入れの審査に、スタートアップに利害関係をもつ教職員は関わることはできない。

事例 19

大学が新株予約権を取得する スタートアップの産学協同研究講座を設置するケース

大学が、スタートアップに対する特許権実施許諾契約等の対価として新株予約権を取得し、そのスタートアップが産学協同研究講座を設置するケースです。大学は、教育・研究活動の実施主体であると同時に、当該スタートアップに対して経済的利害関係を有する立場となります。



留意点

大学はスタートアップに対して特許権実施許諾契約などのライセンス契約の対価として新株予約権を取得する場合があります。大学が新株予約権を保有するという利害をもつことによって、当該スタートアップに対して優遇措置の外観への懸念および誤解が生じる可能性があります。その疑念等を排除するために、大学としては、適正な手続きを経て公正な判断を行うことは当然ですが、さらにそのような手続における議事録等の資料を作成しておく必要があります。

指　針

大学が新株予約権を保有するスタートアップとの間で産学協同研究講座を設置する場合には、大学が当該スタートアップに対して経済的利害関係を有することにより、研究講座の設置や運営が特定スタートアップへの優遇措置であるとの疑念を招くおそれがあることを十分に認識する必要があります。そのため、講座設置の必要性や妥当性については、学術的意義や教育・研究上の合理性に基づき、公正な判断が行われていることを明確に説明できる状態を確保することが重要です。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

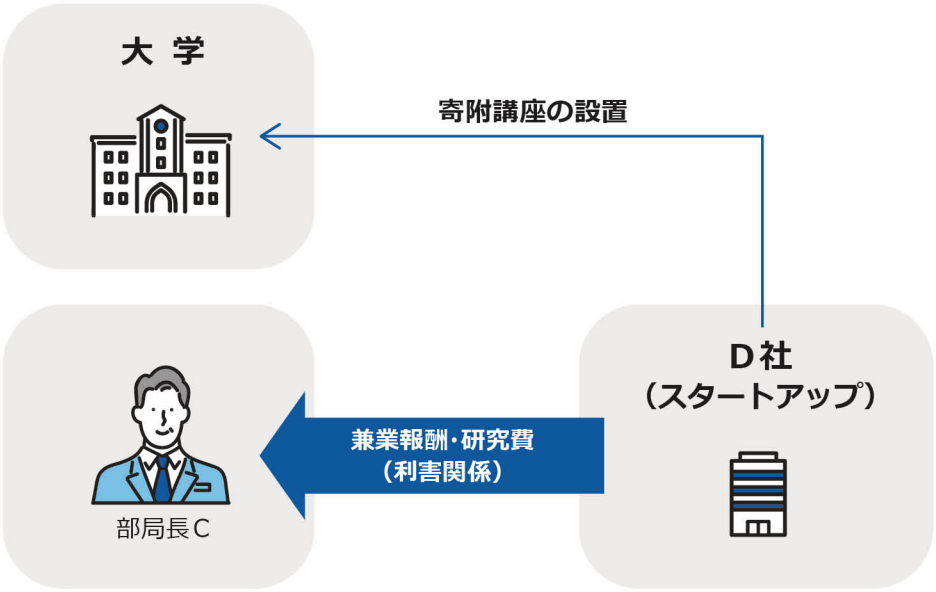
基準（参考）

① スタートアップが産学協同研究講座を設置する必要性を文書等により担保する。
② 学内規程に従い、産学協同研究設置に際するプロセスの適切性・公正性を確保する。
③ 産学協同研究講座設置に伴う契約内容及び実際の講座での研究の遂行での公正性（施設・設備・人材・雇用経費・成果帰属等）を担保する。
④ 産学協同研究講座の設置の審査に、スタートアップに利害関係をもつ教職員 X は関わることはできない。
⑤ 上記①～④について審議を行う会議体での議事録を保管し、社会から疑問を呈されたように説明できるようにしておく。

事例 20

寄附講座の設置に関する判断・関与の立場にある役職の教職員が、自身が利害関係を有するスタートアップの寄附講座を設置するケース

大学の部局長Cが、役員就任や株式保有等により利害関係を有するスタートアップからの寄附を受けて、当該部局に寄附講座を設置するケースです。部局長Cは、組織としての意思決定権限を有する立場にある一方で、スタートアップとの間に経済的又は人的な利害関係を有する状況にあります。



留意点

部局長Cが利害関係を有するスタートアップの寄附により寄附講座を開設する場合は、利益相反上の観点から、中立性や便宜供与の疑念に対する配慮が必要となります。また、寄附講座での研究にあたっては中立性を損なわないように特に注意してください。特に、役員・部局長等の組織的な意思決定権者においてスタートアップとの利害関係がある場合、決裁権の行使に際して、組織としての利益相反に疑念を生じさせるリスクが高まりますので注意が必要です。

指　針

部局長等の組織的な意思決定権者が利害関係を有するスタートアップの寄附により寄附講座を設置する場合には、大学としての意思決定の公正性や中立性が特に強く問われることを認識する必要があります。そのため、当該部局長等は、寄附講座の受入れや設置に関する審議・決裁から原則として関与せず、利害関係を有しない教職員や上位機関による代替的な意思決定プロセスを確保することが求められます。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第３章 3-5」を参照してください。

基準（参考）

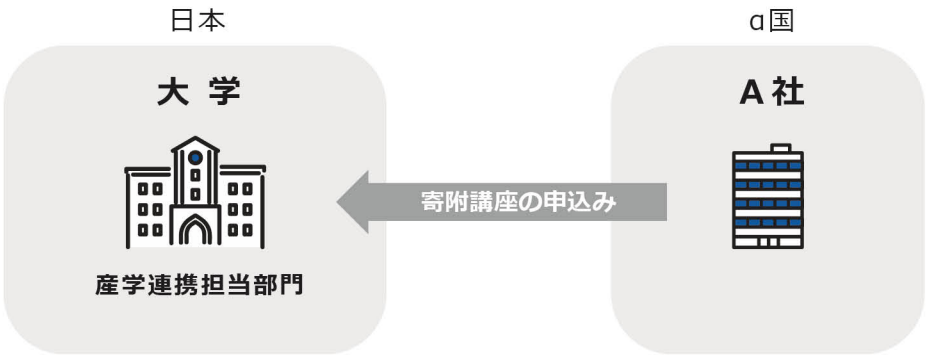
以下の項目を満たしているか、担当部署（利益相反／研究インテグリティ部署等）に確認を依頼する。必要に応じて、利益相反マネジメント委員会等の判断を仰ぐ。

① 学内規程等に基づき、適正な契約手続きを行う。
② 利害関係があり意思決定権者である部局長Cの教授会等での決裁権行使の回避を行う。
③ 寄附講座では、D社にとって不当に有利な内容での契約締結を行うことや、研究の独立性・中立性を損なう疑義のある研究遂行をしてはならない。
④ 寄附講座で生じた未公開の研究成果やデータを、寄附講座の寄附元D社へ優先的に報告することはできない。
⑤ 部局長Cは、D社との間に新たな経済的利害関係等が生じる場合には事前に利益相反マネジメント自己申告を行う。

事例 21

国際的な安全保障上の懸念が指摘されている海外企業からの寄附講座の設立の打診があったケース

大学に対して、国際的に事業を展開するα国の海外スタートアップ企業 A 社から、研究支援や大学活動に対する寄附講座の設立の打診がありました。当該企業については、各国政府や国際社会において、安全保障や情報管理に関する懸念が指摘される状況が生じていました。



留意点

大学が外部企業から寄附講座の開設の依頼を受け入れる場合、その判断は研究内容の妥当性だけでなく、大学の中立性や公益性、社会からの信頼、国際的な評価にも影響を及ぼします。特に、安全保障上や情報管理に関する懸念が指摘されている企業との資金の連携関係は、たとえ学術的に問題がなくとも、大学が特定の立場や活動に関与しているとの外観を生じさせるおそれがあります。

また、新規受入れと既存契約の取扱いをどのように区別するか、判断の一貫性や説明責任をどのように確保するかといった点も、大学として慎重に整理する必要があります。

参考指針

大学は、寄附講座開設の受入れに際して、研究セキュリティ・インテグリティとして、デューデリジェンスにより、利益相反のみならず、安全保障上のリスク、国際的な動向、社会的評価といった観点を含めた総合的なリスク評価を行う必要があります。その判断は、個別部局や担当者に委ねるのではなく、産学連携、法務、研究倫理、広報等の関係部署が連携した組織的な検討プロセスに基づいて行うことが重要です。

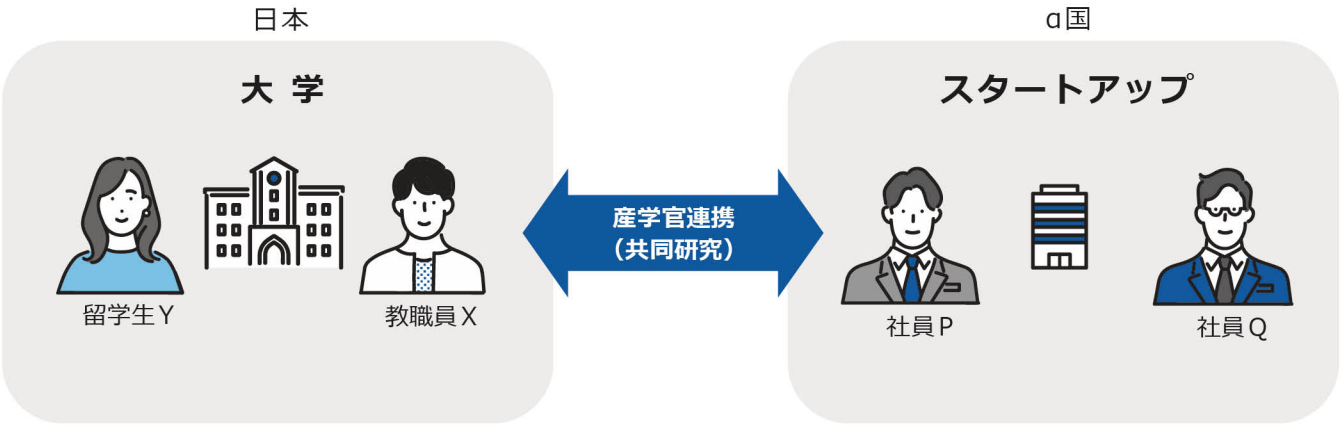
また、判断に至った背景や考え方を学内外に適切に説明できるよう、評価基準や検討経緯を整理・共有し、大学としての中立性とガバナンス姿勢を明確に示すことが求められます。

2-6 研究情報・技術データの提供

事例 22

機微技術等（安全保障輸出管理）に関わるケース

大学が海外のスタートアップと共同研究を実施するにあたり、先端技術や軍事転用の可能性を有する機微技術等を取り扱うケースです。スタートアップとの共同研究において、α国のスタートアップへの技術提供が生じる際、安全保障輸出管理の手続きが必要となります。また、大学で留学生Ｙを受け入れ共同研究に参画させる場合についても､安全保障輸出管理上（みなし輸出管理（※11）も含む）の手続きが行います。また研究セキュリティ・インテグリティの観点からの確認も必要です。



留意点

機微技術等に関わる共同研究を行う場合、外国為替および外国貿易法に基づき、安全保障輸出管理（みなし輸出管理も含む）の手続を実施する必要があります。提供技術がリスト規制に該当しないか、大量破壊兵器又は通常兵器等の開発に用いられる懸念がないかを慎重に確認することになります。また研究セキュリティ・インテグリティの観点からの整理も重要です。

指　針

機微技術等に関わり、海外機関と共同研究を実施する場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障輸出管理（みなし輸出管理を含む）の対象となるかを事前に確認することが重要です。国内に所在する留学生であっても、特定類型に該当する場合にはみなし輸出の観点から管理が必要であることがあるため、国籍や勤務地のみで判断することなく、技術提供の実態に即した評価を行う必要があります。

基準（参考）

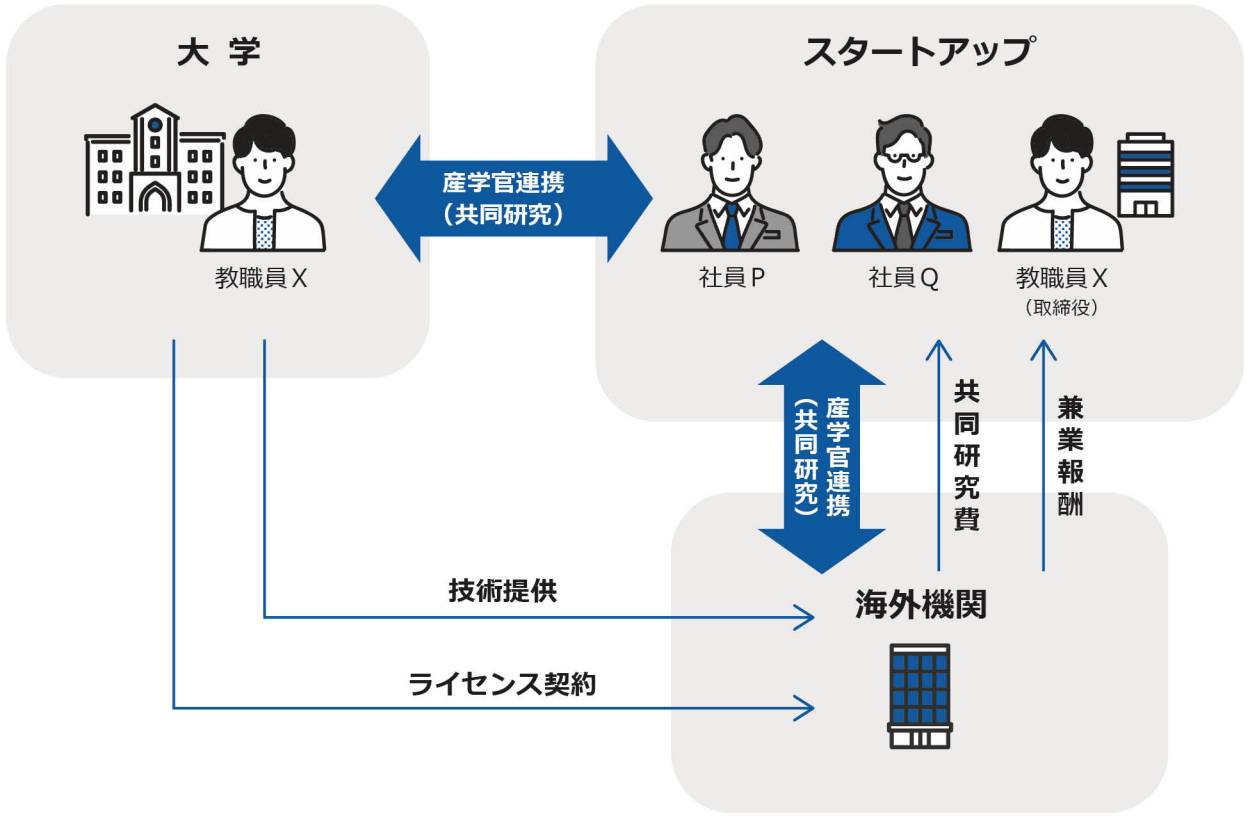
① 非公開の技術情報をα国のスタートアップに提供する場合には、共同研究の開始時、もしくは必要に応じて開始後も安全保障輸出管理手続きを実施する。
② 経済産業大臣の許可が必要な場合には、許可を得てから提供を行う。
③ 留学生Ｙ を大学で受入れる場合、及び、共同研究に参画させる場合には、大学側で事前に安全保障輸出管理手続き（類型該当の自己申告書・誓約書の提出を求める方法もありえる(※12)）を実施します。
④ スタートアップ及び社員Ｐ､社員Ｑについて､研究セキュリティ･インテグリティの観点から､必要情報（スタートアップ:会社概要、取引関係、資本関係等、社員：経歴、論文著書等）を収集のうえデューデリジェンスを実施する。

（※11）「みなし輸出」とは、「役務通達」の改正（令和４年５月施行）により、居住者への技術提供であっても、雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供については、輸出管理の対象とみなすことを言う。
（※12）「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第五版 」によれば、共同研究相手が学生が特定類型該当者か否かを確認するとされている。

事例 23

機微技術等（研究セキュリティ・インテグリティ）に関わるケース

大学がスタートアップと共同研究を実施するにあたり、先端性や戦略的重要性を有する機微技術等を取り扱うケースです。以下のケースでは、教職員 X が取締役に就任し、大学との共同研究を実施するスタートアップに対して、ある海外機関から多額の共同研究費や兼業報酬が支払われています。また、大学から当該海外機関にライセンス契約を優先的に実施し、技術提供もなされています。



留意点

機微技術等に関わる共同研究を行う場合、直接海外機関との間で契約を行う場合に加えて、間接的に海外機関への技術提供が行われる懸念も配慮しなければなりません。教職員が利害関係を有するスタートアップとの共同研究において、当該スタートアップが海外機関との間の共同研究等の契約関係がある場合に、大学における機微技術がスタートアップを通じて海外機関に提供される危険性があり、このような技術提供等によって、研究セキュリティ・インテグリティを損なう懸念があります。

指　針

機微技術等に関わる共同研究を実施する場合には、大学と海外機関との直接的な契約関係の有無にかかわらず、スタートアップを通じた間接的な技術提供や情報流通のリスクが存在することを十分に認識する必要があります。そのため、共同研究の開始にあたっては、研究テーマ、技術情報の範囲、成果の取扱い、人員や情報の流れを明確に整理し、大学とスタートアップ、さらに海外機関との関係性を含めた全体像を把握したうえで、デューデリジェンス及び組織的なリスク評価を行うことが重要です。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

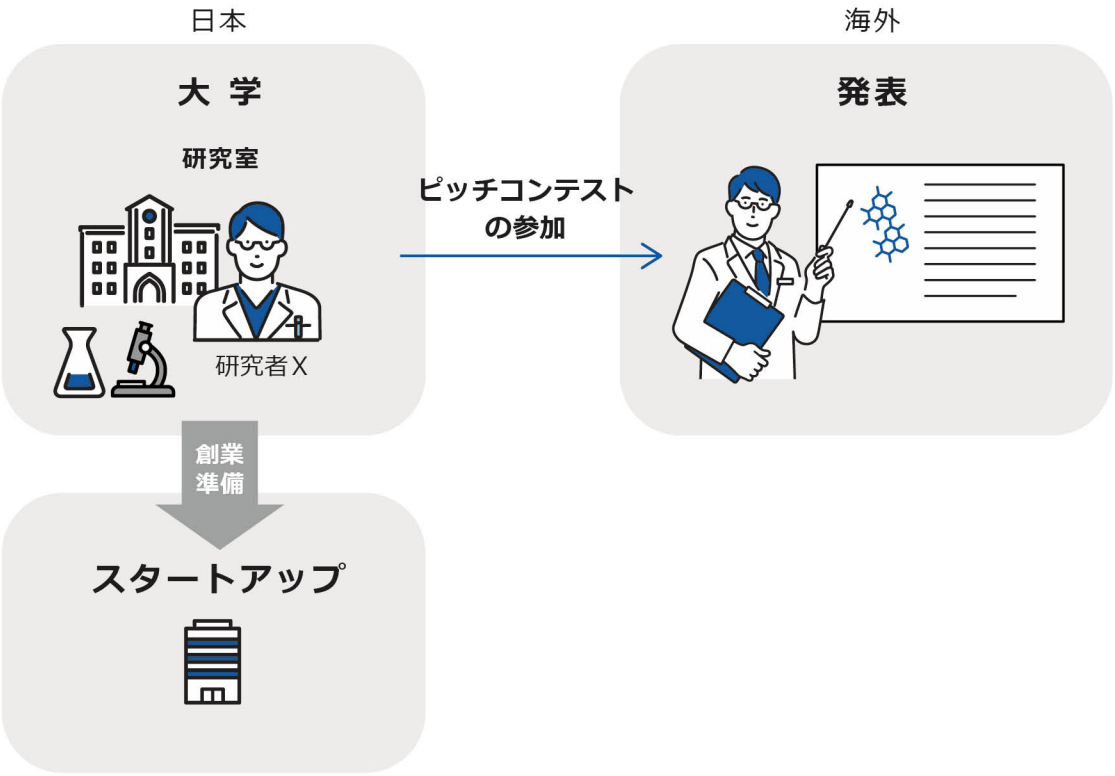
基準（参考）

① 海外機関からスタートアップへの共同研究費、兼業報酬等の見返りとして大学の教職員からの不当な技術提供（技術流出）・ライセンス契約を実施することはできない。ケースによっては、研究セキュリティ・インテグリティの観点から、デューデリジェンスを実施し、その活動の可否について、大学の組織的合意をとることが必要となることがある。
② 大学から海外機関への技術提供に関しては、スタートアップを介して行う場合であっても、適切な安全保障輸出管理手続きを行う。
③ 大学とスタートアップの共同研究、スタートアップと海外機関の共同研究において、研究テーマ、人員、資金、場所などの混同を防止し、成果の帰属の透明性を確保する必要がある。

事例 24

創業前にピッチコンテストで大学の研究成果を発表するケース

研究者 X がスタートアップの設立を予定し、大学の研究成果を海外または非居住者等が参加するピッチコンテスト等の場で発表するケースです。本ケースは、スタートアップの設立前（創業、シード期）ではありますが、スタートアップを通して社会実装される技術は、他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ重要技術の場合も多くあります。海外機関から、不当な目的をもって重要技術が窃取され、技術流出する懸念を十分に注意してください。ピッチコンテストの場で流出がなくとも、コンテストをきっかけに関係性が深まり、その後の密な利害関係になった時点での流出もありえるので継続的なマネジメントが必要です。



留意点

非公開の技術を提供する際には外国為替および外国貿易法に基づき、安全保障輸出管理（みなし輸出管理も含む）の手続を実施する必要があります。「特定類型該当者」や「みなし輸出」に関しては事例 22 を参考にしてください。

重要技術や機微技術の提供が予定される場合は、必要に応じて、ピッチコンテストの開催趣旨や目的、主催者、参加者等の情報を収集し、研究成果の流出のリスクを慎重に検討してください。研究セキュリティ・インテグリティの観点から適切なデューデリジェンスを担当部署と協働して実施ください。

指針

海外機関から、不当な目的をもって重要技術が窃取され、技術流出する懸念を十分に注意してください。ピッチコンテストの場で流出がなくとも、コンテストをきっかけに関係性が深まり、その後の密な利害関係になった時点での流出もありえるので継続的なマネジメントが必要です。

基準（参考）

① 非公開の研究成果情報を海外または非居住者、特定類型該当者へ開示する場合には、安全保障輸出管理手続きを実施する。
② 経済産業大臣の許可が必要な場合には、許可を得てから提供を行う。
③ 重要技術や機微技術の提供が予定される場合には、研究セキュリティ・インテグリティの観点から、必要情報（イベント目的・内容や主催者、参加者等）について情報収集のうえデューデリジェンスを担当部署とともに実施する。
④ 技術流出リスクを勘案しながら、必要に応じて発表内容を限定する等の措置を検討する。
⑤ 研究成果のうち、発明に該当するものがある場合は、知的財産部署に相談しながら権利化の障害とならないように留意する。

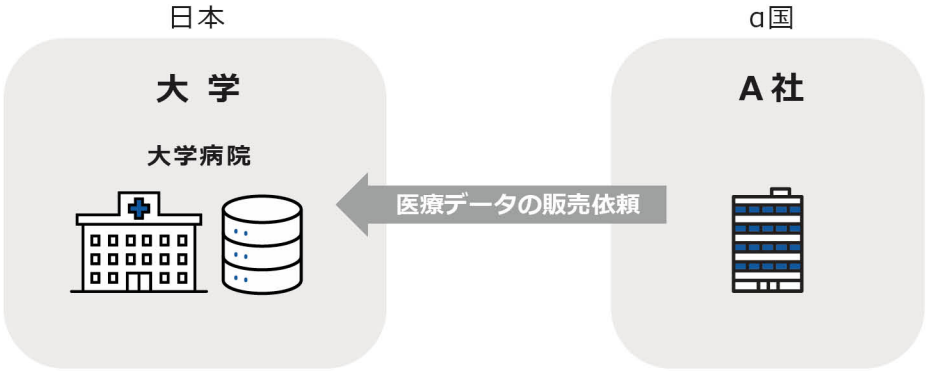
事例 25

外国企業が大学附属病院に対して、対価付きで医療データ提供を求められたケース

α国の医療機器メーカー A 社は、医師の診断を支援する AI ツールの精度向上を目的として、世界各国の病院から医療データを収集しており、大学附属病院に対しても、1 件あたりの価格や必要件数を明示した上で、正式なデータ提供を申し入れました。

大学としては、対価や研究波及効果の観点から一定の魅力を感じたものの、医療データが「要配慮個人情報」に該当するため、第三者提供および国外移転に際しては国内法令への厳格な適合性が求められる点が課題となりました。加えて、提供後のデータの利用状況や二次利用の範囲について大学が継続的に関与・把握することが困難となるおそれがあることから、大学として、当該提供行為が公益的使命や社会的説明責任と整合するかという観点でも慎重な判断が必要となりました。さらに、対価を伴うデータ提供であることから「研究目的ではなく商取引」と評価される可能性も否定できず、学内倫理審査や利益相反管理の対象となることが想定されたため、大学の法務部門、研究倫理委員会、診療情報管理部門等が連携し、提供可否について慎重に検討を行うこととしました。

※本事例はスタートアップに限らず、企業と大学の連携事例である。



留意点

大学が医療データを第三者に提供する場合、個人情報保護法、医療倫理、ならびに大学組織としての公益性等の観点から複数のリスクが存在します。特に、医療データは「要配慮個人情報」に該当するため、第三者提供や国外移転にあたっては、本人同意の取得や適切な加工等を含め、関係法令への厳格な適合性が求められます。国外の第三者に対する提供については、提供後のデータ管理や二次利用の実効的な統制を大学が継続的に確保することが困難となる側面があります。さらに、データ提供に対価が伴う場合、研究協力ではなく営利的取引と評価され、学術機関としての中立性や倫理性に疑念が生じる可能性があります。患者への説明不足や同意手続の不備が不十分なまま提供が行われた場合には、大学に対する信頼の毀損や紛争・訴訟リスクにつながります。

参考指針

大学は、個人情報保護法に基づき、医療データの加工・匿名化・本人同意取得などの要件を整理した上で、データ提供の適否を慎重に判断する必要があります。国外の第三者に対する提供については、提供後のデータ管理や二次利用の実効的な統制を大学が継続的に確保できるかという観点から検討を行い、必要に応じて、利用目的の限定、再提供の制限、安全管理措置等に関する契約上の義務を明確にすることが求められます。また、提供行為が学術研究として妥当か、営利性が過度に優先される取引とみなされないかについて、倫理審査委員会や利益相反委員会の審査を経て慎重に検討する必要があります。患者の権利保護の観点からも、適切な説明と同意取得体制を確保し、大学の公益性と社会的責任を損なわないようマネジメントすることが重要です。

事例 26

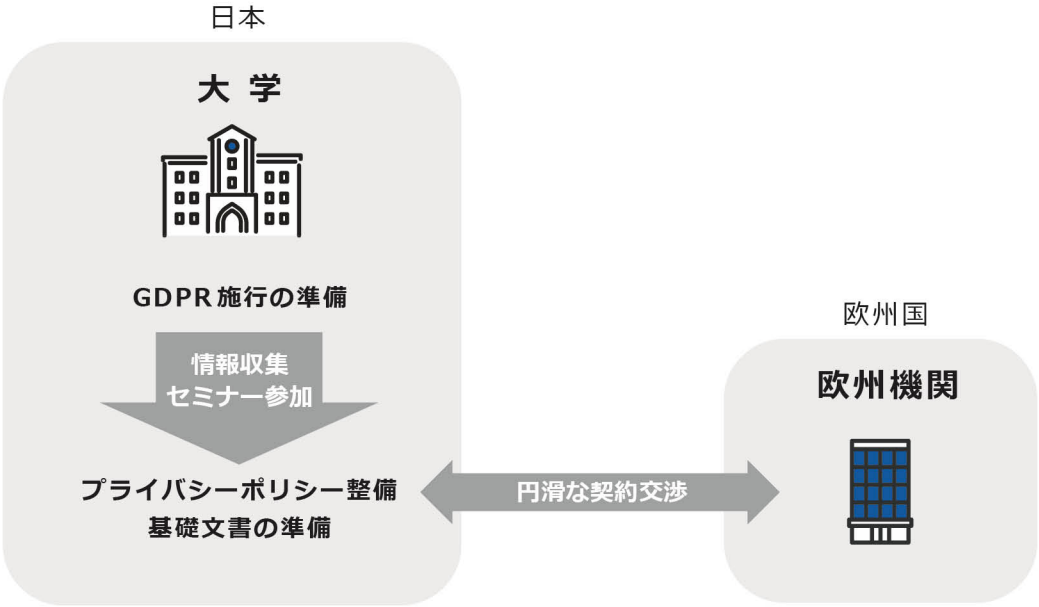
EU における GDPR（一般データ保護規則）の施行を前に欧州の大学・企業との契約交渉において個人データ保護体制への対応が求められたケース

2018 年施行の EU における GDPR（一般データ保護規則）については、施行前から欧州の大学・企業との協定や共同研究契約等の交渉において、「GDPR に準拠した個人データ保護体制の有無」が問われるようになっていました。GDPR は、データ主体の権利保障や組織的な管理体制に関して高い水準の対応を求める法制度であり、欧州域内のみならず、域外の大学であっても、一定の条件の下で適用の対象となり得ます。

このため、大学は法務部門を中心に、施行前から現地実務情報の収集や専門家による情報提供、国内企業の先行事例の調査等を通じて学内方針の検討を進めました。その一環として、GDPR の要件を反映した大学独自のプライバシーポリシーの整備に着手し、施行時点までに基礎となる学内文書や体制を準備することで、欧州の大学・企業との契約交渉においても、自大学の対応方針を明確に支援した上で円滑に対応できる体制を構築しました。

※本事例は企業と大学の連携事例であるが、個人情報保護や研究倫理上の論点を整理する参考として掲載している。

※本事例はスタートアップに限らず、企業と大学の連携事例である。



留意点

GDPR は EU 域内に限らず域外にも適用をされ得る法制度であり、日本の大学であっても、欧州居住者の個人データを扱う場合には規制対象となる可能性があります。共同研究、学生交流、オンラインサービスの提供など、大学の国際的な活動においても影響を受け得るため、自大学には「関係ない」と考えることは適切ではありません。

また、GDPR はデータ主体の権利保障や組織的な管理体制について具体的な対応を求める規制枠組みであり、国内向け個人情報の保護に関する既存の学内規則等をそのまま転用しただけでは、欧州の大学・企業から十分な対応と評価されないことも考えられます。対応を誤った場合には、信用の低下や契約交渉への影響にとどまらず、場合によっては高額な制裁金を含む法的制裁の対象となる可能性がある点にも留意が必要です。

参考指針

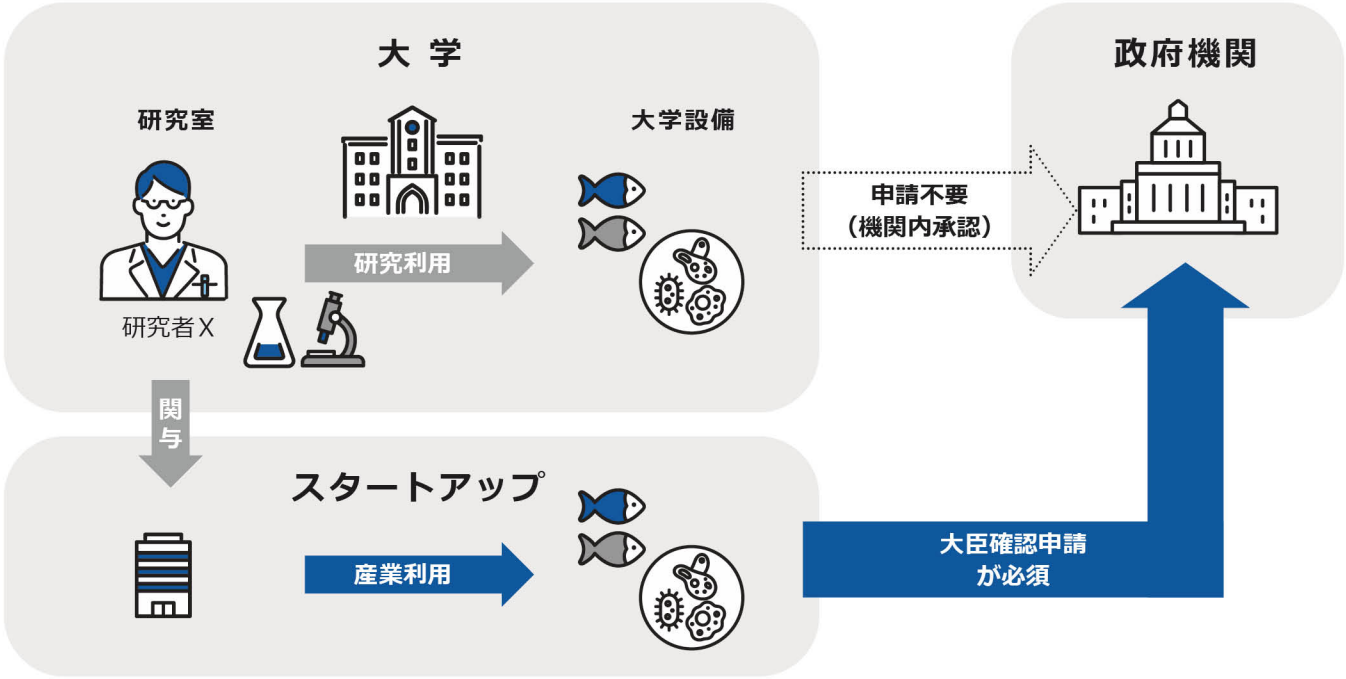
大学は、GDPR の規制対象となる可能性を前提に、個人データの取扱いに関するフローや関連部署の役割分担を整理し、自大学のどの活動が規制対象となり得るかを把握する必要があります。その上で、GDPR が求めるデータ主体の権利保障や組織的な管理体制に対応できるように、学内規則や運用の見直しを行い、欧州の機関・企業との契約交渉の場においても自大学の方針を明確に示せる体制を整備することが重要です。

欧州の機関･企業との契約書レビューにあたっては、GDPR を踏まえ、個人データの取り扱いに関する責任分担、管理体制、監査や報告の在り方等について留意し、必要に応じて専門家の助言を得ながら、不利益な条項を安易に受け入れない体制を構築する必要があります。こうした取組を通じて、国際的な法制度に対応したガバナンス水準を確保し、大学としての信頼性を維持・向上させていくことが重要です。

事例 27

大学で開発した遺伝子組換え生物を用いてスタートアップが製造・販売を行うにあたり、カルタヘナ法上の大臣確認申請を行わなかったケース

研究者 X が大学において研究開発目的で使用していた遺伝子組換え生物は、学内の機関内承認で使用可能であり、大臣確認申請は不要でした。そのため、同一の遺伝子組換え生物を用いるのであれば、研究者 X が関わるスタートアップにおける製造・販売においても同様に大臣確認申請は不要であると誤認し、申請を行わずに産業利用を開始しました。しかし後に、大学での研究開発利用と、スタートアップにおける製造・販売とでは、カルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）上の位置づけが異なり、産業利用に該当する場合には大臣確認申請が必要であることが判明しました。この結果、カルタヘナ法第 13 条違反に該当する事態となりました。



留意点

カルタヘナ法では、同一の遺伝子組換え生物であっても、「研究開発等」と「産業上の使用等」とでは適用される省令が異なり、必要な手続きも変わります。大学での研究開発は「研究開発二種省令」に基づき判断されますが、製造・販売や不特定多数へのサンプル提供は「産業利用二種省令」に基づいて判断されます。

そのため、大学で大臣確認申請が不要であった事実のみをもって、スタートアップでの産業利用においても不要と判断することはできません。手続きの誤認は、法令違反だけでなく、スタートアップの事業継続や大学の社会的信用にも重大な影響を及ぼします。

参考指針

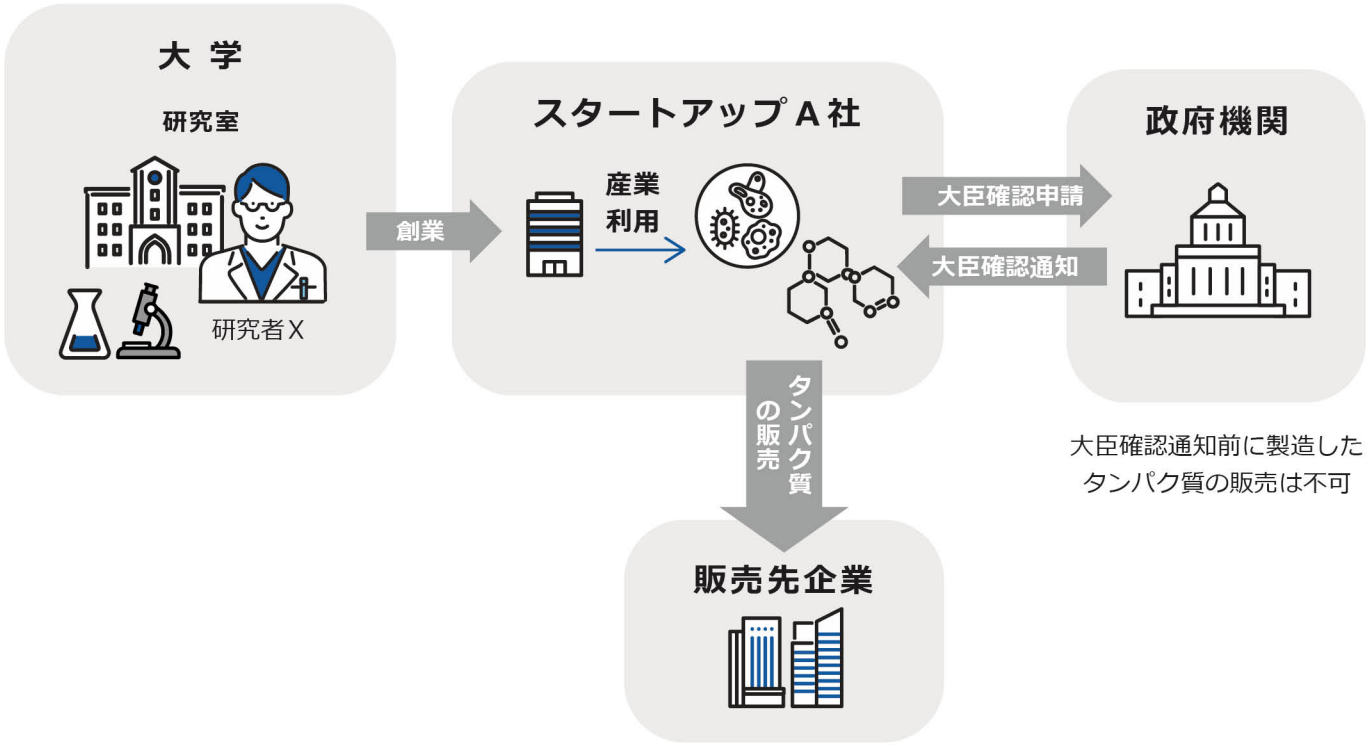
大学およびスタートアップは、遺伝子組換え生物の利用形態が「研究開発」から「産業利用」へ移行する際には、同一の生物であっても法令上の位置づけを改めて確認する必要があります。特に、製造・販売、無償提供、不特定多数への配布を伴う場合には、産業利用二種省令に基づく判断を行い、大臣確認申請の要否を再評価することが重要です。

また、起業支援やインキュベーションの段階において、大学は研究段階と事業段階の規制の違いを研究者に明確に説明し、必要な手続きを事前に確認させる体制を整えることが求められます。今後、GILSP 告示の改正が予定されていることを踏まえ、最新のガイダンスや行政の方針を継続的にフォローする必要があります。

事例 28

遺伝子組換え生物を用いて製造したタンパク質について、大臣確認通知の日付より前に製造された製品を、通知後に販売可能であると誤認したケース

研究者 X が創業したスタートアップ A 社は、遺伝子組換え生物を使用したタンパク質の製造・販売を事業として計画していました。当該遺伝子組換え生物は、産業利用に該当するため、カルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）に基づき大臣確認申請および大臣確認通知の取得が必要な対象でした。申請手続きの途中段階において、当該遺伝子組換え生物を用いたタンパク質の製造がすでに行われており、製造済みのタンパク質が在庫として保管されていました。その後、大臣確認通知が発出されたことから、「通知日以降であれば、過去に製造した製品についても販売できる」と誤って解釈し、通知日前に製造したタンパク質の販売を開始しました。しかし、後日実施された立入検査において、製造記録やロット管理の確認が行われ、販売されたタンパク質が大臣確認通知の日付より前に製造されたものであることが判明しました。その結果、当該行為はカルタヘナ法第 13 条に違反すると指摘される事態となりました。



留意点

カルタヘナ法においては、遺伝子組換え生物を使用した「製造行為」そのものが規制対象であり、大臣確認通知が効力を有するのは通知日以降に実施される製造行為に限られます。そのため、大臣確認通知の発出後であっても、通知日以前に製造された製品については、販売や不特定多数への無償提供を行うことはできません。

製造日と販売日の区別を誤ると、意図せず法令違反に該当する可能性があり、事業者だけでなく大学やスタートアップの信用にも重大な影響を及ぼします。製造記録やロット管理が不十分な場合、違反の立証が容易となり、是正や説明が困難になる点にも留意が必要です。

参考指針

遺伝子組換え生物を用いた産業利用を行う場合には、「大臣確認通知の日付」を起点として、製造可能な範囲と販売可能な製品を厳格に区別して管理する必要があります。特に、大臣確認通知前に製造された試作品や在庫については、廃棄や研究用途への限定など、適切な取扱いを検討することが求められます。

また、スタートアップや事業部門においては、法令理解の不足による誤解が生じやすいため、大学の安全管理担当部署や専門部門が関与し、製造・販売フローと記録管理の確認を行う体制を整えることが重要です。

2-7 技術移転（特許・著作物・成果有体物）

事例 29

スタートアップと研究成果有体物譲渡等契約を行うケース

大学が保有する研究成果有体物等（試料、材料、プロトタイプ、実験データ等）について、スタートアップと研究成果有体物譲渡等契約（譲渡、利用許諾、評価提供等）を締結するケースです。これらの有体物は、単なる物品ではなく、研究成果や知的財産と密接に関連するものとして取り扱われます。



留意点

大学とスタートアップが研究成果有体物譲渡等契約を行うにあたっては、有体物を単なる「物」として扱うのではなく、研究成果および知的財産と一体のものとして位置づけ、組織としての管理と判断の下で対応することが重要です。特に、研究者個人の関与や契約行為によって大学の権利が不安定化しないよう、発明帰属、利用範囲、秘密情報管理を事前に整理し、公正性・透明性を確保した手続きを経ることが求められます。

指　針

研究成果有体物譲渡等契約を行う場合には、当該有体物が研究成果や知的財産と一体不可分の性質を有することを十分に認識し、大学としての組織的な管理と判断の下で対応することが重要です。そのため、契約締結にあたっては、有体物に関連する発明やノウハウの帰属、スタートアップによる利用目的・利用範囲、第三者提供の可否、秘密情報の管理方法等について事前に整理し、契約内容として明確化する必要があります。

基準（参考）

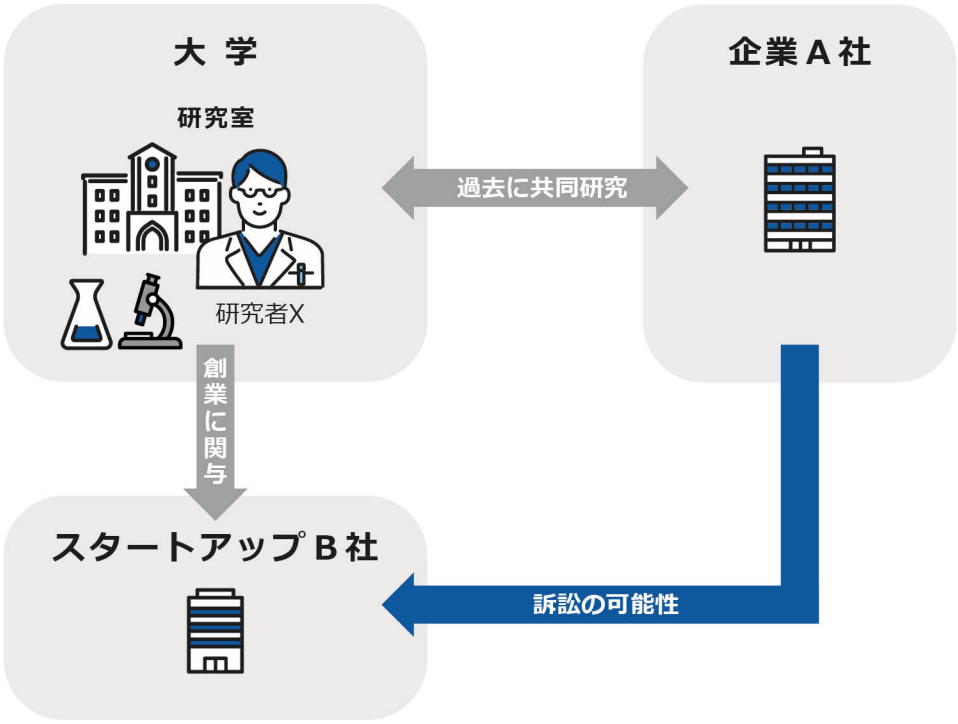
① 研究成果有体物の譲渡等に先立ち、当該有体物に関連する発明、ノウハウ、データの帰属を確認し、大学の権利が確保されていることを文書で整理する。
② 有体物譲渡等契約において、利用目的、利用範囲、改変・第三者提供の可否および将来の知的財産の取扱いを明確に定める。
③ 有体物譲渡等契約は、研究目的での締結のみ許容でき、スタートアップの営利目的は許容できない。
④ スタートアップに利害関係を有する教職員は、有体物譲渡等の条件設定、交渉および承認に関与しない。
⑤ 有体物に未公開情報や機微技術が含まれる場合には、安全保障輸出管理および研究セキュリティの観点から事前審査を行う。
⑥ 秘密情報を含む有体物の提供に際しては、秘密情報管理義務を契約上明確にし、無断利用や技術流出を防止する。
⑦ 判断過程および契約内容に関する記録を保存し、大学として説明責任を果たせる体制を確保する。

事例 30

大学研究者及び関与するスタートアップの特許出願に関して、研究者が過去に関与した企業から訴訟されたケース

研究者 X が過去に企業 A 社の研究開発プロジェクトに関与し、その過程で当該企業の技術情報や研究ノウハウに接していました。その後、研究者 X は大学において研究活動を継続するとともに、ある検出技術を事業化するスタートアップ B 社の設立に関与しました。

このスタートアップでは、大学での研究成果を基にした技術開発や特許出願が進められ、大学名義での特許出願も行われていました。しかし、外部企業側は教員 X が過去に関与した研究を通じて知り得た自社の営業秘密が、大学研究やスタートアップの技術開発、さらには大学名義の特許出願に不正に利用されたと主張し、大学およびスタートアップを相手取って訴訟される可能性について相談がありました。



留意点

大学の研究者が企業研究に関与した経験を有する場合、その際に接した営業秘密や非公開情報と、大学での研究活動・特許出願・スタートアップ活動との境界管理が極めて重要となります。研究ノート、実験データ、プロトコル、解析手法などが混在している場合、外形的に見て「企業の秘密情報が大学研究やスピンアウトに流用された」と疑われるリスクがあります。また、大学名義の特許出願に企業由来の情報が混入している疑義が生じた場合、大学の研究インテグリティや知的財産管理体制そのものが問われ、大学の社会的信用や産学連携全体に大きな影響を及ぼします。教員の起業・兼業に伴う利益相反（COI）や責務相反を適切に管理できていない場合、説明責任を果たすことが困難になります。

参考指針

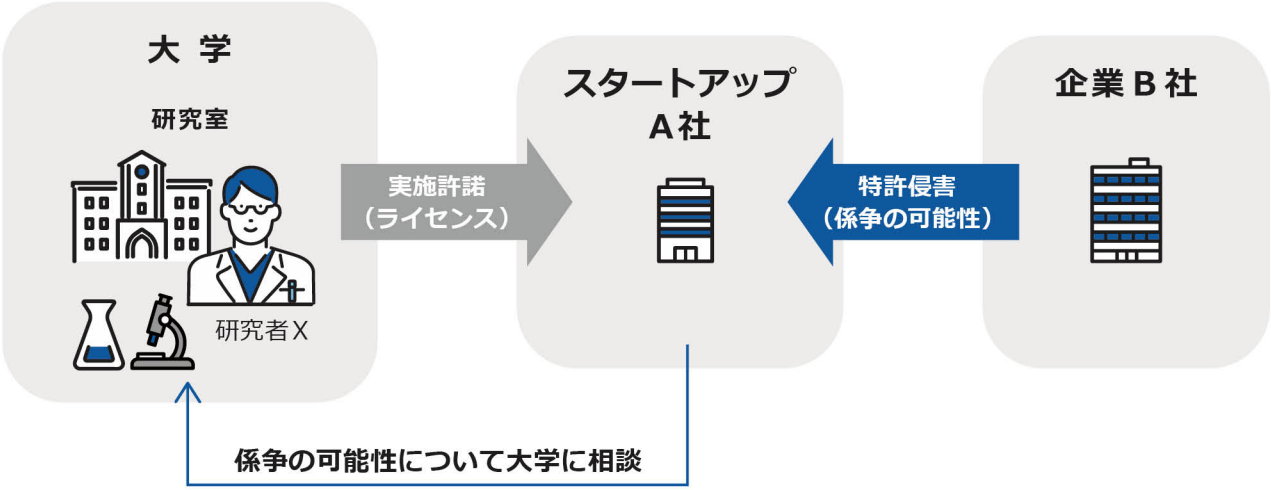
大学組織としては、大学の研究者が過去または現在に関与する企業研究と、大学での研究活動・特許出願・スタートアップ活動との間に、明確な情報管理上の「区切り（ファイアウォール）」を設ける必要があります。研究ノートやデータ管理を徹底し、大学研究が独自に行われたものであることを説明可能な形で記録・保存することが重要です。

また、教員の起業・兼業に関しては、利益相反マネジメントの枠組みの中で、企業研究と大学研究の分離状況を確認し、必要に応じて研究テーマや役割分担の調整を行うことが求められます。特許出願時には、外部企業の秘密情報が含まれていないかを慎重に確認し、大学の知財部門・法務部門が関与したチェック体制を構築することが不可欠です。

事例 31

大学が保有する特許技術をライセンスしたスタートアップが、第三者企業による特許侵害を主張して訴訟されたケース

大学では研究者 X の研究成果に基づく特許技術について、スタートアップ A 社に対して実施許諾（ライセンス）を行っていました。ライセンシーであるスタートアップは、当該大学由来特許を基盤として事業を展開していましたが、第三者企業の B 社が販売する製品が当該特許を侵害しており、係争となる可能性があると大学に対して相談がありました。



留意点

大学の技術移転においては、特許のクレームの強度や有効性が、ライセンシーの事業価値や紛争リスクに直結します。権利範囲が不明確なままライセンスを行うと、第三者との紛争時に想定外の訴訟リスクや費用負担が発生する可能性があります。

また、ライセンシーであるスタートアップが特許侵害訴訟を行う場合、大学との関係性が密接であるため、訴訟戦略、費用負担、情報開示の範囲などが大学側のリスクとして顕在化します。「誰が、どの権利に基づいて、どこまで主張できるのか」をライセンス契約上で明確にしていない場合、大学の意思とは異なる形で大学由来特許が行使され、大学の社会的信用や研究インテグリティに影響を与えるおそれがあります。

参考指針

大学は、特許をスタートアップにライセンスする際、権利範囲やクレーム解釈の前提を慎重に整理し、特許の有効性や想定される利用範囲について十分に検討する必要があります。加えて、ライセンス契約において、侵害訴訟を提起する主体、大学の関与範囲、訴訟費用や和解方針、情報共有の方法などを明確に定めることが重要です。

スタートアップ側が主体的に権利行使を行う場合であっても、大学としての立場や社会的影響を踏まえ、知的財産部門・法務部門が関与したガバナンス体制を整え、大学由来特許が適切に管理・行使されるようにすることが求められます。

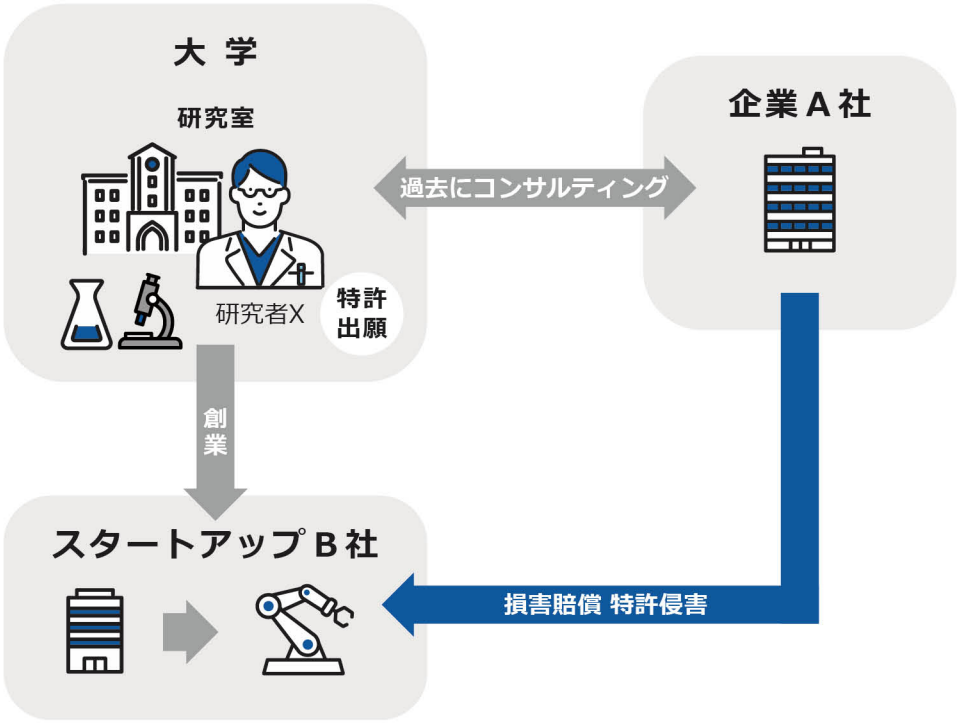
事例 32

大学教員が企業へのコンサルティング業務を通じて得た技術情報を自身の設立したスタートアップの事業に悪用したと提訴されたケース

研究者 X は、企業 A 社に対してコンサルティング業務を行っていました。その後、研究者 X はスタートアップ B 社を設立し、新規装置の開発および事業化を進めました。

ところが企業 A 社は、研究者 X がコンサルティング活動を通じて知り得た企業 A 社の営業機密を利用し、新製品開発および資金調達に不正に利用したとして、損害賠償を求めて提訴しました。さらに、該当技術に関連する研究者 X が所属する大学の特許についても、自社技術をカバーしているとして、企業側に譲渡するよう要求が行われました。

大学としても、教授が企業の営業機密にアクセスする状況における管理方法が明確でなかったことが浮き彫りとなり、大学の責任や研究インテグリティへの影響が問われる深刻な事案となりました。



留意点

大学教員が企業コンサルティングを行う際には、大学の研究活動・知的財産創出と企業の営業機密との間で情報の混在が起こりやすい構造があります。営業秘密を不適切に扱った場合、個人だけでなく大学も紛争の当事者として巻き込まれ、特許権・成果帰属・大学ブランドへの重大な影響が生じます。

とくに、コンサルティングで知り得た企業情報と大学発スタートアップで開発した技術の境界が曖昧な場合、外形的にも「大学が企業秘密を悪用した」と捉えられるリスクが高く、企業との信頼関係の毀損や長期的な産学連携の悪影響を招きます。このような紛争を防ぐためには、営業機密の扱いに関する大学内ルールの整備、兼業審査段階でのリスク評価、成果帰属管理の明確化が不可欠です。

参考指針

大学は、教員が企業コンサルティングを行う際に、営業秘密の取扱い・秘密保持義務の範囲・大学研究への影響を明確に理解し、兼業許可段階で COI（利益相反）および責務相反リスクを評価する必要があります。

また、コンサルティング業務と大学研究・スタートアップ活動の境界を明確に切り分けるため、教員に対し大学独自の「営業機密取扱方針」を周知し、研究ノート・データ管理・成果物の独自性証明などの措置を講じることが重要です。

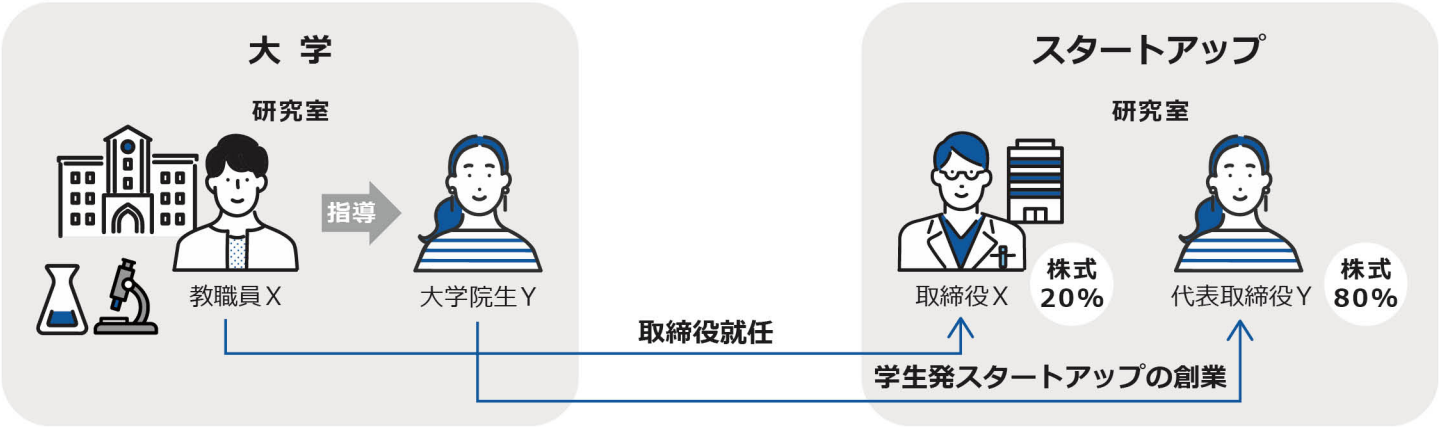
同時に、企業との契約書のレビューにおいて、営業秘密保護条項と大学側の活動範囲を明確に定め、大学として不当に広い義務や特許譲渡を求められないよう、法務部門の関与を必須とする仕組みを整える必要があります。

2-8 学生の関与

事例33

学生発スタートアップに指導教員（主査）が関与するケース

大学の研究室の研究成果を活用して学生が学生発スタートアップを立ち上げたケースです。以下の例では学生は代表取締役として株式80%を保有し、主指導教員（主査）が20%の株式を保有しています。指導教員は、学生の教育・研究を指導する立場にあると同時に、学生発スタートアップとの関係を有することになります。



留意点

学生発スタートアップにおいては、学生自身も大学とスタートアップ企業との間に利益相反が生じうることを十分に理解する必要があります。また、指導教員は、学生に対して、大学における利益相反管理の重要性を理解させるとともに、教育研究活動や就職の機会を損なわないよう適切な指導を行うべきです。さらに、指導教員が学生発スタートアップの株式を保有する場合、指導教員と学生の間に、当該スタートアップを通じた新たな人的関係が生じることも十分に考慮する必要があります。

指　針

学生発スタートアップに指導教員が関与する場合には、学生の学業や研究活動、学位取得、進路選択に不利益が生じることがないよう、指導教員は教育研究上の責務を最優先とした対応を行う必要があります。また、指導教員が学生発スタートアップの株式を保有する場合には、指導教員と学生との間に、スタートアップを介した新たな利害関係や力関係が生じる可能性があることを十分に認識しなければなりません。そのため、研究指導や評価、進路指導等において公正性が疑われる状況を避けるため、必要に応じて指導体制の見直しや第三者の関与を検討することが求められます。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第３章 3-5」を参照してください。

基準（参考）

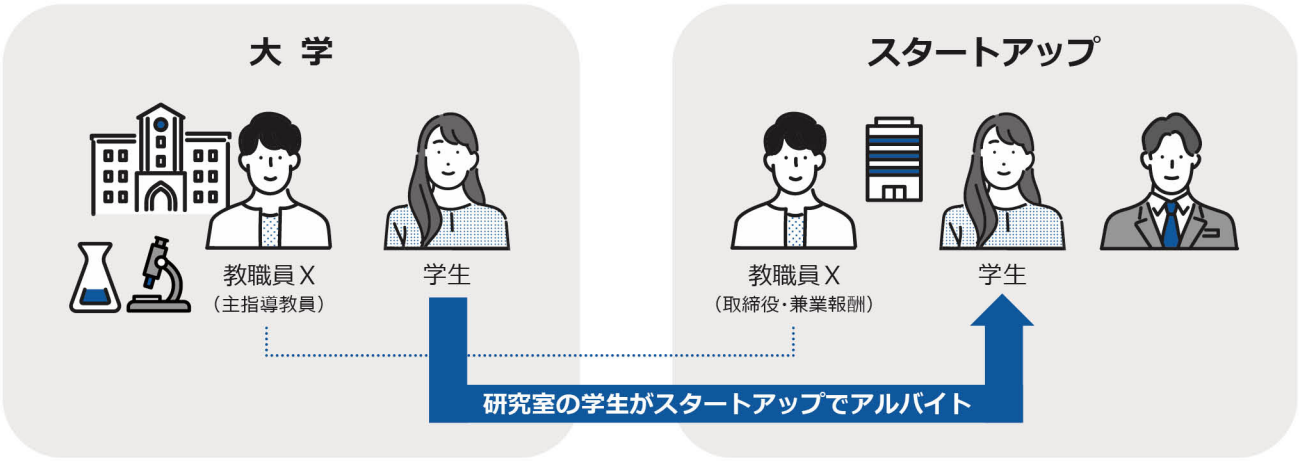
① スタートアップの活動により、教育研究活動、学位取得、修了スケジュールに学生本人が意図しない影響が生じてはならない。学生発スタートアップのための従事時間や役職等は教育研究活動と両立できるように、学生自身が調整する。
② スタートアップの活動により、論文執筆活動（学位論文、投稿論文、学位取得のための出版等）及び学会発表等に学生が望まない形で支障が生じてはならない。
③ 教員から学生の意に反して、スタートアップや関連会社への就職の持ち掛けを行い、他企業での就職活動を妨げてはいけない。
④ スタートアップの活動において適切な手続きなく大学の設備・機器を利用し、大学や他企業の秘密情報の漏洩をしてならない。
⑤ 学生発スタートアップに利害関係をもつ教員（※13）が、主指導教員もしくは論文審査の主査となる場合は、主指導教員もしくは論文審査の主査はスタートアップに利害関係のない教員にすることが望ましい。または、学位審査委員（※14）は、スタートアップに利害関係のない教員であって、利害関係がある教員とは異なる研究科／専攻に所属する者もしくは他の大学や企業等の者を登用することも考えられる。

（※13）学生発スタートアップに利害関係をもつ教員とは、スタートアップの株式や報酬を得ている、アドバイザーに就任している、教員の技術を活用している教員をいう。
（※14）学位審査委員はスタートアップに利害関係のない教員である必要がある。複数の専攻を有する研究科においては、博士学位論文申請者とは異なる専攻に所属し、かつ、当該申請者の指導を行わない教員も可とすることが望ましい。

事例 34

教員発スタートアップに研究室の学生が関与するケース

大学の教職員が設立または関与するスタートアップに対して、当該教職員の研究室に所属する学生が、アルバイトや業務補助等の形で参画するケースです。学生は、大学における教育・研究活動を行う立場にある一方で、教員発スタートアップの業務に関与することになります。



留意点

教職員がスタートアップとの間に利害関係を有する場合に、そのスタートアップに学生をアルバイト等の名目で参画させることは、教職員の優越的地位による強制によって学生の自由意志に反する可能性があります。また、教員がスタートアップから得られる経済的利益と大学の教育における責任において利益相反・責務相反が生じないかについても十分に考慮する必要があります。学生自身が、スタートアップへの参画において、教育研究活動に生じるメリット・デメリットを十分に理解するとともに、指導教員がスタートアップや関連会社への就職の持ち掛ける等によって、学生の就職の機会への制限が起こらないように配慮すべきです。

指　針

教員発スタートアップへ研究室の学生が関与する場合には、教職員が教育・研究上の指導的立場にあることから、学生の意思決定が実質的に制約されるおそれがある点に十分留意する必要があります。特に、スタートアップへの参画が学生の自由意思に基づくものであるか、教職員の優越的地位による事実上の強制や誘導が生じていないかについて、大学として慎重に確認することが重要です。また、教職員がスタートアップから経済的利益を得る立場にある場合には、教育上の責任とスタートアップの事業上の利益との間で、利益相反・責務相反が生じるおそれがあります。そのため、学生の参画が教育研究活動や学位取得、研究発表等に不利益を与えないよう、業務内容や従事時間を適切に管理し、教育的観点を最優先とした運用を行うことが求められます。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

基準（参考）

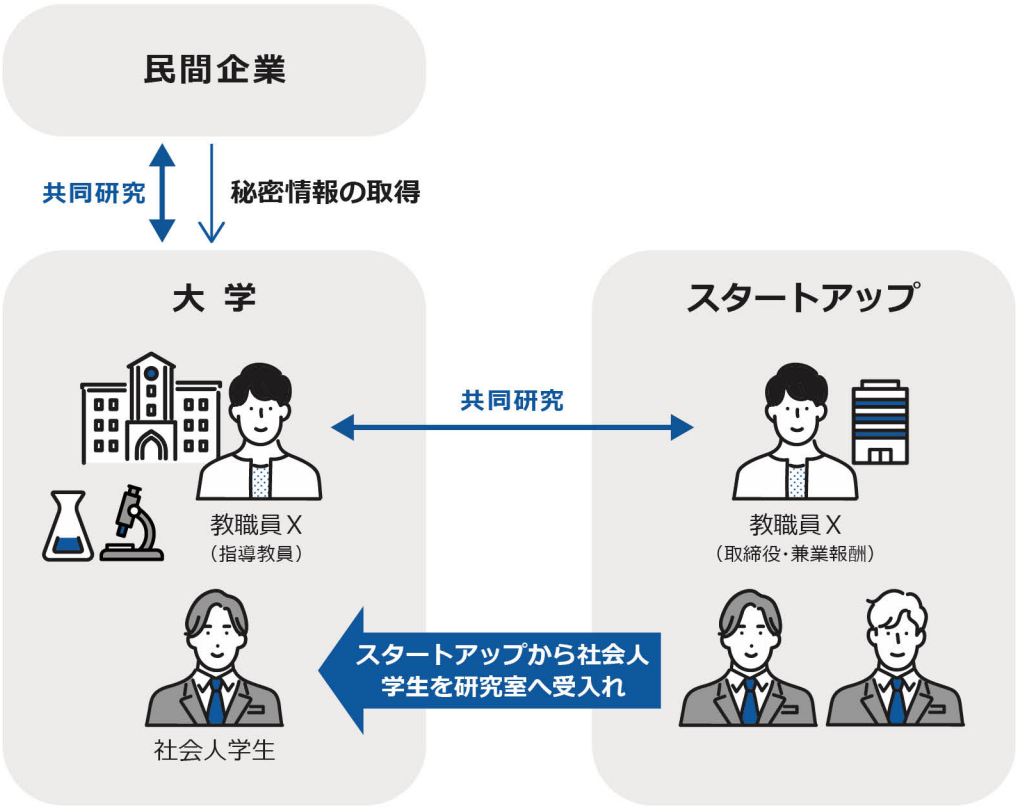
① スタートアップの活動に参加することは、学生の自由な意思に基づくものでなければならず、明示暗示を問わず、強制によることは許されない。また、スタートアップの活動に参加した学生に対して、研究教育活動における便宜を図ったり、他の学生より優遇することは許されない。
② スタートアップの活動により、学生の学位、修了スケジュール、教育研究活動に支障が生じてはならない。
③ スタートアップの活動により、学生の論文執筆活動（学位論文、投稿論文、学位取得のための出版等）及び学会発表等に支障が生じてはならない。
④ スタートアップでの活動により、教職員からスタートアップへの学生の意に反して、就職の持ち掛け、他企業の就職活動を妨げてはならない。
⑤ スタートアップでの活動により、学生に対して適正な報酬（対価）が支払われる必要がある。
⑥ スタートアップの活動において適切な手続きなく大学の設備・機器を利用したり、大学や他企業の秘密情報の漏洩をしてならない。
⑦ 学学生発スタートアップに関わる学生が学位審査を受ける場合、論文審査の主査はスタートアップに利害関係のない教員にすることが望ましい。または、審査委員（※15）は、スタートアップに利害関係のない教員であって、利害関係がある教員とは異なる研究科／専攻に所属する者もしくは他の大学や企業等の者を登用することも考えられる。

（※15）学位審査委員はスタートアップに利害関係のない教員である必要がある。複数の専攻を有する研究科においては、博士学位論文申請者とは異なる専攻に所属し、かつ、当該申請者の指導を行わない教員も可とすることが望ましい。

事例 35

指導教員が関与するスタートアップから社会人学生を受け入れるケース

大学の教員が利害関係を有するスタートアップの社員を、社会人学生として当該教員の研究室に受け入れるケースです。社会人学生は、スタートアップに所属したまま大学において教育・研究活動に参加する立場となり、教員は教育・研究指導者としての役割と、スタートアップとの関係性を併せ持つ状況となります。



留意点

教員がスタートアップとの間に利害関係を有する場合に、スタートアップの社員を社会人学生として当該教員の研究室に受け入れる場合には、教員の経済的利益と大学の教育における責任において利益相反・責務相反が生じないかを十分に考慮する必要があります。この社会人学生が、他の学生と比較して、優遇措置が起きないか、大学及び他企業の機密情報の漏洩がおきないかなどについても十分な措置が必要です。

指　針

スタートアップからの社会人学生を受け入れる場合には、教員が当該スタートアップと利害関係を有していることにより、教育上の判断や研究指導が経済的利益と結び付きうることを十分に認識する必要があります。また、社会人学生が、指導教員との関係性や所属企業との関係を背景として、他の学生と比較して不当な優遇を受けていると受け取られないよう、研究指導、評価、研究資源の利用等について公平性を確保する必要があります。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

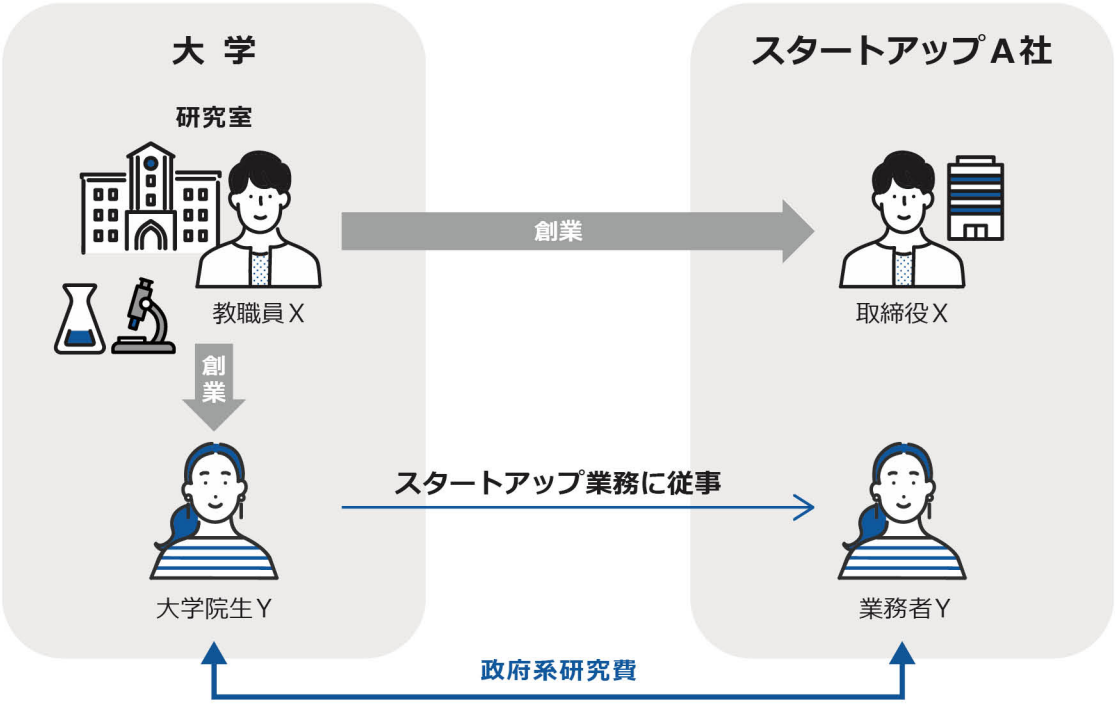
基準（参考）

① 社会人学生がスタートアップ側から業務として派遣されている場合は、大学が保有する機密情報の漏洩防止のため、情報へのアクセス制限等を実施する。
② スタートアップに利害関係のある教員は、当該スタートアップの社会人学生の学位論文審査の主査を避けることが望ましい。
③ 社会人学生にラボノート作成を徹底させる。
④ 教員 X がスタートアップから得ている報酬は、適正な額とする。

事例 36

大学教員が設立したスタートアップ企業において、大学教員の研究室所属の学生が同企業で業務を行っているケース

教員 X は自身の新規技術を商業化するためスタートアップ企業を設立しました。教員 X の研究室の学生 Y は、スタートアップ企業の施設で論文研究を行いつつ、同企業の業務にも従事していました。教員 X の研究室はそのスタートアップ企業から研究資金を受け入れており、加えて政府系研究費も受領していました。このように学生 Y の研究活動・雇用関係・研究資金の流れが複雑に絡み合う状況となっていました。



留意点

教員が利害を有するスタートアップが学生を雇用する場合、学生は自由な意思での参画を前提とし、学業への影響も考慮する必要があります。また、学生がスタートアップの利益獲得活動と大学での学術研究を同一場所・同一テーマで行う場合、研究成果の公開性・中立性が損なわれる危険性があります。特に論文発表を制限されるリスクや、企業側の利益が優先されることで、学生の学位取得に影響が及ぶ可能性があります。加えて、企業から研究室への資金提供が、研究テーマ設定・実験データ・成果発表へ不公正な影響を与える疑念など、利益相反の外観も強まります。学生という弱い立場の研究者に不利益が生じることは、大学の教育的責務に反するため慎重なマネジメントが必要です。

参考指針

本事例において、大学教員が関与するスタートアップの活動が法令上問題となるものではなく、直ちに違法性や不適切性が生じるものではありません。大学教員や学生が研究成果の社会実装や事業化に関与すること自体は、大学の社会貢献や研究の発展という観点からも合理性を有しています。

一方で、大学教員が利益を有するスタートアップにおいて、学生を雇用する場合、学生の自由意志を十分に尊重する必要があります。その上で、大学教員には教育・研究の担い手として、学生の研究活動および研究発表の自由を確保する責務があります。そのため、スタートアップの事業活動や知的財産戦略が、学生の研究テーマの選択、研究の進め方、学位論文や学会発表の内容・時期等に不当な制約を与えないよう、十分な配慮が求められます。

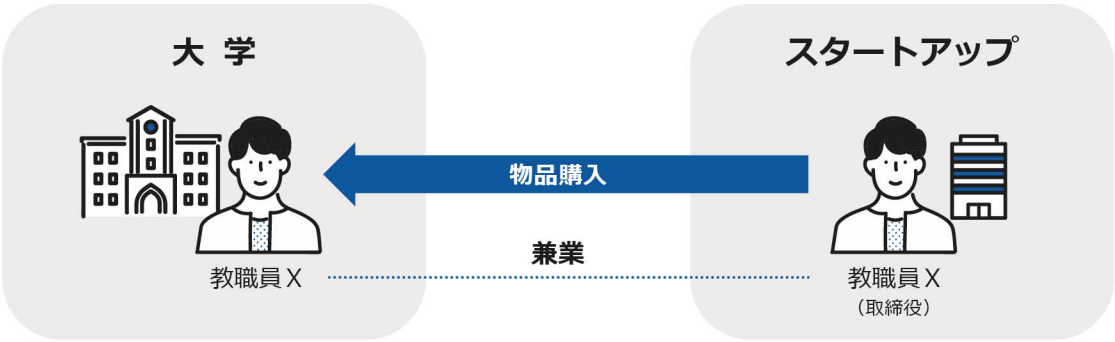
具体的には、学生の研究成果がスタートアップの都合により秘匿されることや、発表の延期・制限が常態化しない体制を整えること、学生がスタートアップへの参画や協力を事実上強制されることがないよう意思の尊重を徹底することが重要です。大学教員は、自身のスタートアップ関与と教育・研究上の指導責任を適切に切り分け、学生の学問的自由と成長機会が最大限確保される環境を維持しながら、研究成果の社会実装に取り組むことが望まれます。

2-9 物品購入や役務供給等の取引

事例 37

スタートアップから物品購入（有償）を行うケース

大学が、研究活動や教育活動に必要な機器、試薬、ソフトウェア、サービス等の物品を、スタートアップから有償で購入するケースです。教職員 X が当該スタートアップの取締役等として関与している場合には、大学の調達行為とスタートアップの事業活動との間に利益相反が存在する状況となります。



留意点

教職員 X がスタートアップの取締役である時、大学の責務とスタートアップの取締役としての責務の間に利益相反が生じる懸念があります。特に、兼業先のスタートアップから大学が物品を購入するなどの取引を行う場合に利益相反のリスクが顕在化することになります。大学人としての責務に反し、特定のスタートアップを優遇しないために、大学の物品購入における透明・公正な手続きを実践する必要があります。

指　針

スタートアップから物品を有償で購入する場合には、教職員 X が当該スタートアップの取締役等であることにより、大学としての調達判断が特定のスタートアップに対する便宜供与や優遇措置であるという懸念を持たれうることを十分に認識する必要があります。そのため、物品の選定や価格の妥当性、調達方法については、大学として定められた購買ルールや調達手続に基づき、複数の選択肢との比較や客観的な判断を行うことが重要です。また、教職員 X は、当該スタートアップからの物品購入に関する検討、交渉、意思決定の過程から関与しないなど、組織的な関与制限を徹底する必要があります。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

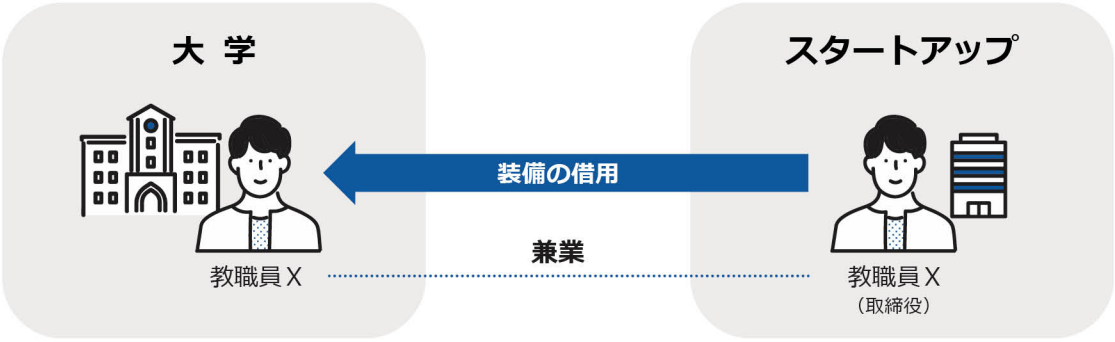
基準（参考）

① 契約担当部署に相談のうえ、学内規程に従った適切な契約手続きを行う。
② 教職員 X は、契約時に大学側の決裁に関わらない。取引金額により教職員 X による単独発注が可能であったとしても、上長を決裁者とする等の公正性を担保した手続きとする。
③ 一般競争入札手続きや相見積もりがとれるものであれば行う。
④ 仕様策定委員会等が開かれるものは、委員には、利害関係者を含まないようにする。
⑤「選定理由書（利益相反）」を作成して、選定の必要性、合理性及び相当性を示せるようにすることが好ましい。選定理由については、詳細に記載しなければならない。

事例 38

スタートアップから装置等を借用するケース

大学が、研究活動や教育活動のために必要な装置や機器について、スタートアップから無償又は有償で借用するケースです。教職員 X が当該スタートアップの取締役として関与している場合には、大学の装置利用とスタートアップの事業活動との間に利害関係が存在する状況となります。



留意点

教職員 X がスタートアップの取締役である時、大学の責務とスタートアップの取締役としての責務の間に利益相反が生じる懸念があります。特に、兼業先のスタートアップから大学が装置を借用するなどの取引を行う場合、当該利益相反状態が顕在化することになります。大学人としての責務に反し、特定のスタートアップを優遇しないために、利害関係あるスタートアップからの借用における透明・公正な手続きを実践し、反対給付の防止措置を講じる必要があります。

指　針

スタートアップから装置を借用する場合には、教職員 X が当該スタートアップの取締役であることにより、大学としての判断が特定のスタートアップを優遇しているという懸念を持たれうることを認識する必要があります。特に、装置の無償借用や市場価格と乖離した条件での借用は、反対給付や便宜供与と受け取られる可能性があるため、慎重な対応が求められます。そのため、装置借用の必要性や妥当性については、教育・研究上の合理性に基づいて整理したうえで、学内の定められた手続に従い、組織的な承認を得ることが重要です。また、借用条件については、期間、使用目的、管理責任、費用負担の有無等を明確にし、第三者から見て不公正な取引と受け取られない内容とする必要があります。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

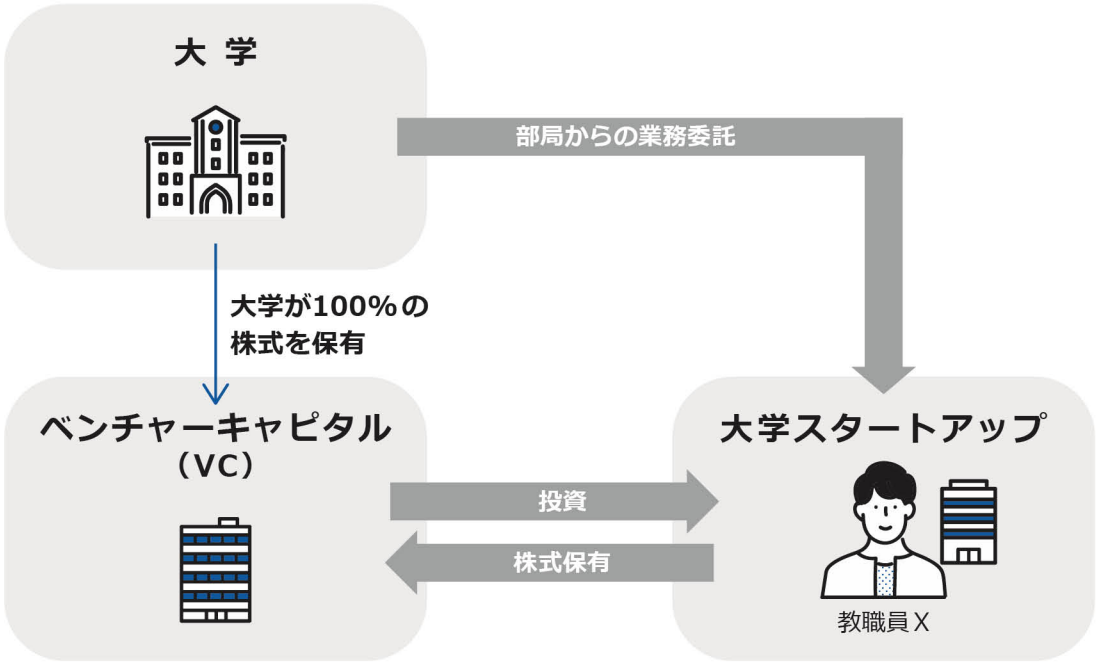
基準（参考）

① 使用する機器の借用は、契約担当部署に相談のうえ学内規程に従った適切な契約手続き（利用期間、金額、その他条件）を行い、詳細な説明を付することにより、その合理性を説明できるようにしておく。
② 教職員 X は、契約時に大学側の決裁に関わらない。取引金額により教職員 X による単独発注が可能であったとしても、上長を決裁者とする。
③ 大学の研究とスタートアップの活動は、内容、場所、時間、資金面で切分けを十分に行い、社会等から疑問を呈されたときに説明できるようにする。
④ 未公開の研究データや成果を契約なく優先的にスタートアップに提供しない。
⑤ 研究成果の公表にあたっては、機器の提供を受けるスタートアップからのバイアスがあるかのように疑われないようにする。

事例 39

大学 VC の投資先であるスタートアップに業務委託を行うケース

大学が関与するベンチャーキャピタルが投資しているスタートアップに対して、大学が研究支援業務、調査業務、システム開発、試作・解析業務等を業務委託するケースです。大学自身は投資判断に直接関与していないものの、大学 VC を通じて当該スタートアップに対する経済的利害関係を間接的に有する立場となります。



留意点

ベンチャーキャピタルの投資は、ベンチャーキャピタルの判断によるものであり、大学は介入していません。しかし、大学が、ベンチャーキャピタルを通じて特定のスタートアップに株式保有による利害をもつことによって、業務委託を通した便宜供与があるのではないかという外観が生じる可能性があります。その懸念および誤解を排除し、公正な判断の下での委託が必要です。

指　針

大学 VC の投資先であるスタートアップに業務委託を行う場合には、大学が当該スタートアップに対して株式保有を通じた間接的な利害関係を有していることにより、業務委託が便宜供与や優遇措置であるとの懸念を持たれうることを十分に認識する必要があります。ベンチャーキャピタルによる投資判断は大学とは独立して行われるものであるとしても、その外観上、大学の判断と結び付けて受け取られる可能性がある点に留意が必要です。そのため、業務委託の必要性や内容、委託先の選定については、教育・研究・業務上の合理性に基づき、他の候補先との比較や客観的な評価を通じて、公正に判断することが求められます。

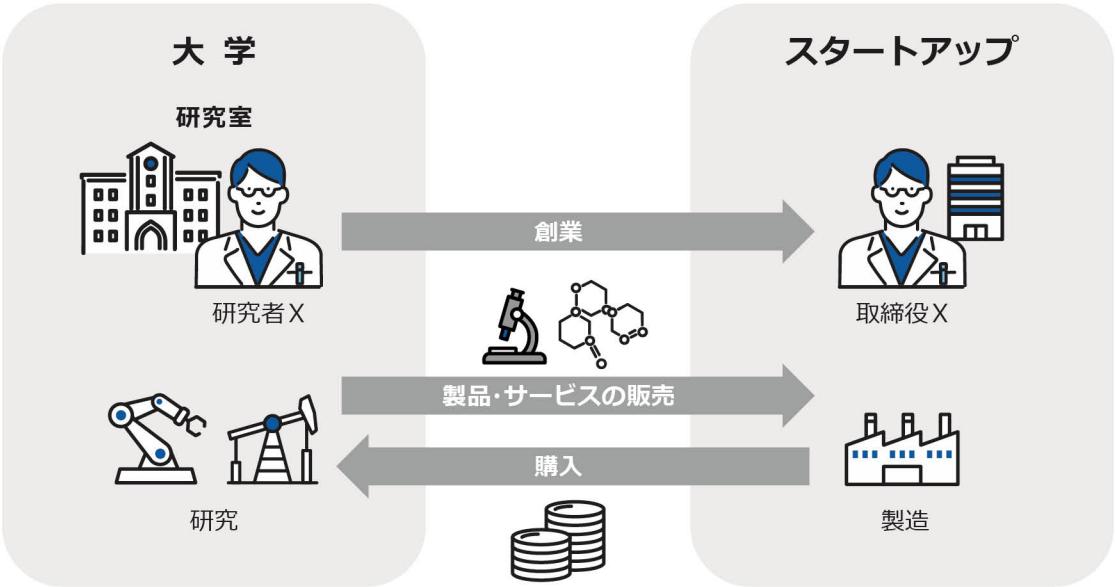
基準（参考）

① 大学からの業務委託の必要性、合理性、価格の相当性を担保し、スタートアップへ委託する。
② 契約担当部署に相談のうえ、学内規程に従った適切かつ公正な契約手続き（一般競争入札、相見積もり等）を行う。
③ 一般競争入札の際の仕様策定委員には、スタートアップに利害関係のある教職員が参画することはできない。
④ 大学とスタートアップとの業務委託契約等の契約条件の交渉にあたって、教職員 X は交渉や契約内容に影響を及ぼす活動は行わない。
⑤ 委託先のスタートアップ側の決裁において、大学の教職員 X が関与することは許されない（スタートアップに限らず、大学の教職員が委託先の法人の決済に関与することは許されない）。

事例 40

大学教員が自身の設立したスタートアップから高度な専門性のある研究用の物品やサービスを調達するケース

研究者 X は、自身が設立し経営に関与しているスタートアップが提供する製品・サービスについて、大学の研究活動に必要であるとして調達を検討しました。当該製品・サービスは、研究内容に即した高度な専門性や独自性を有しており、市場において代替手段が限られている、あるいは研究の進捗上、迅速な調達が求められるといった事情がありました。



留意点

大学の研究者が関与するスタートアップとの取引は、たとえ研究上の必要性が高い場合であっても、外形的には自己取引や便宜供与と受け取られるおそれがあります。そのため、適切な利益相反マネジメントを行わずに取引を進めた場合には、研究費の適正使用や大学の公正性に対する疑義を招くリスクがあります。

一方で、スタートアップが提供する製品・サービスは、研究成果に基づく高い専門性や独自性を有し、研究の円滑な推進に資する場合も多く、画一的に取引を排除することが必ずしも合理的とは限りません。重要なのは、取引を禁止するか否かではなく、利益相反リスクを適切に把握し、管理したうえで判断することです。

参考指針

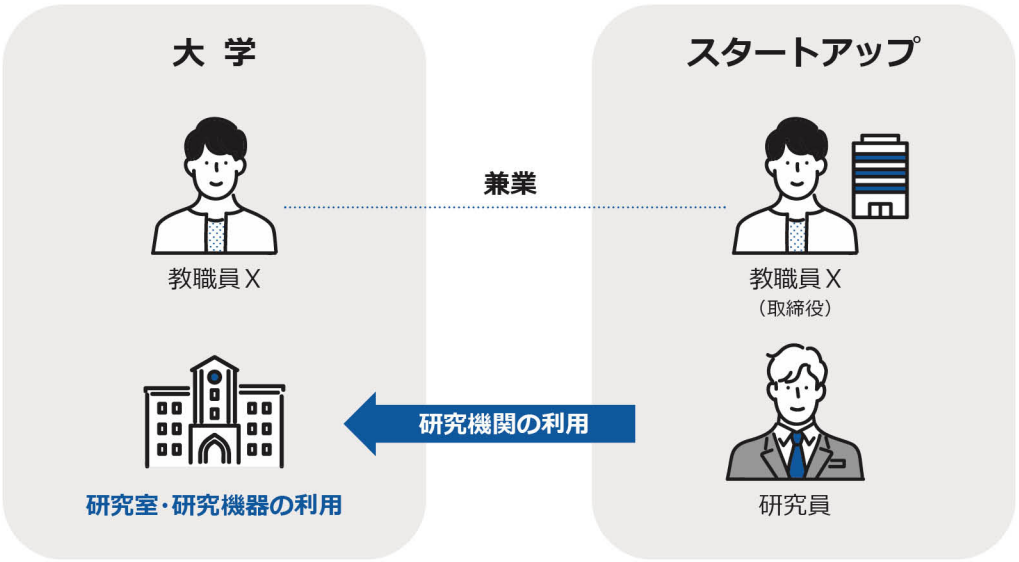
大学は、大学の研究者が設立・関与するスタートアップとの物品購入や役務提供について、利益相反管理の対象であることを明確に位置づけたうえで、事前申告と組織的な審査を行う必要があります。その際、価格の妥当性に加え、製品・サービスの特殊性・専門性、代替手段の有無、研究上の緊急性、大学の研究活動への必要性などを総合的に評価することが重要です。これらの点が合理的に説明可能であり、かつ教員本人が発注先の選定や価格等の決定に関わらないように、利益相反マネジメントをする必要があります。教員自身も、当該取引が利益相反に該当し得ることを十分に認識し、個人判断で進めることなく、大学の定める手続きに従って相談・申告を行う姿勢が求められます。

2-10 学内の場所・設備・機器利用

事例 41

スタートアップの研究員が研究室の機器を利用するケース

大学が保有する研究室の機器や設備について、スタートアップの研究員が研究開発や評価等の目的で利用するケースです。教職員 X が当該スタートアップの取締役として関与している場合には、大学の研究資源の利用とスタートアップの事業活動との間に利害関係が存在する状況となります。



留意点

教職員 X はスタートアップの取締役であることにより、大学の責務とスタートアップの取締役としての責務において、利益相反が生じる懸念があります。契約上の裏付けがなく、スタートアップが大学の機器等の無断利用することは、特定スタートアップへの優遇となり、利益相反となります。また、大学の設備である研究機器は、大学の設置目的（研究目的）での利用制限があります。特定の企業の事業活動のみを目的として使用することはできません。

指 針

スタートアップの研究員が大学の研究室の機器を利用する場合には、教職員 X がスタートアップの取締役であることにより、大学としての判断が特定のスタートアップを優遇しているとの懸念を持たれうることを十分に認識する必要があります。契約上の裏付けがないまま機器の利用が行われた場合には、大学資産の無断使用や便宜供与と受け取られる可能性が高く、利益相反が顕在化する点に特に注意が必要です。そのため、スタートアップの研究員による機器利用については、事前に利用目的、利用期間、利用条件、費用負担、責任の所在等を明確にした契約や学内手続きを経ることが求められます。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

基 準

① スタートアップの研究員が大学の研究設備・機器等を利用する場合は、学内規程に従って共同研究等の適正な契約を締結したうえで行わなければならない。研究設備・機器の学外組織からの利用扱いとし、規程に定められた利用料を支払う。
② 大学が特定の企業に場所や設備を合理的根拠なく有利に提供しているような外観が生じないよう、適切な利益相反マネジメントを実施する。
③ 機密情報の漏洩防止のため、研究室内の立ち入り等制約をかけることや、情報へのアクセス制限などの対応を行う。
④ 教職員 X の兼業は、学外での活動になるため、共同研究やその他本務である研究活動との切り分けを行い、スタートアップの立場で契約なく大学の研究機器を利用しない。
⑤ 従事時間、従事場所及びエフォート管理について、記録を付けるのが好ましい。
⑥ 研究室の設備・施設を利用する場合は、研究目的の範囲内とする（営利（量産・販売）のために研究設備・機器等を利用することはできない。）

事例 42

スタートアップが大学の施設をイベントで利用するケース

教職員 X が取締役として就任するスタートアップが、製品・サービスの紹介、採用説明会、関係者向け説明会等のイベントを目的として、大学が保有する講義室、ホール、共用スペース等の施設を利用するケースです。教職員 X が当該スタートアップの取締役として関与している場合には、大学施設の利用とスタートアップの事業活動との間にスタートアップの事業活動との間に利益相反が存在する状況となります。



留意点

教職員 X はスタートアップの取締役であることにより、利益相反が生じる懸念があることを十分に認識しなければなりません。大学のスペース等を、大学の設置目的（研究目的）以外の目的で無断利用することは禁止されており、仮に所定の手続きを経たとしても、特定スタートアップへの優遇措置との外観を生じさせることは回避しなければなりません。

指　針

スタートアップが大学の施設をイベントで利用する場合には、教職員 X が当該スタートアップの取締役であることを踏まえ、大学としての判断や対応が特定のスタートアップと関係づけて受け取られる可能性があることに留意する必要があります。そのため、大学施設をイベントで利用する場合には、学内規程に基づく所定の申請・承認手続きを経ることを前提とし、利用目的、内容、対象者、利用条件が大学の公共性や中立性と整合しているかを組織として確認することが重要です。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

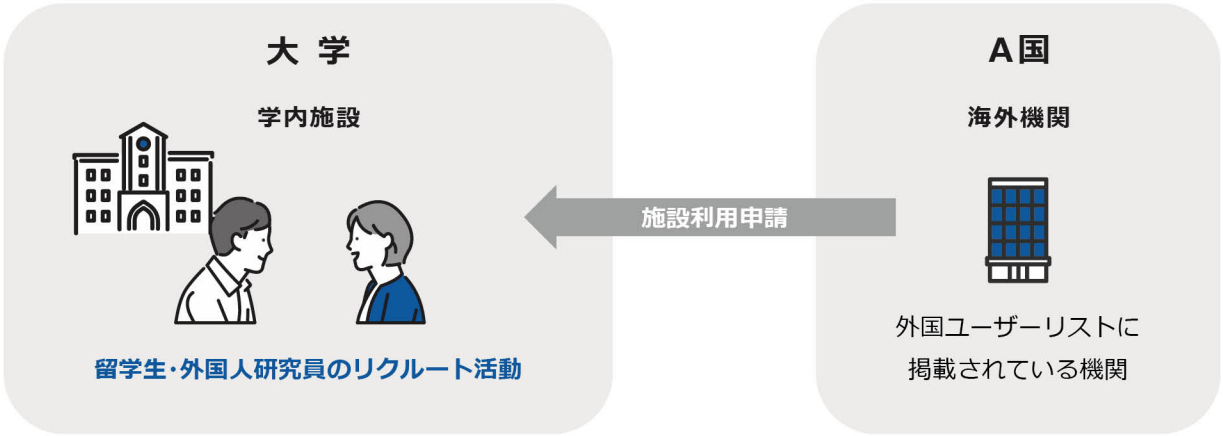
基準（参考）

① 学内規程に従って、適正な契約の締結や申請及び許可を実施する（適正な手続き）。
② スタートアップによる大学施設の利用は、学内規程に基づき、その必要性・合理性を大学として確認する。利用の可否は、目的・内容を踏まえて大学は総合的に判断する。
③ スタートアップでの施設の利用は、外部利用料金とする等の適正な対価を支払う（相当性）。
④ 大学の担当部署より理由を求められた場合には、スタートアップが大学のスペースを借りなければならない具体的な理由を述べる。

事例 43

外国ユーザーリスト掲載機関が大学の施設を利用して、リクルート活動を行っていたケース（※16）

外国ユーザーリストに掲載されている機関が、本学の学内施設および関連施設を利用して、留学生・外国人研究員のリクルート活動を実施していることが発覚しました。施設は外部者も利用可能であるものの、実態としては大学が活動を後押ししているかのように見え、施設利用申請の名目（同窓会等）とも異なっていました。事前に把握できた事案については利用を制限できたものの、対応が遅れたケースもあり、大学内に関係者がいる可能性も懸念されました。
※本事例はスタートアップに限らず、企業と大学の連携事例である



留意点

外国ユーザーリスト掲載機関は、技術流出・人材流出につながるリスク要因となり得ます。大学施設でリクルート活動が行われることで、大学が関与しているような外観が生じ、大学の研究インテグリティおよび安全保障リスクが増大します。また、施設利用申請内容が虚偽であったことは、大学の管理体制の脆弱性を示し、再発防止策が必要です。学内に協力者が存在する可能性も慎重に評価する必要があります。

参考指針

学内施設や機器を学外者に開放する場合、利用者の企業実態、関係企業、最終利用目的、機器使用後のデータの扱いなどを事前に確認する必要があります。懸念がある場合には安全保障輸出管理部門と連携し、必要に応じて利用制限・拒否を判断することが求められます。また、申請内容に不自然な点がある場合は、追加ヒアリングや法人調査を行うなど、リスクベースで審査体制を強化することが重要です。

（※16）本事例は、筑波大学山越祥子「研究者向け教育プログラム開発を目指した国際オープン化に伴うリスクの具体事例に関する調査研究の報告」（2025年1月）を参照した。

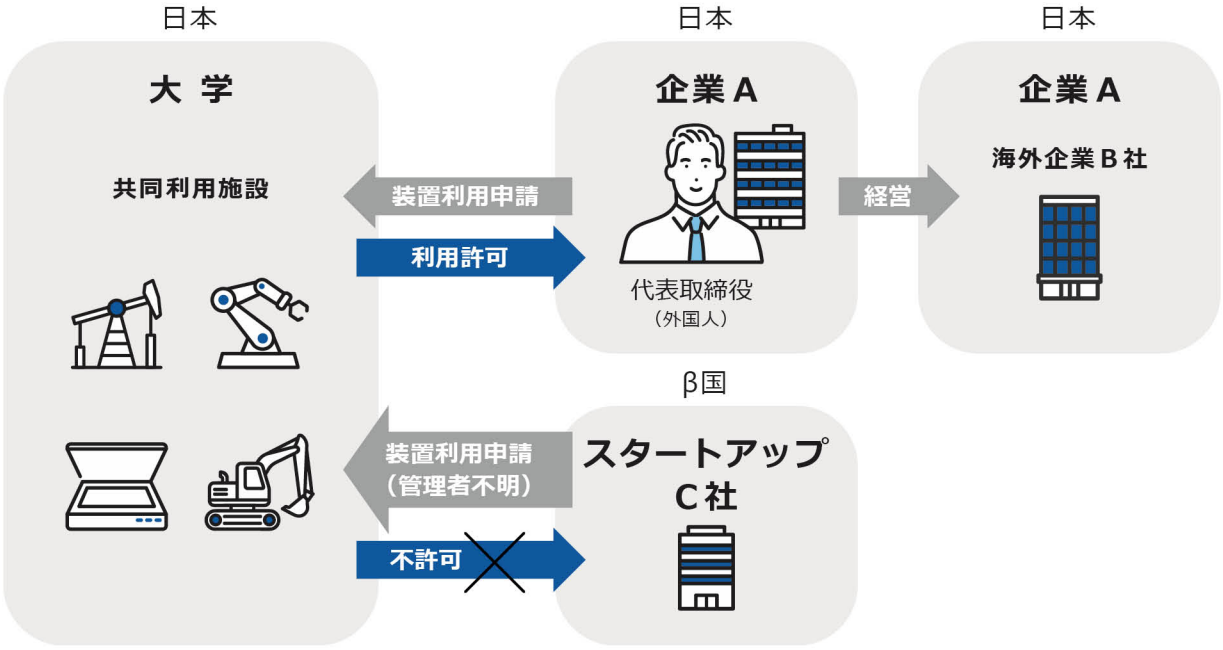
事例 44

大学の共用機器や施設を懸念のある学外者が利用するケース（※17）

大学では測定装置などの共同利用機器を一般にも開放していました。ある時、日本国内の企業 A 社から装置利用の申請があり、社長の名前から外国籍であることが判明しました。調査の結果、社長はα国でも企業 B 社を経営しており、航空関連企業との取引実績がありました。

また、別の事例では、β国の海外スタートアップ C 社から本学の共用施設で試作品を製作したいとの申請があったものの、企業側の管理者情報が不明で、利用実態が確認できませんでした。大学は、前者については利用を許可したものの技術流出の懸念を意識した対応を取り、後者についてはリスクが高いと判断して利用を断りました。

※本事例はスタートアップに限らず、企業と大学の連携事例である



留意点

大学の共用機器は研究成果に直結する高度な技術情報を扱うため、利用者の属性や関係企業を十分に確認しないと、意図せぬ技術流出・外国企業への情報提供につながる可能性があります。特に航空・軍需関連企業や、海外企業の実態が不明な場合には、安全保障輸出管理上の重大なリスクがあります。また、大学が無意識のうちに軍事関連企業の技術開発を支援しているかのような外観が生じ、レピュテーションリスクにもつながります。

参考指針

学内施設や機器を学外者に開放する場合、利用者の企業実態、関係企業、最終利用目的、機器使用後のデータの扱いなどを事前に確認する必要があります。懸念がある場合には安全保障輸出管理部門と連携し、必要に応じて利用制限・拒否を判断することが求められます。また、申請内容に不自然な点がある場合は、追加ヒアリングや法人調査を行うなど、リスクベースで審査体制を強化することが重要です。

（※17）本事例は、筑波大学山越祥子「研究者向け教育プログラム開発を目指した国際オープン化に伴うリスクの具体事例に関する調査研究の報告」（2025年1月）を参照した。

2-11 成果の公表（宣伝・PR）

事例 45

スタートアップが大学の研究成果を宣伝・PR で用いるケース

大学とスタートアップとの共同研究等を通じて得られた研究成果を基に、スタートアップが商品やサービスを開発・事業化し、その過程で広告・広報活動において大学名や教職員 X の氏名、研究成果との関係性を言及・使用するケースです。スタートアップは事業活動の一環として成果の社会的認知を高めようとしますが、その表現内容や方法によっては、大学との関係性が強調される場合があります。



留意点

スタートアップにおける共同研究の成果として商品やサービスの事業化がなされた場合、スタートアップは当該商品・サービスを広告・宣伝することがありますが、このような事業活動において、大学や教職員 X の名称がみだりに使用されることにより、大学や教職員 X の信用棄損のリスクがあります。スタートアップが過度に広告･宣伝を行うことにより､大学における研究にバイアスがかかっている旨の疑念を抱かせる結果もなります。また、製造物責任等の法的責任や大学による営利活動及びその外観を生じさせる懸念もありますので、注意が必要です。

指　針

スタートアップが大学の研究成果を宣伝・PR に用いる場合には、大学や教職員 X の名称や肩書、研究内容が、大学による製品保証や事業関与と受け取られる可能性があることに留意する必要があります。過度な広告表現や誤解を招く表現は、大学や教職員の学術的中立性に疑念を生じさせるだけでなく、信用棄損や社会的評価への影響を招くおそれがあります。そのため、大学名や教職員名、研究成果との関係性を用いる際には、その表現が研究成果の位置づけや大学の関与範囲について誤解を生じさせないものとなっているか、スタートアップ側において十分に配慮されることを確認する必要があります。また、広告・宣伝の内容が、大学による営利活動や特定製品への推奨と受け取られる外観を生じさせないよう留意するとともに、製造物責任等の法的責任が大学に及ぶと誤解されることのないよう、表現方法について適切な整理を行うことが重要です。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

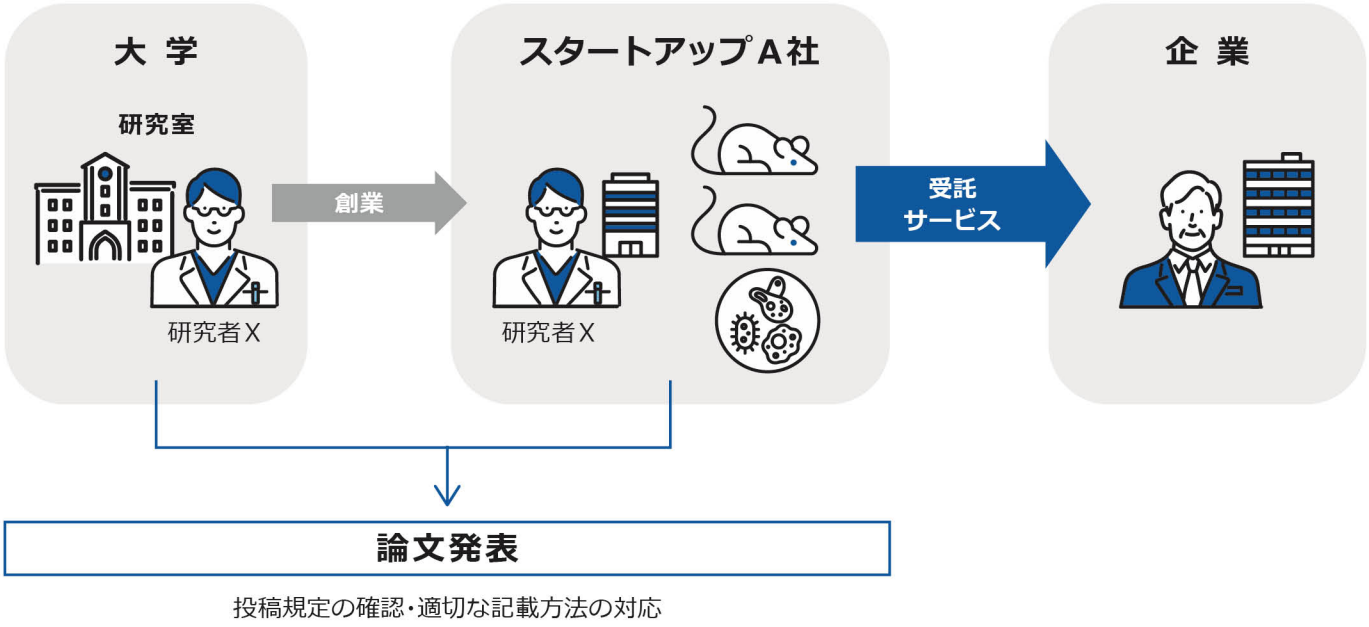
基準（参考）

① 研究成果について実際の成果を超えた（事実と離れた）記載はできない。
② 研究成果を記載して、他の記載と相まって商品の効用・効能などを保証する意味となる記載は、基本的にできない。
③ 大学がスタートアップの製品に関して営利・製造活動を行ってはいけない。さらに、当該営利活動を行っていると誤解を生まないような記載が必要であり、監修や保証や推奨との表現を記載することはできない。

事例 46

スタートアップを設立した大学教員が、当該スタートアップ及び大学の所属を併記して、学術論文投稿をするケース

研究者 X は、海外遺伝資源（動物）を用いた事業を行うスタートアップ A 社を起業しました。企業との共同研究・受託研究においては、企業から薬剤候補物質の詳細が開示されないため、学術論文としての成果発表は難しい状況でした。しかし、仮に学術論文を投稿する場合には、研究実施主体として「大学」と「スタートアップ企業」の両方の所属を記載する必要が生じる見込みでした。この際、学術誌における共著・所属併記が、結果として大学名や研究成果が間接的に スタートアップの宣伝・販促に利用されてしまう危険性が指摘され、大学が特定の営利事業に荷担しているとの社会的誤認を生む可能性が懸念されました。研究者 X からの相談を受け、大学は投稿規定の確認や適切な記載方法について対応する必要がありました。



留意点

大学の研究者がスタートアップと並行して研究活動を行う場合、学術論文における所属併記は利益相反の外観を生みやすく、大学が営利活動の広告塔として利用されるリスクが存在します。特に、海外遺伝資源を用いた研究や製品開発は価値が高く、企業側の宣伝材料として学術論文が使われる可能性が否定できません。

また、共同研究先から薬剤候補物質の情報が十分に開示されない場合、論文の再現性・透明性が確保できず、研究の健全性や研究公正の観点でも慎重な判断が求められます。大学・企業・スタートアップ の三区分が不明瞭となれば、研究成果の帰属や知財の扱いについて誤認を招き、大学の社会的信用にも影響を与える可能性があります。

参考指針

大学の研究者が関与するスタートアップに関連する研究成果であっても、学術論文として公表すること自体は、教員の本務として正当な活動です。スタートアップへの関与を理由に、論文出版を一律に制限するべきではありません。一方で、当該研究成果が教員自身の関与するスタートアップの事業価値や製品評価に影響を与える場合には、大学の公正性や中立性に対する外観上の懸念が生じ得ます。そのため、研究の企画・実施・解析・論文化の過程が、もっぱらスタートアップの事業判断や広告目的のみに基づくものではないことを明確にする必要があります。また、論文がスタートアップの宣伝や投資勧誘を目的として利用されることは避けるべきです。加えて、教員がスタートアップの役員・株主等である場合には、利益相反を適切に開示し、査読者や読者が前提情報を理解できるようにすることが重要です。

2-12 公的資金への関与

事例 47

公的プロジェクトにスタートアップが参画するケース

国や公的機関等が所管する公的プロジェクトに、大学とともにスタートアップが参画するケースです。スタートアップは、研究分担者や再委託先、共同実施者等として関与し、大学の教職員が当該スタートアップに兼業等の形で関与している場合も含まれます。教員 X が公的プロジェクトの全体の研究代表者（PI）であるケースです。



留意点

公的プロジェクトに大学及びスタートアップが参画する場合、当該スタートアップに対する優遇措置の外観への懸念および誤解が生じる可能性があります。大学及びスタートアップは、研究資金の配分等についてのルールを遵守するとともに、公的プロジェクトの実現可能性についても厳しく判断するとともに、兼業を行う教職員 X について、活動の切り分け（研究担当者、研究内容、研究場所、研究費配分等）に配慮しなければなりません。

指　針

公的プロジェクトに大学及びスタートアップが参画する場合には、当該スタートアップが大学との関係性を背景として不当に優遇されているのではないかという外観や誤解が生じ得ることに留意する必要があります。公的資金を用いた研究開発は高い透明性と説明責任が求められることから、研究資金の配分、研究体制、役割分担については、関係法令や公募要領等に定められたルールを遵守し、客観的かつ合理的な判断に基づいて整理することが重要です。また、教職員 X が兼業等によりスタートアップに関与している場合には、大学における研究活動とスタートアップにおける活動とが混同されないよう、研究担当者、研究内容、研究場所、研究費の管理・配分等について明確な切り分けを行うことが求められます。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

基準（参考）

① 大学とスタートアップがともに関与する公的プロジェクトに採択された場合には、取引関係図または研究計画書を、担当部署（利益相反／インテグリティ部署等）まで提出し、大学及びスタートアップを含めたプロジェクト活動の留意点について協議する。疑義がある場合には、特に研究担当者、研究内容、研究場所、研究費配分等から、大学とスタートアップの活動の切り分け、及び、研究遂行を可能とする見直しを行う。
② 実際のプロジェクトの遂行において、研究計画書とのずれがないようにする（国（政府等）への虚偽申請となる場合もあるため注意が必要である）。
③ 公的研究費は、研究資金配分機関による要項、規程等に従い、適正に執行する。
④ 当該プロジェクトにおいて、教職員 X 等の大学に立場をもつ教職員は大学側で研究を担当する（スタートアップ側で関わらない）。また、教職員 X の取締役としての活動は、プロジェクトの活動と混同しない。
⑤ プロジェクト全体の研究代表者（PI）である大学の教職員 X は、スタートアップ側の立場でプロジェクトの受託契約に関する決裁や署名に関わらない。
⑥ プロジェクト経費を用いて、スタートアップへの業務委託や物品購入等の取引を行う場合には、「事例 16 スタートアップからの物品購入（有償）を行うケース」に準じて、その必要性、合理性、相当性を確認し、手続の公正性・透明性を担保しながら実施する。また公的プロジェクトのルールにおいての制約がないか、研究資金配分機関へ確認する。

事例 48

公的プロジェクトにおいて スタートアップに再委託を行うケース

大学が参画している公的研究開発プロジェクトにおいて、研究の一部をスタートアップに再委託するケースです。教職員 X が大学の教職員であると同時に、当該スタートアップに兼業等の形で関与している場合には、大学とスタートアップの双方の立場を有する状況となります。



留意点

教職員 X は、大学及びスタートアップの双方の立場を有するため、大学がスタートアップに公的プロジェクトの再委託を行うことは、当該スタートアップに対する優遇措置の外観への懸念および誤解が生じる可能性があります。また、スタートアップが、再委託を通じて、本学のスペース、設備、その他の資源を不当に利用している外観を生じさせ、利益相反の問題が顕在化することになります。

指　針

公的プロジェクトにおいて大学がスタートアップへ再委託を行う場合には、教職員 X が大学及びスタートアップの双方に関与していることを踏まえ、当該再委託が特定スタートアップに対する優遇措置であるとの外観や誤解を生じさせる可能性があることに留意する必要があります。公的資金を原資とする事業である以上、再委託の必要性や妥当性については、研究目的や成果創出の観点から客観的に整理し、関係法令や公募要領に基づく適切な判断が求められます。また、再委託を通じて、スタートアップが大学のスペース、設備、研究機器、人的資源等を不当に利用していると受け取られないよう、再委託業務の範囲や実施場所、使用資源を明確にし、大学の研究活動との切り分けを行うことが重要です。

本ケースでは、スタートアップ活動の計画段階において、あらかじめ大学及びスター トアップとの協議を行い合意 (例：協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の作成) を得ておくという進め方が考えられます。協働活動計画（SIP：Startup Integrity Plan）の詳細は「第 3 章 3-5」を参照してください。

基準（参考）

① 再委託の必要性・相当性を担保する（委託をしなければならない理由がある、委託金額として適正である）。
② 選定の合理性（代替性がない、他のサービスと比較で科学的または技術的な専門性や優位性がある等）を確保する。
③ 学内規程等に基づき、適正な契約手続きを行う。プロジェクト全体の研究代表者（PI）である大学の教職員 X は、スタートアップ側の立場でプロジェクトの再委託契約に関する決裁や署名に関わらない。
④ 再委託での研究遂行体制、大学のスペース、設備、資源等の利用状況の公正性を担保する。
⑤ 公的プロジェクトに関する資金の流れの公正性（公的プロジェクトでの研究資金及びスタートアップ、大学、教職員 X が受入れる金銭等（報酬、研究費等）において、資金還流等の不当な流れがないか）を確保する。

事例 49

大学研究者が取締役を務めるスタートアップが外国政府の軍事研究の補助金への申請を検討したケース

研究者 X は、経済安全保障推進法において重要技術に指定されている半導体関連技術の研究開発を行うスタートアップの取締役を務めています。同スタートアップでは、米国政府傘下の軍事研究を扱う研究資金配分機関への申請を検討しており、研究者 X は大学に対して、申請の可否や留意点について相談を行いました。対象技術自体はリスト規制の非該当技術ではあったものの、外国政府の補助金事業に参加することで、安全保障上の影響・技術流出リスク・大学との利益相反など多面的な論点が生じる状況でした。



留意点

スタートアップと大学の間には法人としての独立性があるものの、研究者 X が大学の研究成果を取り扱う立場にある以上、成果の混在や技術流出のリスクを避けるため、大学とスタートアップの技術・研究資源を厳格に切り分ける必要があります。特に外国政府事業への応募の場合、その技術が将来的に軍事的利用に資する可能性や、安全保障政策に基づく枠組みで管理される可能性があり、大学が保有する研究成果・未公開データの不適切な提供は重大なリスクを伴います。

また、スタートアップに輸出管理部門やリスク管理機能がない場合、大学側が一定の審査・助言を行う必要があります。外国政府の防衛関連機関の補助金は、経済安全保障政策との関係が強いため、教員個人・大学組織双方に レピュテーションリスクや利益相反リスクが生じる可能性があります。

参考指針

研究者 X は、大学の研究者としての立場と、スタートアップ取締役としての立場を明確に区別し、大学の研究成果・知的財産・未公開データを外国政府補助金の申請や研究活動に、大学に無断で提供しないよう厳格に管理する必要があります。スタートアップが独自に行う技術提供・輸出管理について法人としての責任を負う一方で、スタートアップが管理体制を整備できていない場合には、大学側の安全保障輸出管理部署が技術内容を審査し、大学の成果や人的資源が不当に関与していないかを確認する必要があります。

また、外国政府補助金の条件・契約条項・成果公開の制約などを事前に精査し、大学としての経済安全保障方針や国際協力方針、研究インテグリティに反しないかを慎重に判断することが求められます。

CHAPTER

3

スタートアップ・インテグリティ確保のための学内手続き

本章では、スタートアップの活動が拡大する中で、大学としてスタートアップ・インテグリティを確保するために、どのような学内体制を整備していくことが求められるのかを整理しました。具体的には、実務フロー、審査体制、モニタリング方法、教職員・学生への周知・教育といった観点から、学内体制の在り方を段階的に示しています。大学によって学内規程や組織体制が異なり、スタートアップ活動の状況は多様であることから、本章では一律の制度設計を求めるのではなく、既存の枠組みを活用した対応から制度的な体制構築に至るまでの考え方を示し、各大学が自らの状況に応じて検討を進めるための指針を提供することを目的としています。

3 - 1	学内体制の整備	067
3 - 2	スタートアップに関与する教職員及び学生の学内手続きの全体像	073
3 - 3	利益相反マネジメント定期自己申告	075
3 - 4	兼業許可申請及び許可	078
3 - 5	大学及びスタートアップの協働活動計画（SIP:Startup Integrity Plan）の作成と承認	082
3 - 6	知的財産権等の保護	084
3 - 7	秘密情報管理	085
3 - 8	安全保障輸出管理	088
3 - 9	研究セキュリティ・インテグリティ	090
3 - 10	スタートアップへの学生の参画における学内手続き	091
3 - 11	その他のスタートアップに関わる法令や規則等	092

3-1 学内体制の整備

本章では各大学でスタートアップ・インテグリティの確保に向けた学内体制を整備するにあたって、検討すべき事項と、目指すべき学内体制を提示します。検討事項については、「実務体制の整備」「判断体制 / フローの整備」「モニタリング」「教職員・学生への周知・教育」の４軸で整理しました。そして、各検討事項について、整備体制を３つのステージで定義し、既存の枠組みの中での対応から、規程の策定や体制構築、実務フローの整備を伴う段階までを体系的に記述しています。これにより、大学の規模、実務体制、特性等を踏まえた、スタートアップ・インテグリティの状態を示すことを目的としています。

ステージ1（連携構築）は、既存の学内体制や委員会を活用しつつ、相談窓口の明確化や個別案件ごとの協議対応により、スタートアップ活動に伴うインテグリティ上の論点に柔軟に対応する段階です。主として個別的・暫定的な対応となりますが、初期的なリスクを把握し、注意喚起を行うための基盤となります。

ステージ2（体制構築）では、スタートアップ・インテグリティに関する案件を主に扱う担当部署や運用ルールを明確化し、実務フローや審査プロセスを一定程度標準化します。利益相反自己申告の拡充等を通じて、活動開始前後のリスクを効率的に把握する体制を整えている状態です。

ステージ3（制度構築）は、学内規程の整備や専用の委員会設置等により、申請・審査・助言・フォローアップを一体的に行う制度的な体制を構築する状態です。特定の対象者にはスタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の作成を求めるなど、事前把握と継続的な支援・指導を通じて、大学の公正性・透明性を確保しながら、スタートアップ活動の円滑な推進を図ることを目指します。

次項以降では、ここで提示した検討事項ごとに、学内体制をどのように整備していくべきかを説明します。

表 3-1: 学内体制の整備

項目	ステージ 1: 連携構築	ステージ 2: 体制構築	ステージ 3: 制度構築
実務体制の整備	スタートアップ・インテグリティに関わる案件について、関係部署間で情報共有や相談を行うための連絡体制を整備し、個別案件ごとに協議しながら対応する。	スタートアップ・インテグリティに関わる案件を主として扱う担当部署を定め、関係部署と連携して対応する標準的な実務フローを整備する。	学内規程等を整備し、スタートアップ・インテグリティに関わる案件について、申請・確認・判断・助言までを一体的に行う実務フローを全学的に整備する。
判断体制/フローの整備	スタートアップ・インテグリティに関わる案件について、既存の研究インテグリティ委員会や利益相反委員会等において、対応方針や審議の在り方を協議しながら対応する。		学内規約を策定し、スタートアップ・インテグリティ委員会を設置して、既存委員会の対象外となる案件を含め、スタートアップ特有のリスクについて専門的に審査・助言を行う会議体を整備する。
モニタリング方法	既存の利益相反自己申告の内容に基づき、スタートアップ・インテグリティに関わるリスクを把握する。デューデリジェンスとして、保有情報に基づきリスク評価を行う。大学の公正性・透明性を確保しつつ、研究者のスタートアップ活動を円滑に進めるための助言や注意喚起を行う。	利益相反自己申告の項目に、スタートアップ・インテグリティに関わる質問項目を追加し、大学の公正性・透明性を確保しながら、デューデリジェンスを実施し、スタートアップ活動に伴うリスクのスクリーニングを効率的に行う。	大学とスタートアップの双方の立場を有する特定の対象者に対して、スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の作成を義務付け、活動計画を事前に把握した上で、デューデリジェンス（オープンソースシステム導入も視野）を行い、円滑な実施に向けた助言・指導を行う実務フローを整備する。
教職員・学生への周知・教育	スタートアップに関わる教職員・学生に対して、必要に応じて個別にスタートアップ・インテグリティに関する注意喚起や情報提供を行う。	大学が実施する起業家教育や、研究者向けの創業支援プログラム等に、スタートアップ・インテグリティに関する内容を組み込み、体系的な周知・教育を行う。	スタートアップに関わる教職員・学生に対して、スタートアップ・インテグリティを研究倫理・コンプライアンス教育の一部として位置づけ、研修やオリエンテーション等を通じて継続的な教育を行う体制を整備する。

1. 実務体制の整備

ステージ 1（連携構築）：連絡体制の構築

スタートアップ・インテグリティに関わる案件については、まず関係部署間で情報共有や相談を行うための連絡体制を構築します。この段階では、特定の専任部署や統一的な手続きを設けるのではなく、スタートアップ支援、安全保障輸出管理、利益相反マネジメント、研究インテグリティ、知的財産、人事等の既存部署が連携し、個別案件ごとに協議ベースで対応します。教職員や学生からの相談を起点として、必要な部署につなぐことで、初期段階におけるリスク把握や注意喚起を行います。

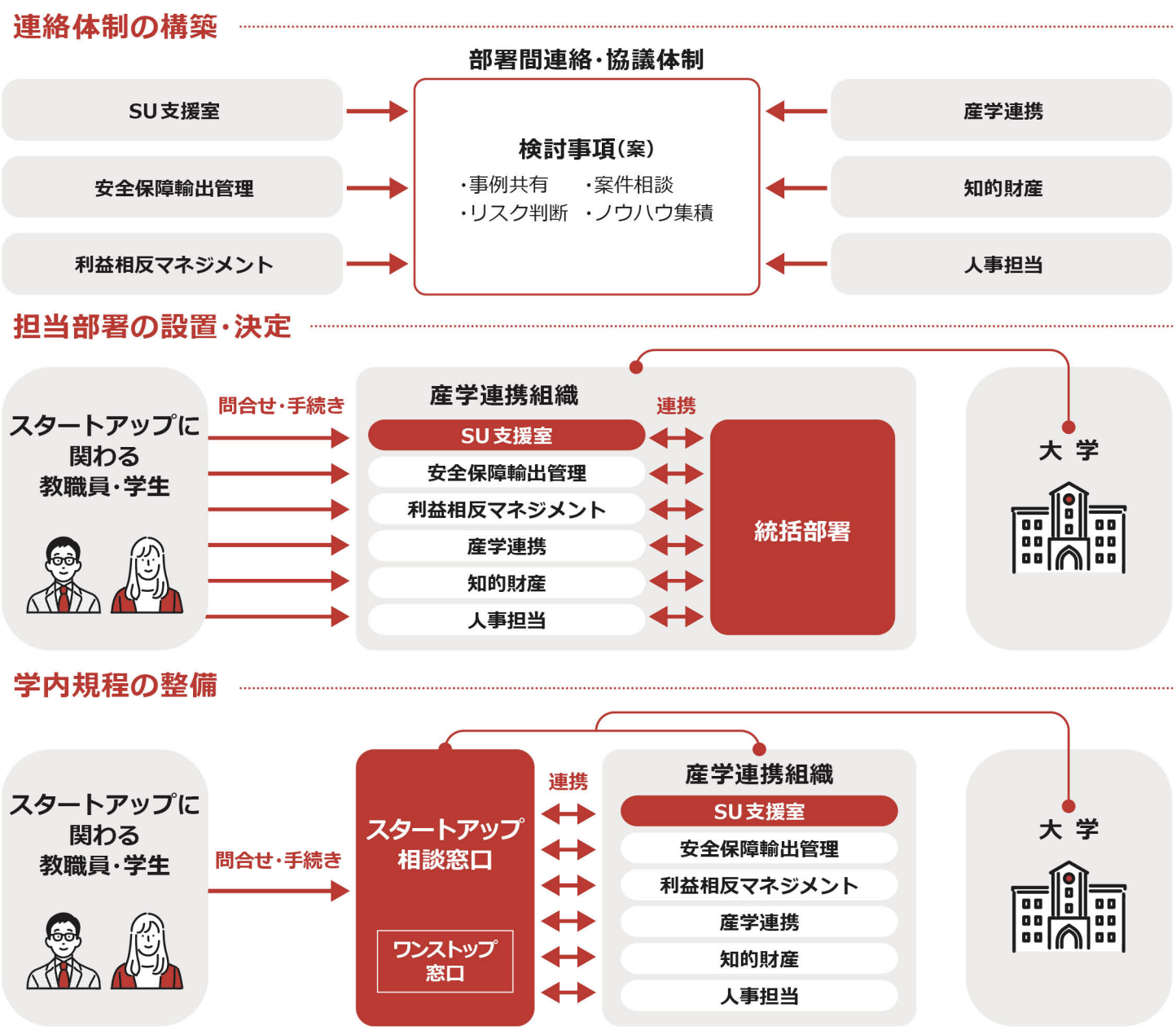
ステージ 2（体制構築）：担当部署の設置

体制構築としては、スタートアップ・インテグリティに関わる案件を主として扱う統括部署（担当部署）を設置または決定します。当該部署が相談受付の窓口となり、関係部署との調整役を担うことで、相談対応から助言までを含めた標準的な実務フローを整備します。分散していた対応を集約することにより、案件整理や論点の明確化が進み、対応の迅速化や判断の一貫性を確保することが可能となります。

ステージ 3（制度構築）：学内規程の整備

学内規程を整備し、スタートアップ・インテグリティに関わる案件について、申請・確認・判断・助言までを一体的に行う全学的な実務フローを構築します。この段階では、ワンストップ型の相談窓口を設置し、教職員・学生が迷うことなく相談できる体制を整えるとともに、担当部署が関係委員会等と連携しながら組織的に判断・支援を行います。これにより、大学の公正性・透明性を確保しつつ、スタートアップ活動を円滑に推進する基盤を確立します。

図 3-1: 実務体制の整備



2. 判断体制 / フローの整備

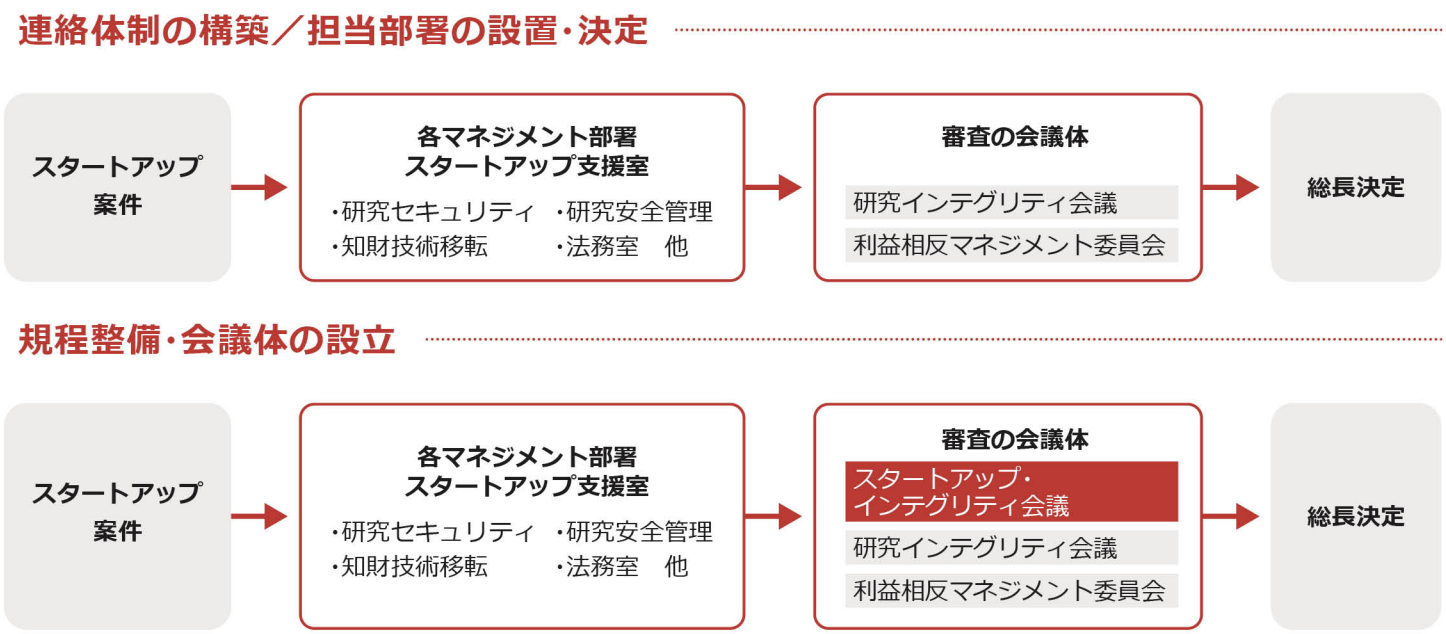
ステージ 1/ ステージ 2（連携構築）：連携体制による判断

既存の会議体や関係部署を活用した審査の連携体制を構築します。この段階では、研究インテグリティ委員会や利益相反マネジメント委員会等の既存会議体を中心に、安全保障輸出管理、研究安全管理、知的財産、法務などの各リスクマネジメント部署が連携し、個別案件ごとに審査や助言を行います。各部署で把握した論点を既存会議体に持ち寄り、必要に応じて総長等の執行部による判断につなぐことで、現行体制の枠組みの中で柔軟かつ実務的な対応を行う段階です。

ステージ 3（制度構築）：規程整備・会議体による判断

スタートアップ・インテグリティの議題を扱う会議体を取決め、学内規程を整備して制度的な審査フローを構築します。この段階では、スタートアップ・インテグリティ委員会を新たに設けるなどの方法で、既存の研究インテグリティ委員会や利益相反マネジメント委員会では対応しきれない案件に対して、スタートアップ特有のリスクを専門的かつ組織的に審査・助言する体制構築も想定されます。審査結果は明確なプロセスに基づいて整理され、必要に応じて総長等の執行部の最終判断につなげることで、大学としての公正性・透明性を確保した一貫性のある意思決定を可能とします。

図 3-2: 判断体制 / フローの整備



3. モニタリング方法

ステージ 1（連携構築）：利益相反自己申告項目の活用

スタートアップ・インテグリティに関するモニタリングの方法として、既存の利益相反自己申告制度を活用します。全教職員を対象とした定期的な自己申告の内容を基に、スタートアップに関与する状況や利害関係の有無を把握し、関係する各リスクマネジメント部署が連携して確認を行います。また、保有する情報から、デューデリジェンスにより研究セキュリティ、経済安全保障上のリスクを精査することが考えられます。申告及びリスク内容は研究インテグリティ委員会や利益相反マネジメント委員会等の既存会議体で共有され、必要に応じて助言や注意喚起を行うことで、現行制度の枠組みを活用しながら、リスクの把握と初期対応を行います。

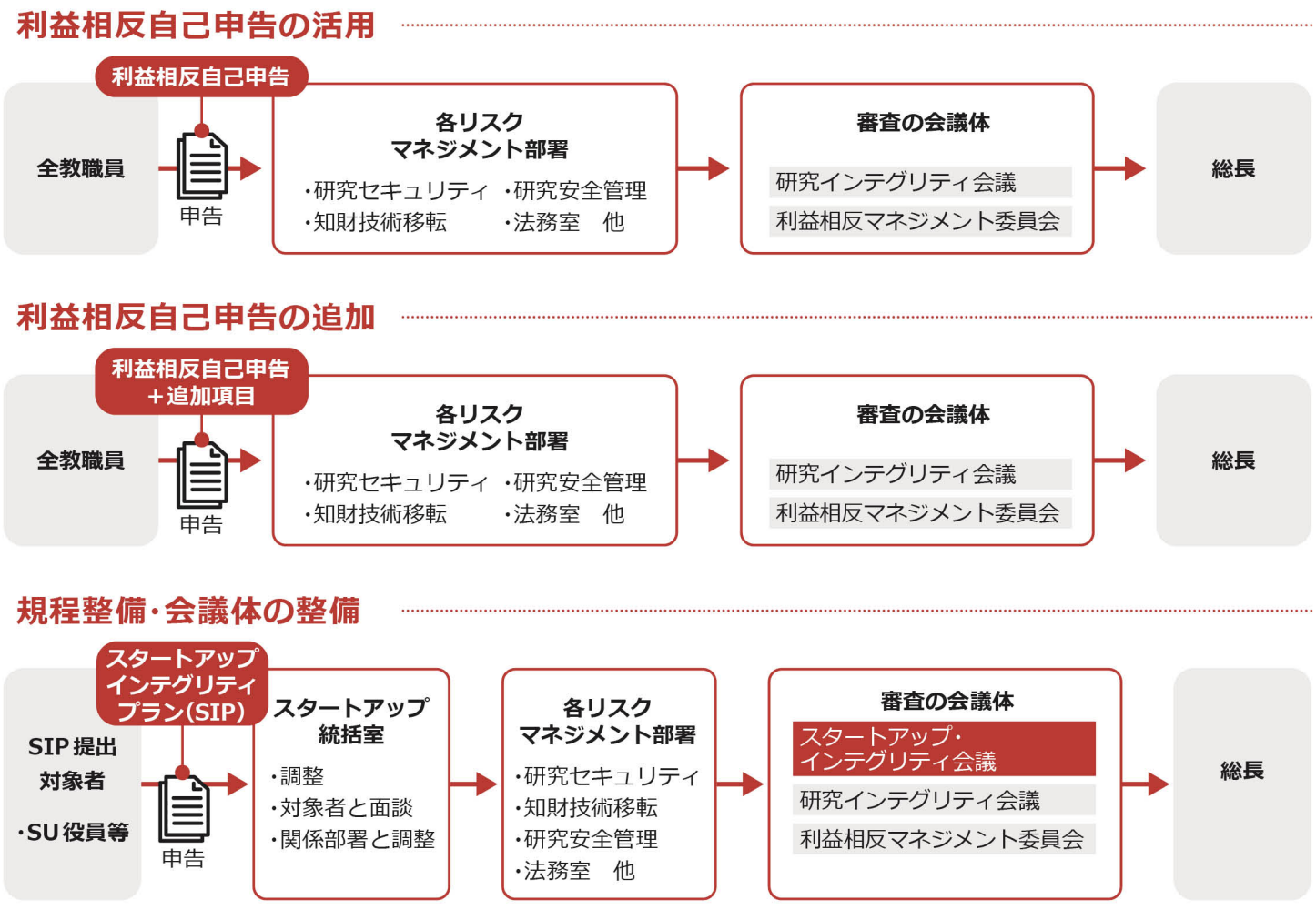
ステージ 2（体制構築）：利益相反自己申告項目の改訂

スタートアップ活動に伴うリスクをより的確に把握するため、利益相反自己申告の項目を改訂します。従来の申告項目に加えて、スタートアップへの関与形態や役職、報酬、事業活動との関係等に関する質問項目を追加し、活動開始前後の状況を体系的に把握できる仕組みを整備します。これにより、デューデリジェンスに必要なスタートアップ関連情報を十分に収集しながら、研究セキュリティ、経済安全保障上のリスクを精査することが可能となり、各リスクマネジメント部署や審査会議体が、より早い段階で論点を把握し、効率的かつ一貫したモニタリングを行うことが可能となります。

ステージ 3（制度構築）：スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の制度導入

特定の対象者に対してスタートアップ・インテグリティプラン（SIP）（詳細は第 3 章 3-5 参照）の作成を求め、制度としてモニタリングを行います。スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）ではスタートアップ活動の内容や体制、関係部署、想定されるリスク等を事前に整理し、提出された計画を基に統括部署や関係部署、関連する会議体が連携して確認・助言を行います。これにより、活動開始前の把握に加え、活動期間中の継続的なフォローが可能となり、大学の公正性・透明性を確保しながらスタートアップ活動を支援する制度的なモニタリング体制が構築されます。この制度の導入効果は各大学の規模、実務体制、特性によって異なることを前提としつつ、スタートアップ活動の高度化・多様化を踏まえた新たな選択肢の一つとして提示します。スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）で精査した情報を含め、外部のオープンソースのデューデリジェンスシステム等を活用しながら、研究セキュリティ、経済安全保障上のリスクを精査することも考えられます。

図 3-3: モニタリング方法



4. 教職員・学生への周知・教育

ステージ 1（連携構築）：注意喚起・情報提供（個別対応型）

スタートアップに関わる教職員・学生に対して、必要に応じた注意喚起や情報提供を行います。具体的には、スタートアップ活動に伴い想定される利益相反や研究倫理、情報管理等の論点について、個別の相談や問い合わせを契機として説明を行い、関係部署から適切な助言を提供します。ウェブサイトでの情報掲載や資料の配布等を通じて、基礎的な情報を周知しつつ、個々の事案や状況に応じた対応を行います。

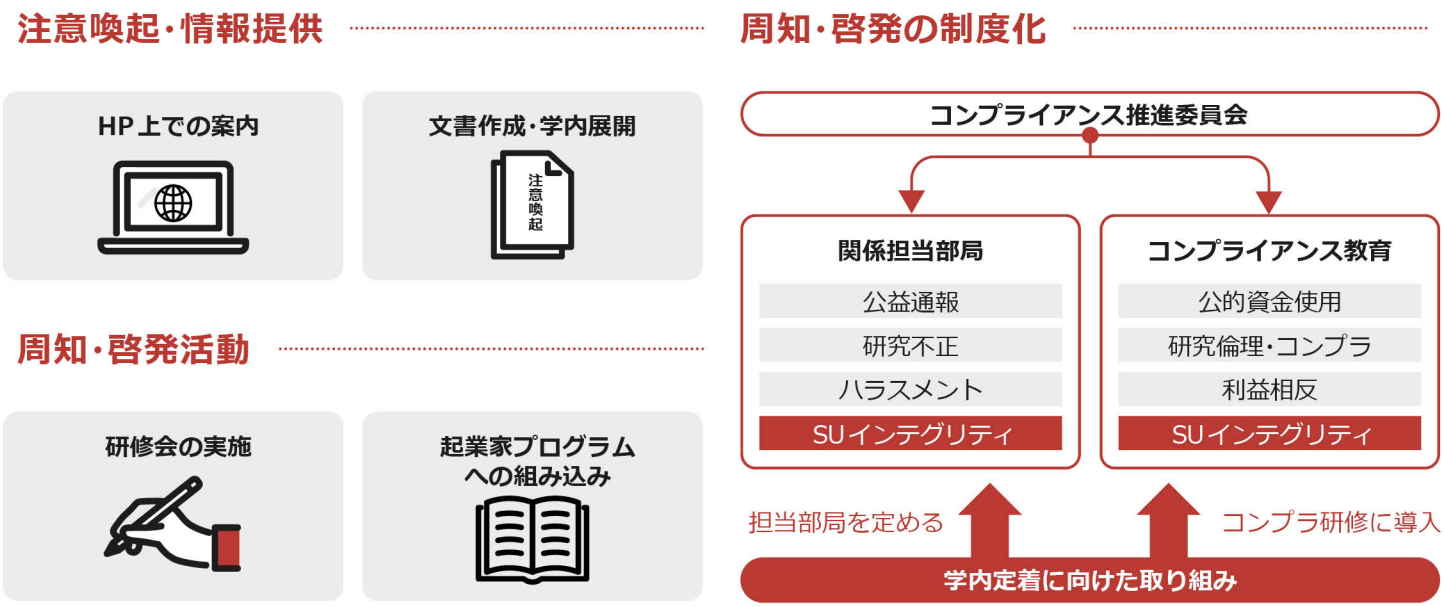
ステージ 2（体制構築）：周知・啓発活動（プログラム組込み型）

スタートアップ・インテグリティに関する周知・啓発を、学内の教育・支援活動の中に体系的に組み込みます。起業家教育や創業支援プログラム、研究者向け説明会等の機会を活用し、スタートアップ活動に伴うリスクや留意点を継続的に伝えます。講義やセミナー、研修の実施、修了証の発行等を通じて理解促進を図ります。これにより、個別対応に依存せず、一定の水準で知識や意識を共有できる体制を整えます。

ステージ 3（制度構築）：周知・教育の制度化（コンプライアンス統合型）

スタートアップ・インテグリティに関する周知・教育を、大学全体の制度として位置付けます。研究倫理やコンプライアンス教育の一部として体系化し、コンプライアンス推進委員会等の下基で計画的かつ継続的に実施します。利益相反、研究不正、ハラスメント等の既存テーマとあわせてスタートアップ・インテグリティを扱うことで、学内共通の理解と行動規範を醸成します。これにより、教職員・学生がスタートアップ活動に関与する際の判断基準が明確となり、大学全体としての公正性・透明性を持続的に確保する体制が構築されます。

図 3-4: 教職員・学生への周知・教育



5. まとめ

本節では、スタートアップ・インテグリティの確保に向けた学内体制の整備について、「実務体制の整備」「判断体制 / フローの整備」「モニタリング」「教職員・学生への周知・教育」の四つの観点から整理しました。これらは、いずれもスタートアップ活動の進展に伴い、大学として公正性・透明性を維持しながら社会実装を推進していくために不可欠な要素です。本資料では、各観点について整備体制を 3 つのステージに分け、既存の枠組みを活用した連携構築の段階から、体制構築、さらには制度構築へと段階的に発展させていく考え方を示しました。

大学の規模、実務体制、特性や、スタートアップ活動の状況は多様であるため、すべての大学が同様の体制構築を進めるのではなく、自組織の特性や制約条件等に基づいて、各大学が最適な体制の整備を選択することが期待されます。まずは自大学の現状を把握し、可能なところから段階的に自組織が目指す体制整備を進めていくことが重要です。本節で示した整理は、そのための検討の指針となる目安であり、各大学が自律的に検討を進める際の参考となることを意図しています。次節以降では、ここで示した考え方を踏まえ、具体的な手続きや運用の在り方について詳述します。

3-2 スタートアップに関与する教職員及び学生の学内手続きの全体像

スタートアップに関わる活動は、研究、教育、産学連携、人事、知的財産等、複数の学内手続きと密接に関係して進められます。そのため、教職員や学生がスタートアップ活動を円滑に進めるためには、大学との関係において必要となる手続きの全体像をあらかじめ理解しておくことが重要です。また、研究支援や産学連携等を担当する職員にとっても、スタートアップに関わる案件の業務フローや留意点を把握し、関係部署と連携しながら対応することが求められます。

本節では、様々な大学の研究支援・産学連携担当職員を主な対象として、スタートアップに関連する学内手続きについて、業務フローの全体像と実務上の留意点を整理して提示します。あわせて、スタートアップに関与する大学の教職員及び学生に向けて、スタートアップ活動を進める上で必要となる大学連携の手続きや、その進め方のポイントを提示します。

以下の表に示す通り、スタートアップに関与する際に想定される主な学内手続きを俯瞰的に整理した上で（表 3-2）、第 3-3 以降において、各手続きの具体的な流れや判断の考え方、実務上の注意点について順に説明します。

本章は、大学の規模や体制の違いを踏まえつつ、学内外の関係者が円滑に連携するための参考情報を提供することを目的としています。

表 3-2: スタートアップの学内手続きの全体像（名古屋大学の例を参考に記載した）

	実施事項		時期等	管轄	対象者	詳細
1	利益相反マネジメント定期自己申告（※18）		年1回以上（新たな利害関係が生じた場合は、その時点）	リスクマネジメント担当部署/研究安全管理事務	役員、教職員（研究員を含む）	3-3
2	兼業許可申請及び許可	役員兼業	役員へ新規就任時・更新時	部局事務/人事部署	営利企業の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、発起人等）となる教員（研究員を含む）	3-4
		一般兼業	アドバイザー等へ新規就任時・更新時		営利企業の役員兼業以外のアドバイザー、コンサルタント等となる教職員	
3	役員兼業における利益相反手続き 役員への新規就任時		役員への新規就任時・更新時	リスクマネジメント担当部署/スタートアップ支援部署/研究安全管理事務	役員兼業（新規・継続）を申請する教職員	3-4
4	大学及びスタートアップの協働活動計画（SIP:Startup Integrity Plan）の作成、承認（※19）		年1回以上		スタートアップの役員等（取締役、執行役、会計参与等）となる教職員等 ベンチャー称号申請を行う教職員等 大学の判断会議体でSIPが必要であると決定した教職員等	3-5
5	知的財産権等の保護		発明の創出時、技術移転時	知財部署	発明の創出、技術移転行為を実施する教職員	3-6
6	秘密情報管理		共同研究での秘密情報の取得時	リスクマネジメント担当部署/研究セキュリティ・インテグリティ部署/研究安全管理事務/知財部署等	企業等の秘密情報を取得する教職員・学生	3-7
7	安全保障輸出管理		貨物の輸出、技術の提供前		貨物の輸出、技術の提供を行う教職員・学生	3-8
8	研究セキュリティ・インテグリティ		海外との連携活動の実施前等		海外との連携活動を実施する教職員、学生、大学組織等	3-9

	実施事項	時期等	管轄	対象者	詳細
9	学生の参画における留意点	スタートアップへの学生の参画時	リスクマネジメント担当部署/研究セキュリティ・インテグリティ部署/研究安全管理事務	以下のいずれかにあたる教職員及び学生 ・学生発スタートアップにおいて教職員の利害関係あり ・学生の教職員発スタートアップへ参画 ・学生がスタートアップの代表者であって、ベンチャー称号申請を実施	3-10
10	その他	倫理規程、研究公正、バイオリソースの利用（ABS）、医学系研究での倫理審査他、法令、学内規程の遵守が必要となる。			3-11

（※18）短時間勤務正職員、契約職員（裁量労働制を適用する者を除く）及びパートタイム勤務職員は適用しない。
（※19）スタートアップ・インテグリティを管理する新たなマネジメント方法である。「利益相反手続き」または「スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）手続き」のうち、いずれか大学の状況に合わせたマネジメントを行うことも可能である。

3-3 利益相反マネジメント定期自己申告

1. 概要

大学における利益相反マネジメント自己申告は、スタートアップ活動に限った特別な申告制度ではなく、教職員が大学に所属しながら行うすべての業務・活動を対象として、その内容や関係性を大学として把握・整理するための基本的な仕組みです。本制度は、教育・研究・社会連携・兼業等の多様な活動を大学として適切に整理し、公正性・透明性を確保しながら、教職員がそれぞれの活動に円滑に取り組める環境を整えることを目的としています。

スタートアップ活動についても、このような通常の自己申告の枠組みの中で位置づけられ、大学の職務との関係性を整理しつつ、研究成果の社会実装を前向きに進めていくための基礎情報として活用されます。自己申告を通じて大学と情報を共有することにより、教職員が安心してスタートアップ活動に取り組めるとともに、大学としてもその活動を適切に支援していくことが可能となります。

名古屋大学における利益相反マネジメントの例

教員・研究者は、年に 1 回以上、定期自己申告によって、前年度及び今年度の自らの関係する企業、組織とのヒト・モノ・カネ・連携等の利害関係等（見込みも含む）をもつ企業・機関について申告する必要があります。申告後に新たな利害関係等が発生した場合には、追加申告をして下さい。AMED 及び厚労科研のプロジェクト申請者は、定期自己申告に加えて、当該研究テーマとの関係における利害関係を申告する必要があります。また競争的研究費については研究セキュリティ・インテグリティから別途の対応を行う場合があります（※20）。

申告に基づき、利益相反マネジメント専門委員会において、ヒアリング及び実務者調査（以下「ヒアリング等」という。）の対象者が選出されます。ヒアリングは、対象者、利益相反マネジメント専門委員会委員、弁護士によって実施され、実務者調査は、学術連携リスクマネジメント統括室の室員が中心に実施します。ヒアリング等の結果は、利益相反マネジメント委員会において大学での許容性等について審議され、結果（留意事項・モニタリング等）は通知の形で対象者へ連絡されます。ケースによっては、是正のための勧告が実施されることがあります。なお、利益相反マネジメントに関連して得られた個人情報は、本マネジメント業務に限って使用し、その他の使用は一切致しません。

（※20）「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和 3 年 12 月 17 日）によって、令和 4 年 4 月より、競争的研究費の申請の際「全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報」について「所属機関に適切に報告している旨の誓約」を求められることがあり得ます。

2. 対象者

多くの大学において、利益相反マネジメント自己申告の対象者は、すべての教員・研究者を基本として設定されており、教育・研究・社会連携・兼業等を含む対外的な活動全般について大学として把握・整理することが求められています。この自己申告は、スタートアップに関与している場合に限らず、外部機関との共同研究、寄附の受入れ、兼業、学術コンサルティング等を含む広範な活動を対象とするのが一般的です。

その中でも、スタートアップに関わりのある教職員については、大学の職務との関係性を整理しながら活動を進めていく観点から、申告内容を踏まえた丁寧な確認とマネジメントが求められます。具体的には、スタートアップの役員・顧問・アドバイザー等として関与している場合、スタートアップとの間で金銭的利益や株式保有等の利害関係を有する場合、あるいはスタートアップと大学との共同研究や寄附、技術移転等に関与する立場にある場合が含まれます。

対象者の範囲や詳細な定義については、各大学の規程や運用に委ねられますが、重要なのは「スタートアップ活動か否か」という形式的な区分ではなく、大学に所属する立場と外部活動との関係において、実質的な利害関係や影響が生じ得るかどうかを踏まえて判断することです。

3. 手続き

利益相反マネジメント自己申告は、教職員が自身のスタートアップへの関与状況や利害関係について大学に申告し、大学がその内容を把握・確認するためのプロセスです。多くの大学では、年 1 回の定期的な自己申告を基本としつつ、新たにスタートアップへの関与が生じた場合や、関与内容に重要な変更があった場合には、随時申告を求める運用が行われています。

①手順

一般的な流れとしては、教職員が所定の方法により自己申告を行い、大学の担当部署または委員会がその内容を確認します。確認の結果、利益相反や責務相反の可能性が認められる場合には、必要に応じて追加的な説明や対応策の検討が行われます。
具体的な提出方法や確認フローは大学ごとに異なりますが、いずれの場合も、教職員が過度な負担を感じることなく、正確な情報を申告できるよう配慮された仕組みとすることが望まれます。

②申告内容

申告内容として一般的に求められる事項には、教職員が大学に所属しながら行っている外部活動全般に関する情報が含まれます。具体的には、スタートアップにおける役職や関与形態、報酬や株式保有等の経済的利益、外部機関からの研究費や寄附の受入れ状況、大学と外部組織との間で行われている研究・教育・社会連携活動への関与状況などが挙げられます。

これらの自己申告は、スタートアップ活動のみを個別に評価するためのものではなく、教職員の活動全体を俯瞰したうえで、スタートアップ活動を含む多様な活動を大学として整理し、適切に支援していくための基礎情報となります。そのため、申告にあたっては、形式的な基準だけでなく、社会的な受け止め方や外観にも留意し、誠実かつ包括的に記載することが重要です。

表 3-3: 利益相反マネジメント定期自己申告での申告事項（名古屋大学の例）

分類	No	内　容
人	1	企業、機関等（非営利法人、公的機関等）の役員に従事している（予定も含む）（役員兼業・クロスアポイントメント）［学会（研究会）の役員としての従事は含まない］
	2	企業、機関等（非営利法人、公的機関等）のアドバイザー、コンサルタント等に従事している（予定も含む）（一般兼業・クロスアポイントメント）［学会（研究会）の会員への従事は含まない］［無報酬の場合も含む］［講演による兼業は含まない］
	3	企業、機関等（非営利法人、公的機関等）から研究員を受入れている（予定も含む）［企業等から研究費（雇用経費）の受入れがあるものを対象とする］
	4	学生が企業等の活動（共同研究等・インターンシップ・ベンチャーの手伝い等）に従事するにあたって、主たる指導教員として関与した（指示・紹介・推薦等）ただし、学生の希望に応じて推薦等を行うインターンシップは対象とする
物	5	次の①または②の《該当取引》の物品・設備・システム・役務等の購入または委託を行った（予定も含む）［仕様策定や機種選定委員等の職責による関与も含む］ 《該当取引》①.利害関係ある企業、機関等との取引《一機関あたり年間総額100万円以上》 ②.①以外の取引《一機関あたり年間総額1000万円以上》
	6	企業、機関等（非営利法人、公的機関等）から無償または優遇措置を受けて物品・設備・システム・役務等（土地、建物も含む）の提供を受ける、または貸借している（予定も含む）［契約書の有無を問わない］《一機関あたり年間総額100万円以上》
	7	有償または無償での物品・設備・システム・役務等の提供を行う（予定も含む）［学術コンサルティングを除く］《一機関あたり年間総額100万円（無償の場合は相当）以上》
金	8	公開株の保有がある（予定を含む）［5%以上］
	9	未公開株の保有がある［1株以上］またはLLC、LLP、有限会社等へ出資がある（予定を含む）
	10	新株予定権（ストックオプション）の保有がある（予定を含む）
	11	知的財産権［大学に属する特許、成果有体物、著作権等］の移転等による収入配分がある（予定を含む）［書籍の印税を含まない］
	12	（11）以外の個人的収入がある（予定を含む）［兼業報酬、コンサル料、謝金、株式売却益、個人特許等による収入を含む］［原稿料は含む］［書籍の印税は含まない］《一機関あたり年間総額100万円以上》
連携	13	企業、機関等（非営利法人、公的機関等）からの寄附金の受入れがある（予定を含む）
	14	企業、機関等（非営利法人、公的機関等）からの共同（受託）研究・受託事業の受入れがある（予定を含む）［自身が研究代表者の場合のみ］
	15	企業、機関等（非営利法人、公的機関等）からの研究助成金の受入れがある（予定を含む）［自身が研究代表者の場合のみ］
	16	企業、機関等（非営利法人、公的機関等）への学術コンサルティングがある（予定を含む）［大学として受入れ決定したもの］
	17	産学協同研究講座（部門・センタを含む）、寄附講座（部門を含む）の構成員として従事している（予定を含む）
	18	学その他の、経済的利害関係がある、又は、産学官連携活動等がある（予定を含む）

③許可・審査の留意点

利益相反マネジメントにおける審査は、大学としてのインテグリティを確保しながら、教職員によるスタートアップ活動が適切かつ円滑に進められるよう支援する観点から行われます。審査にあたっては、研究・教育との調和、大学資源の適切な活用、公正性・透明性の確保といった点を踏まえ、活動を前向きに後押しするための確認が行われます。

また、許可や確認がなされた後であっても、スタートアップの成長段階や教職員の関与の内容が変化することがあります。そのため、自己申告は一度行えば終わりではなく、活動の状況に応じて内容を見直し、大学と共有しながら進めていく仕組みとして運用されることが重要です。

3-4 兼業許可申請及び許可

1. 概要

大学に所属する教員・研究者が、教育・研究・社会連携活動の一環として学外の活動に関与することは、大学の知的成果の社会還元や人材循環の促進という観点から重要な意義を持っています。スタートアップへの参画や助言、役員就任等も、こうした学外活動の一類型として位置づけられます。

兼業許可申請及び許可は、教員・研究者が大学に所属しながら学外活動を行うにあたり、本務との関係性を整理し、大学としてのインテグリティを確保しつつ、学外活動が円滑に進められるよう支援するための仕組みです。文部科学省におけるこれまでの検討や提言においても、大学教員等が企業の役員や技術顧問等として関与することは、大学の研究成果や専門性を社会に還元し、産学連携やイノベーションを促進する観点から重要であると整理されています。このため、多くの大学法人では、教員・研究者による兼業を、大学の使命や専門性を社会に活かす正当な活動として位置づけ、本務との調和が確保される範囲において、適切な手続きを通じて許可するという考え方が一般的に採用されています。

2. 対象者

基本的には、学外活動を行う場合には事前に部局の兼業担当部署へ兼業許可申請を行い、許可を取得する必要があります。スタートアップの活動に関与する場合には、役員就任、顧問・アドバイザーとしての関与、技術的助言や経営支援等、関与の形態は多様ですが、これらはいずれも学外活動として兼業に該当し得るため、原則として大学への申請・届出を行った上で活動することが求められます。具体的な対象範囲や兼業に該当するか否かの判断については、各大学の規程や運用に基づき整理されます。

兼業許可の判断基準としては具体的には以下の項目が考えられます（参考：東海国立大学機構役員及び職員の兼業・兼職に関する規程（以下「兼業等規程」という。）第１条２項）。

①職務の公平かつ中立な執行の確保に影響を及ぼすおそれがないこと。
②大学において行う職務に支障がないこと。
③大学の信用の確保に影響を及ぼすおそれがないこと。

兼業には、「営利企業の役員兼業（以下「役員兼業」という。）」や「役員兼業以外のアドバイザーやコンサルタントなどの兼業（以下「一般兼業」という。）などがありますが、各大学の規程や運用に基づき、対象者や手続き方法が設定されていることが一般的です。

3. 手続き

①概要

兼業許可申請は、教員・研究者が学外活動に関与するにあたり、その内容を大学に申告し、大学が本務との関係性を確認した上で許可を行うプロセスです。多くの大学では、事前の申請と許可を原則とし、活動開始前に手続きを行うことが求められています。この手続きは、大学として活動内容を把握し、教員・研究者が安心して兼業に取り組めるようにするための基盤的な仕組みとして運用されています。

②手順

一般的な流れとしては、教員・研究者が兼業の内容を整理した上で申請を行い、大学の担当部署または委員会等において確認・判断が行われます。確認にあたっては、本務である教育・研究への影響や、大学の資源や名称の利用状況などが整理されます。具体的な申請様式や確認フロー、審査主体は大学ごとに異なりますが、いずれの場合も、過度に煩雑とならないよう配慮しつつ、必要な事項を簡潔に確認できる運用とすることが望まれます。

③申告内容

申告内容として一般的に求められる事項には、兼業先の名称や活動内容、関与形態（役員、顧問、アドバイザー等）、想定される従事期間や時間的関与の程度などが含まれます。スタートアップに関わる兼業の場合には、その活動が研究成果の社会実装や専門性の活用とどのように関係しているかを整理して記載することが有用です。

④許可・審査

兼業許可にあたっては、大学としてのインテグリティを確保しつつ、教員・研究者による学外活動が教育・研究と調和しながら進められるかという観点が重視されます。審査は、活動を制限するためではなく、大学と教員・研究者との間で役割や立場を

共有し、円滑な活動を後押しするための確認として位置づけられます。
　また、兼業の内容や関与の度合いは、時間の経過やスタートアップの成長に伴って変化することがあります。そのため、許可後も、必要に応じて内容を見直し、大学と情報を共有しながら進めていくことが望まれます。

参考：名古屋大学における役員兼業の許可

　ここでは、各大学における兼業許可申請の実務フローや許可基準を検討する際の参考情報として、名古屋大学における役員兼業の許可申請に関する具体的な手続きの実例を示します。役員兼業は、一般兼業と比べて、職務との関係性、大学の関与の在り方、外部からの見え方等について多面的な確認や判断が求められることが多く、手続きが相対的に複雑になります。各大学においては、組織体制、既存の規程、研究支援・法務体制等が多様であることを踏まえ、本例を一つの参考として、それぞれの実情に応じた学内手続きや運用の整理・検討を行う際の参考情報として提示するものです。

①対象者

　対象者は以下に示した通りです。

　営利企業（※21）の役員 (取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、支配人、発起人及び清算人)、顧問又は評議員の職になる対象者（兼業等規程第 4 条 1 項 1 号）。
兼業等規程において、発起人も役員兼業の対象となっています。発起設立では、発起人以外の株主はおらず、発起人は株式を必ず一株以上保有する必要があります。そのため、設立時に発起設立で株式保有がある場合には、仮にスタートアップの取締役等にならないとしても、発起人として役員兼業許可の対象者となります。

（※ 21）営利企業とは、商業、工業、金融業等利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体をいう。

②時期

　役員兼業を行う場合は、スタートアップの設立と同時に役員等に就任する場合には、会社の設立前（株式会社であれば、会社の登記前）まで、もしくは、スタートアップの設立後に役員等に就任する場合は、就任する前までに機構長の許可を受けることが必要となります。（兼業等規程第 5 条）

③手続き

　兼業等規程では、営利企業の役員兼業は原則として許可しませんが、「技術移転事業者の役員等」(兼業等規程第 5 条 1 号)、「研究成果活用企業の役員等」(同条 2 号)、「国立大学法人等出資企業の役員等」(同条 3 号)、「株式会社の監査役及び社外取締役」（以下「監査役等」という。）(同条 4 号) については、機構長の許可を受けて従事することができるとされています。営利企業の役員は、その責任が重大であるため、原則兼業不許可なところ、多数の必要書類を提出のうえ、慎重な審査によって兼業許可の可否を決定しています。
設立前の役員兼業許可申請で必要となる書類の例を記載します（表 3-4）。必要書類のうち、⑰営利企業の役員兼業の申請チェックシート（利益相反）については、学術連携リスクマネジメント統括室による確認結果の記載が必要です。

表 3-4: 役員兼業許可申請にかかる書類一覧

役員兼業許可申請にかかる書類一覧（例）①⑰⑱以外は任意様式、⑯は部局事務で作成	
書類名	内容
①役員兼業許可申出書	第30条第1項関係　別記様式第1号。
②履歴書･業績リスト(事業化の基盤となる研究論文)	兼業先で事業化しようとするものに関する研究論文。
③専門分野(研究内容等)	研究内容や専門分野と兼業先で事業化したものとの関連性がわかるように記載。
④研究成果	役員兼業申請者の研究成果と兼業先で事業化したものとの関連性がわかるように記載。
⑤事業化の内容	兼業先で事業化したものの内容がわかる事業計画書等。
⑥用語の解説	上記にかかる専門用語の解説。
⑦取締役就任依頼書	未設立の場合、設立予定会社の「発起人代表」者名で記載。
⑧兼業しようとする会社の定款	未設立の場合、行政書士等,定款作成代理人の作成したもの。
⑨組織図	未設立の場合、現段階の予定でのもの。
⑩営業報告書	未設立の場合、新たに会社を設立する場合は,今後数年間の業績見込みがわかるロードマップ。
⑪株式保有状況	未設立の場合、出資予定(設立時払込予定)のわかるもの。
⑫全役員の略歴	未設立の場合、設立予定会社の前発起人につき、就任予定職(担当)、略歴を記載。
⑬企業パンフレット(親会社含む)	作成中のものでも可。
⑭参考資料	設立スケジュール(行政書士等の作成したものでも可。)
⑮補足説明	申請者が今回の兼業を引き受けようとする理由等

役員兼業許可申請にかかる書類一覧（例）①⑰⑱以外は任意様式、⑯は部局事務で作成	
書類名	内容
⑯所属長の承諾書	申請者と研究成果活用企業間の利害関係の有無、職務の遂行に支障がない旨、大学職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないことを記載。
⑰営利企業の役員兼業の申請チェックシート（利益相反）	学術連携リスクマネジメント統括室による利益相反の確認結果が記載されたもの
⑱特定類型該当性に関する誓約書（写）	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の順守のためのもの。（外国政府・外国法人等との役員兼業の場合のみ）

役員兼業許可申請は、部局の兼業担当部署に申請を行い、部局の教授会等の審議を経た後、本部人事労務課において東海国立大学機構教員営利企業役員等兼業審査委員会により審議のうえ許可の可否が決定されます（東海国立大学機構教職員営利企業役員等兼業審査委員会規程）。

④許可基準

「研究成果活用兼業」すなわち、研究成果を活用したスタートアップを行う場合を一例として、許可基準を記載します（東海国立大学機構役員及び職員の兼業・兼職に関する規程取扱細則（以下「兼業等細則」という。）第 11 条を参照。）。「技術移転事業者の役員等」、「国立大学法人等出資企業の役員等」、「株式会社の監査役及び社外取締役」においても、類似の許可要件があるため、詳しくは兼業等細則第 4 条、第 19 条、第 25 条等を参照してください。

【研究成果活用兼業の許可基準】（東海国立大学機構役員及び職員の兼業・兼職に関する規程取扱細則 11 条）

一　研究成果活用兼業を行おうとする大学教員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果（特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。）を自らが発明、考案等（その帰属は問わない。）していること。

二　大学教員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること。

三　大学教員が申請に係る研究成果活用企業（親会社を含む。）との間に，物品購入契約、工事契約等の契約関係若しくは許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

四　兼業の申請前 2 年間に、大学教員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

五　大学教員が就こうとする役員等としての職務内容に、機構に対する契約の締結に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと。

六　大学教員としての職務の遂行に支障を生じないこと。

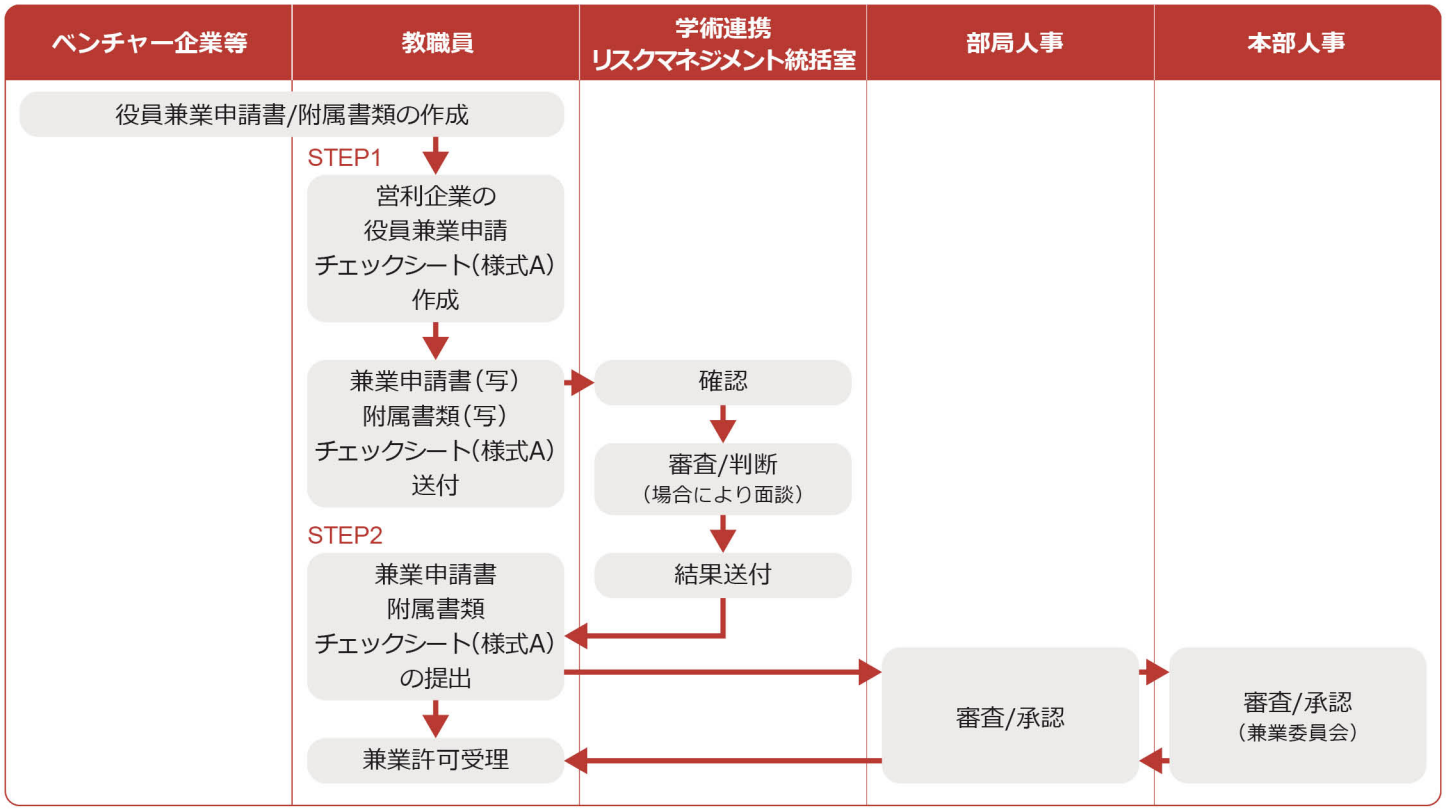
七　兼業することにより、職員としての信用を傷つけ、又は機構の不名誉となるおそれがないこと。

⑤役員兼業の利益相反手続き

役員兼業の申請をする教職員（新規・継続）は、利益相反マネジメントの結果（⑰営利企業の役員兼業の申請チェックシート（利益相反））を兼業書類の一つとして兼業申請の際に提出する必要があります。

役員兼業を申請する教職員（新規・継続）は、「営利企業の役員兼業の申請チェックシート（利益相反）（様式 A）」及び役員兼業許可申請時の書類一覧の書類（写し）一式（表 3-4 の①―⑱）を、学術連携リスクマネジメント統括室に送付する必要があります。学術連携リスクマネジメント統括室は、必要に応じて面談を行い、「営利企業の役員兼業の申請チェックシート（利益相反）」に結果をまとめるという役割を担っています。

図 3-5：役員兼業手続きにおける利益相反マネジメントのフロー



3-5 大学及びスタートアップの協働活動計画（SIP:Startup Integrity Plan）の作成と承認

大学及びスタートアップの協働活動計画（SIP:Startup Integrity Plan、以下「スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）」という）は、大学が関与するスタートアップ活動を、事前に把握し、透明性と公正性を確保しながら管理するための新しいマネジメントの仕組みです。本資料では、スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の導入効果は各大学の学内規程や学内体制によって異なることを前提としつつ、スタートアップ活動の高度化・多様化を踏まえた新たな選択肢の一つとして提示します。

教職員及び学生等が、大学等と関係するスタートアップ活動を行う場合には、定期的又は特定の活動に応じてスタートアップ・インテグリティプラン（SIP）を作成し、大学等との合意の下で活動を行うことが望まれます。スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）には、当該年度等における外部との経済的利害関係や連携の状況等を記載し、活動内容や関係性を可視化することを目的とします。スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）に基づき、認められた範囲内であれば、教職員及び学生等は自らの判断でスタートアップ活動を行うことができますが、内容に変更が生じた場合には、適宜見直しを行っていく運用が推奨されます。

参考:名古屋大学における大学及びスタートアップの協働活動計画（SIP:Startup Integrity Plan）の構想

①対象者

スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の作成が想定される対象者は、各大学等の判断に委ねられますが、例えば以下のような場合が考えられます。

1. スタートアップの役員等（取締役 , 執行役 , 会計参与等）である教員・研究員（予定も含む）。
2. ベンチャー称号申請を行う者。
3. 大学の利益相反マネジメント委員会等の判断会議体で、調査の結果、スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）が必要であると決定した者。
4. 大学の研究インテグリティ管理責任者等が、スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）が必要であると決定した者。

頻度については定期的には年 1 回程度の作成・更新を行うことが考えられますが、他の学内手続きと連動させて運用することも有効です。

②手続き

（1）概要

スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）は、スタートアップ活動に伴う利害関係や役割分担、想定されるリスク等を整理し、大学等と関係者の間で共通認識を形成するための文書です。 作成されたスタートアップ・インテグリティプラン（SIP）は、大学等の担当部署による確認を経て、必要に応じて利益相反マネジメント委員会や研究インテグリティ会議等の会議体において報告又は審議されることが考えられます。

（2）手順

スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の作成・提出・確認の具体的な流れについては、各大学等の体制に応じて定めることが想定されます。 一般的には、関係者によるスタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の作成・署名、担当部署による内容確認、必要に応じた会議体での確認・承認といった段階的なプロセスが考えられます。

（3）申告内容

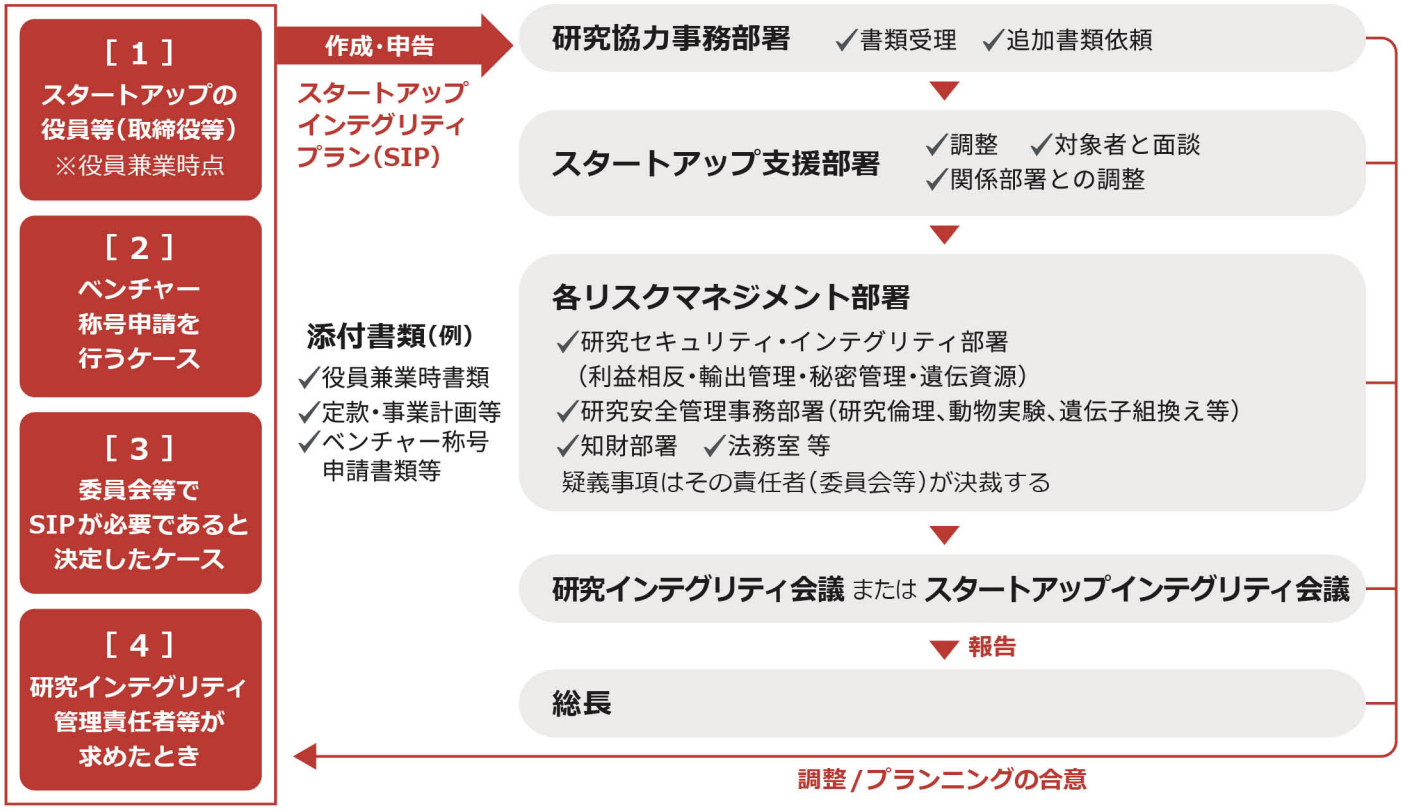
スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）には、スタートアップにおける役割、経済的利害関係、大学等との関係性、想定されるリスク及び対応方針等を記載することが考えられます。 これにより、大学等として活動全体を俯瞰的に把握することが可能となります。大学の教職員等に対しては、スタートアップ活動に対する質問項目に回答をした上で、各活動における留意点を確認することで、教職員等が計画しているスタートアップ活動を円滑に進めることができます（質問項目は Appendix の資料参照）。

（4）留意点

スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の確認や審査にあたっては、個別の活動を過度に制限することを目的とするのではなく、大学等の公正性・透明性を確保しつつ、スタートアップ活動を円滑に進める観点が重要です。 各大学等は、自らの組織特性やリスク許容度を踏まえ、柔軟かつ実効的な運用を検討することが望まれます。

図 3-6: 大学及びスタートアップの協働活動計画（SIP:Startup Integrity Plan）の手続きフローチャート（案）

※名古屋大学が構想する制度を前提に記載した。



3-6 知的財産権等の保護

1. 概要

スタートアップにおいて、大学の知的財産（発明、著作物など）の実施（生産、使用、譲渡等）を行う場合には、原則として当該大学との間で知的財産の技術移転契約等の適切な手続きを行う必要があります。これらの手続きを経ることなくスタートアップで大学の知的財産を実施した場合には、特許法等における権利侵害に加えて、大学の学内規程違反や、利益相反上の懸念が生じ得ます。このような事態を防ぐため、各大学において知的財産・技術移転を担当する部署との事前調整が重要となります。

また、大学とスタートアップの協働関係においては、大学側の知的財産の保護のみならず、スタートアップが保有する知的財産権等についても、公正かつ適切に取り扱われる必要があります。大学または教職員等が、スタートアップの知的財産権等を不当に不利益に扱う、あるいは意図せず権利侵害を生じさせることは、スタートアップ・インテグリティの観点からも重大な問題となります。本資料では、知的財産権等の具体的な権利保護の詳細を網羅的に定めるものではありませんが、大学とスタートアップの間における知的財産の取扱いについて、公正性・透明性を確保することを重要な前提としています。

加えて、教職員等が、研究活動（本務及び兼業活動どちらの立場も含む）において、発明等を行ったときは、各大学が定める知的財産関連規程に基づき、速やかに大学に届け出る必要があります。大学が職員等の職務発明等（※22）に係る権利を承継した場合には、出願その他の権利の取得及び維持に係る手続への協力が求められます。職務発明等に係る特許等を受ける権利は、大学に帰属されることが多くありますが、特許等を受ける権利を承継しないことが適当と認める場合には、当該権利を当該職員等に帰属（個人帰属）させることもあります。

さらに、教職員等が、大学の費用や管理下にある設備を使用して創作した著作物をスタートアップなどの大学以外の第三者に有償で利用させる場合や、大学以外の第三者に無償で利用させる場合であって、その契約を大学が締結することを希望する場合等においても、所定の届出が必要となります。そのほかにも届出や手続きが必要なケースがありますので、各大学の知財・技術移転を担当する部署に相談することが望まれます。

（※22）「職務発明等」とは、職員等が大学の費用その他の支援若しくは大学が契約者として締結した契約に基づき、又は大学が管理する施設設備を利用して行った研究等の成果である 発明、考案、意匠、品種の育成、回路配置の創作及びノウハウをいう。

2. 学内手続き

（1）発明を行ったとき

職員等が発明等を行った場合には、各大学が定める方法により、大学への届出が義務付けられている場合が多くあります。スタートアップに関与する教職員等が発明等を行った場合には、当該発明が大学の研究活動に基づくものか、スタートアップでの活動に基づくものか、または両者に関連するものかを適切に整理することが、スタートアップ・インテグリティ確保の観点から特に重要となります。職員等が発明等を行った場合には、具体的には以下のような大学での手続きが想定されます。

- 知的財産管理・技術移転の部署が発明者へのヒアリングを実施
- 知的財産関連規程や知的財産ポリシーに従い、職務発明等の該当性の判断、権利承継の要否、特許出願や外国出願の要否、権利取得・維持・処分に関する方針を判断
- 知的財産管理・技術移転の部署が、発明届を大学等が設置する決裁会議等に付議する
- 方針決定後に、明内容の精査、特許出願手続、技術移転活動を開始する
- 特許出願後も、外国出願の要否や各国手続、権利の維持又は放棄等について、大学等の判断プロセスに基づき対応をする

スタートアップとの関係がある教職員の発明については、特定のスタートアップに不当な便宜供与や不利益が生じないよう、第三者の視点からの妥当性にも留意して判断が行われることが望まれます。
これら一連の手続きは、大学の知的財産の保護のみならず、スタートアップとの信頼関係を維持し、将来的な紛争やインテグリティ上の問題を未然に防止するための基盤となるものです。

（2）著作物の取扱い

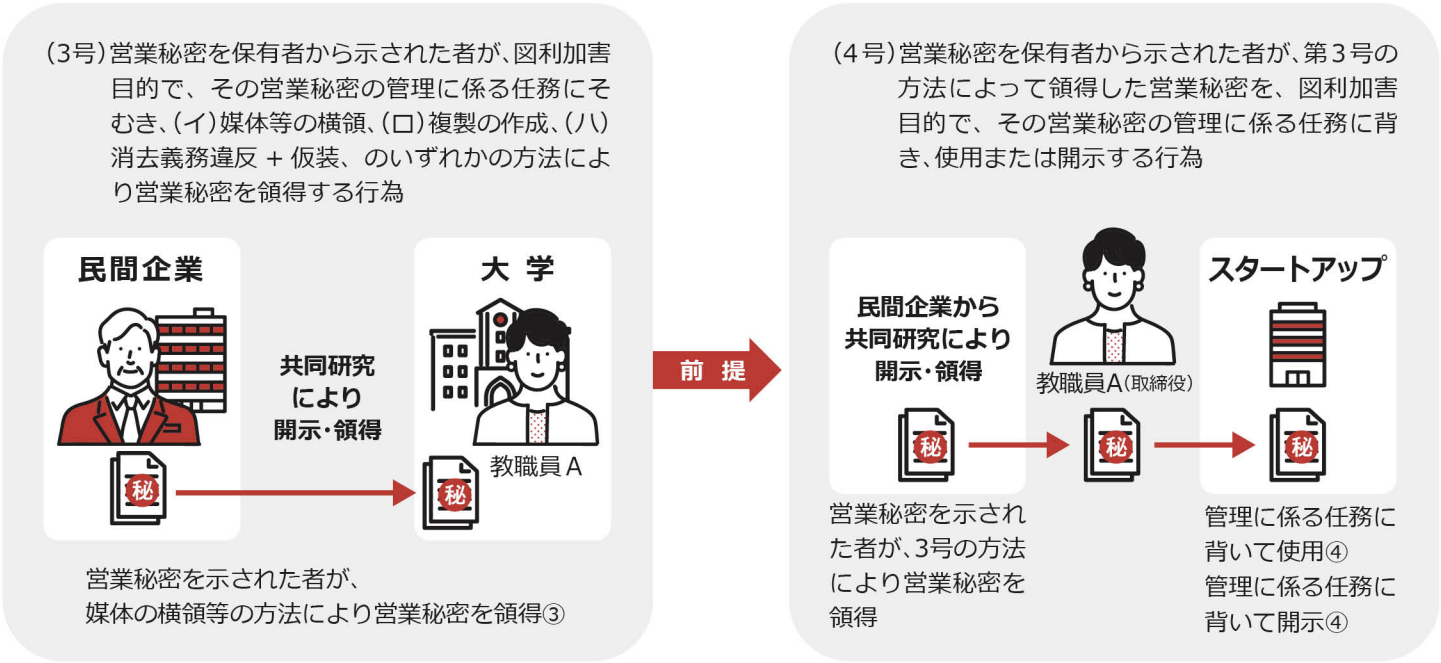
大学等が承継した著作権に係る著作物について、①大学等以外の第三者に有償で利用させる場合、②大学等以外の第三者に無償で利用させる場合であって契約主体を大学等とすることを希望する場合、③その他大学等が定める場合には、所定の届出様式等を用いて、知的財産管理・技術移転を担当する部署への届出が必要となります。

3-7 秘密情報管理

1. 概要

教職員等が、スタートアップの取締役やアドバイザー等に就任しているときに、大学との共同研究等で連携する民間企業（他企業）の秘密情報がスタートアップへ流出するおそれがあります。すなわち、教職員等が大学とスタートアップ双方の立場を得ていることによって研究情報のコンタミネーションが起き、大学の立場で取得した他企業の秘密情報がスタートアップに漏洩する危険性があります。そのため、民間企業から取得した秘密情報管理への十分な対応が必要となります。秘密情報が不正競争防止法上の「営業秘密」にあたる場合（秘密管理性、有用性、非公知性の要件に該当する場合）には、民間企業（他企業）からの損害賠償請求のみではなく、場合によって、懲役刑や罰金などの刑事罰が科されることもあるため注意が必要です（図 3-7）。

図 3-7: 営業秘密を示された者による背信的行為のパターン（出典：経済産業省不正競争防止法説明資料（2022 年）一部説明追加）



（民事）

- ✓ 損害賠償請求：故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者に対し損害賠償（4 条）
- ✓ 差止請求：その侵害の停止又は予防を請求すること及び侵害の行為を組成した物の廃棄等を請求できる（3 条）

（刑事）

- ✓ 10 年以下の懲役又は 2000 万円以下の罰金（併科可）※海外重罰が適用の場合は、3000 万円以下の罰金（併科可）

また、大学とスタートアップの協働関係においては、大学の立場で取得した秘密情報がスタートアップへ不適切に流出するリスクに加え、スタートアップが保有する秘密情報が、適切な手続きを経ずに大学にもたらされるリスクも存在します。これらはいずれも大学とスタートアップ双方の信頼関係やインテグリティを損なうおそれのある重要な論点です。

スタートアップ・インテグリティの観点では、大学とスタートアップの双方の立場が交錯することによって生じる秘密情報の不適切な流通リスクに着目し、特に大学が第三者から預かる秘密情報の管理責任を明確にすることが重要です。スタートアップ企業内部における秘密情報管理や、大学がスタートアップの秘密情報を取得・管理する場合の詳細な取扱いについては、個別契約や関係法令に基づく対応が求められます。

そのため、民間企業（他企業）と大学の共同研究等で秘密情報を取得している場合については、大学が負うべき管理責任の範囲を明確にした上で、大学における研究活動とスタートアップの活動との切り分けを徹底し、大学の立場で取得した秘密情報へのアクセス権限の設定と管理を適切に実施する必要があります。

2. 学内手続き

各大学においては、企業等から取得した秘密情報について重要性や機微性に応じて区分し、区分ごとに管理方法を定める仕組みを設けることが望まれます。例えば、秘密情報を複数のレベルに分類し、一定以上のレベルの情報については、不正競争防止法上の営業秘密に相当するものとして、より厳格な管理を行うことが考えられます（表 3-5）。

表 3-5: 産学連携における秘密情報のレベルごとの管理表の例（名古屋大学）

区分	レベル 3	レベル 2	レベル 1
指定基準	・極めて重大な損失もしくは不利益を受ける秘密情報等 例）企業の株価に影響する秘密情報、M&A、LBO 等	・重大な損失もしくは不利益を受ける秘密情報等 例）共同研究等で企業からの研究等秘密情報で相手先から制限等が課されたもの 例）共同研究等で総仏したもので、企業から入手した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの	・企業等との間で通常の秘密保持機器を課された情報等 例）共同研究等で企業等からの研究等秘密情報 例）共同研究契約等の誓約書 例）共同研究等で創出したもので、企業等から入手した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ 原則、学生がアクセスできる秘密情報のレベルはレベル1とする
等級指定	・届出のあった秘密情報を秘密情報等かつ責任者が判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定する ・レベル3と判断し指定した秘密情報は原簿管理	・届出のあった秘密情報を秘密情報管理責任者が判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定する ・レベル2と判断し指定した秘密情報を原簿管理する ・レベル3と判断した秘密情報は秘密情報統括責任者へ届出	・取得等した秘密情報を管理する教職員が等級判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定し、秘密情報管理責任者へ報告する ・レベル2以上と判断した秘密情報は秘密情報管理責任者へ届出
アクセス権者	・秘密情報統括責任者が指定 ・教職員等及び共同研究員	・秘密情報管理責任者が指定 ・教職員等及び共同研究員	・取得等した秘密情報を管理する教職員が指定 ・教職員等、共同研究員及び学生
表示	・企業から「機密」・「Top Secret」等と表示された秘密情報をレベル3の秘密情報である旨を表示	・企業から「厳秘」・「Secret」等と表示された秘密情報をレベル2の秘密情報である旨を表示	・企業から「秘」「Confidential」等と表示された秘密情報をレベル1である旨を表示することが好ましい
入出制限	・秘密情報資料及び電子化情報を保管する建物、もしくはフロアの入出制限する	・秘密情報資料及び電子化情報を保管する部屋の入出制限をする	・秘密情報資料及び電子化情報を保管する部屋の入出制限が好ましい
保管	・秘密情報資料(紙媒体等)は、専用の保管庫等に施錠して保管する ・鍵は、秘密情報統括責任者及び秘密情報統括責任者が指定する教職員等及び共同研究員が管理する。	・秘密情報資料(紙媒体等)は、他の資料と区別し保管庫等に施錠して保管する ・鍵は、秘密情報管理責任者が管理する	・秘密情報資料(紙媒体等)は、保管庫に施錠して保管する ・鍵は取得した秘密情報を管理する教職員が管理する
	・電子化情報を情報機器(PC等)に保管する場合には、暗号化等措置を講じた上で、ネットワークに接続されていない専用情報機器に保存、当該情報機器を入退室管理エリアに設置する ・当該情報機器にはパスワードによる認証をかける	・電子化情報を情報機器(PC等)に保管する場合には、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する ・情報機器にはパスワードによる認証をかける	・電子化情報を情報機器(PC等)に保管する場合には、当該情報機器を原則として入退室管理エリアに設置する ・入退室管理エリアに設置することができないときは、暗号化等措置を講じた上で情報機器に保管するか、もしくは当該情報機器にパスワードによる認証をかける
	・電子化情報を電子媒体(USB等)に保管しない	・電子化情報を電子媒体(USB等)に保管する場合には、暗号化等の適切な措置を講じた上で、当該電子媒体にパスワードによる認証をかける ・当該電子媒体を保管庫等に施錠して保管する ・鍵は、秘密情報管理責任者が管理する	・電子化情報を電子媒体(USB等)に保管する場合には、当該電子媒体を他の電子媒体と区別して保管庫等に施錠して保管する ・鍵は、取得した秘密情報を管理する教職員が管理する

参考：【産学連携における秘密情報管理運用マニュアル _ 別表 1】レベルごとの管理表（名古屋大学）
https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/08/20170906114930.pdf

また、学生を企業等との共同研究に参画させる場合には、教職員等は、学生に対して研究内容や秘密情報の取扱いについて十分な説明を行い、学生の自主的な意思を尊重した上で参画の可否を判断することが重要です。学生が企業等との共同研究に参画する場合には、可能な限り RA 等の雇用形態とし、守秘義務を含む契約関係を明確にすることが望まれます。

大学との間に雇用等の契約関係が無い学生を共同研究等に関与させる場合は、共同研究等を開始する前に、当該学生は、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した「同意書」の書式を用意し、署名するなどの対処が必要です。

加えて、学生が取得できる秘密情報の範囲についても整理をすることが重要です。雇用等の契約関係がない学生の場合は、レベル 1 の秘密情報のうち研究のための必要最小限な情報とし、雇用等の契約関係がある学生の場合でもレベル 1 の全てとし、レベル 2 以上の秘密情報の提供は、原則認めない、などの運用ルールを作成しておくことが重要です。

3-8 安全保障輸出管理

1. 安全保障輸出管理の概要

大学から、海外に所在するスタートアップや、スタートアップに所属する非居住者または特定類型該当者に対して研究情報を提供する場合には、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）上の「技術の提供」に該当し、安全保障輸出管理の手続きが必要となります。また、大学の教職員等がスタートアップの活動に関与する過程で、試料、実験器具、研究用機器等を海外へ持ち出し、又は送付する場合には、外為法上の「貨物の輸出」として、同様に安全保障輸出管理の手続きが必要です（図 3-8、表 3-6）。

図 3-8: 貨物の輸出と技術の提供（令和 5 年度「経済産業省大学等向け説明会」参照）

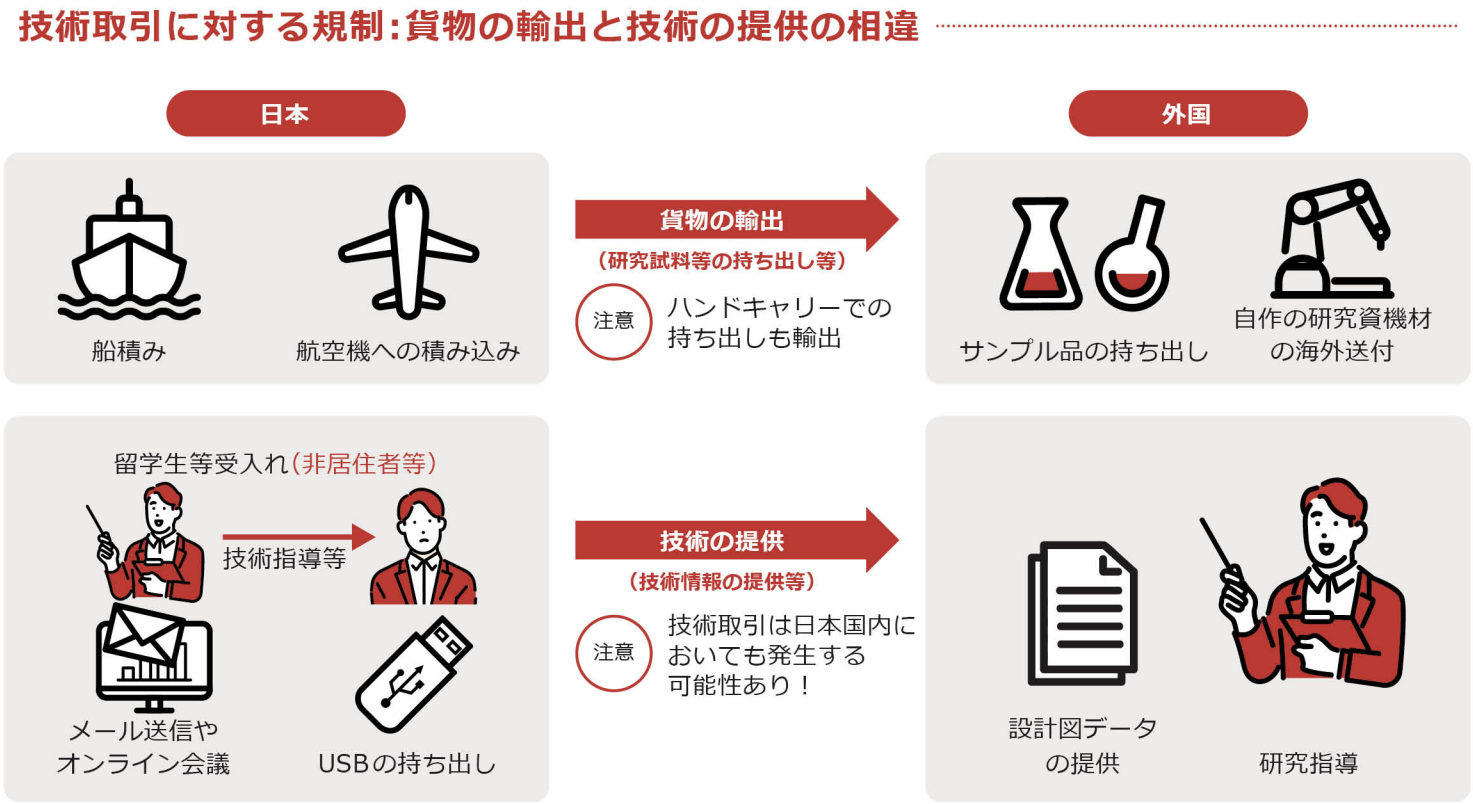


表3-6:大学で発生する技術提供等の機会の例（令和5年度「経済産業省大学等向け説明会」参照）

技術提供等の機会	具体例
研究試料等の持ち出し、海外送付	・サンプル品の持ち出し、海外送付 ・自作の研究資機材を携行、海外送付
学生・研究者等への技術提供	・実験装置の貸与に伴う提供 ・研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ・技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ・電話や電子メールでの提供 ・授業、会議、打合せ（オンライン含む） ・研究指導、技能訓練
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	・実験装置の貸与に伴う提供 ・共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ・技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ・電話や電子メールでの提供 ・会議、打合せ（オンライン含む）
外国からの研究者の訪問	・研究施設の見学 ・工程説明、資料配付
非公開の講演会・展示会	・技術情報を口頭で提供 ・技術情報をパネルに展示

提供される技術が外為令別表に掲げる技術に該当する場合、又は輸出される貨物が輸出令別表第一に掲げる貨物に該当する場合には、いわゆるリスト規制の対象となり、原則として経済産業大臣の許可が必要となります。また、これらに該当しない場合であっても、キャッチオール規制として、当該技術又は貨物の需要者（連携相手等）や用途（目的）が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用等に用いられるおそれがある場合には、同様に経済産業大臣の許可が必要となります。

さらに、近年の制度改正により、国内に所在する者への技術提供であっても、当該者が特定類型該当者に該当する場合には、安全保障輸出管理の対象となる点にも留意が必要です。そのため、大学等においては、スタートアップ活動との関係においても、研究情報や試料等の提供が安全保障輸出管理の対象となるか否かを慎重に確認することが求められます。

2. 学内手続き

教職員等からスタートアップ等に対して、安全保障輸出管理の対象行為である「貨物の輸出」や「技術の提供」を行う場合には、事前に、各大学等が定める安全保障輸出管理に関する規程により申請・確認手続きが必要な場合にはこれを行い、大学等の輸出管理を担当する部門による審査・承認を経る必要があります。

また、留学生や外国人研究者の大学への受入れに際しても、研究内容や取扱う技術の内容によっては、安全保障輸出管理上の確認や手続きが必要となります。大学等は、これらの手続きが適切に実施されるよう、学内の相談窓口や支援体制を明確化し、教職員等への周知・啓発を行うことが重要です。

3-9 研究セキュリティ・インテグリティ

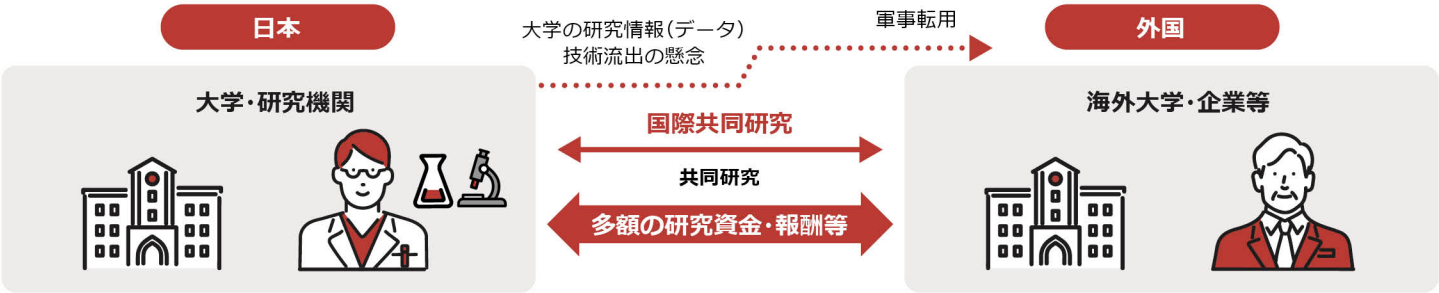
1. 研究セキュリティ・インテグリティの概要

現在、研究活動の国際化及びオープン化の進展に伴い、研究セキュリティ・インテグリティへの配慮が大学において重要な課題となっています。日本においては、「統合イノベーション戦略推進会議」（令和 3 年 4 月 27 日）において、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が示されており、大学に対しても、研究の健全性・公正性を確保するための自律的な取組が求められています。加えて、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和 8 年 1 月 16 日付け文部科学省通知（7 文科科第 671 号））が公表され、「特定研究開発プログラム」への応募に際しては、デューデリジェンスに基づくリスク確認、リスク評価、リスク軽減措置が必要となる等、研究セキュリティ上の対応が今後は必要となります。

研究セキュリティ・インテグリティの事案としては、例えば、海外の大学、企業、研究機関等との関係において、研究資金や報酬、地位の提供等を見返りとして、経済安全保障上の観点からも重要となる技術や機密情報が流出し、大学等の社会的信頼の低下につながるケースが想定されます。具体的には、海外大学や研究機関との研究上のつながりを通じて、多額の研究資金や報酬の提供、研究統括等の重要な役割の付与を受ける状況の下で、大学等が管理する機微な研究情報が第三者に流出し軍事転用等がされるおそれがあります（図 3-9）。

また、スタートアップが関連する場合として、研究セキュリティ・インテグリティ上のリスクが複合的に顕在化する可能性があります。例えば、創業前であっても、スタートアップを通して社会実装が可能な大学の研究成果は、他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ重要な技術の場合も多くあり、海外機関から、不当な目的をもって窃取され、技術流出するリスクがあります。ピッチコンテストやスタートアップ設立の際に協力者を探す場合に技術流出が起こることや、その後に関係性が深まり密な利害関係になった時点での流出もありえるため、継続的なマネジメントが必要です。また、例えば、海外の投資家やファンドから出資を受けたスタートアップを通じて、大学等が保有する機微技術が間接的に海外へ流出する場合や、スタートアップの取引先である海外企業等が軍事関連組織と関係を有している場合には、大学等からの技術流出や社会的信頼の低下といったリスクが生じ得ます。

図 3-9: 研究インテグリティ・セキュリティの事例



このような研究セキュリティ・インテグリティに関するリスクについては、個別事案への対応にとどまらず、事例の蓄積を通じて組織的に把握・分析し、必要な対応を継続的に講じていくことが重要です。大学等は、スタートアップ活動との関係も含め、研究活動全体を俯瞰した視点から、デューデリジェンスによるリスク評価が可能な体制整備を進めていくことが求められます。

3-10 スタートアップへの学生の参画における留意点

1. 概要

学生が、スタートアップの代表取締役、取締役、社員等として参画することは、学生の実践的な学修機会を拡張し、将来のキャリア形成に資する重要な経験となり得ます。一方で、学業や学位取得への影響、将来の就職選択の自由を損なうことがないよう、大学等として十分な配慮と支援を行う必要があります。そのため、学生は、学生発スタートアップ又は教職員発スタートアップに参画する際には、スタートアップに関与することのメリットとデメリットを十分に理解した上で、自主的な意思に基づき参加することが重要です。

また、スタートアップに参画する学生は、役員等として善管注意義務等の法的責任を負う可能性があることや、大学等の研究室や設備を不適切に利用することによるリスクについても十分に認識した上で活動する必要があります。さらに、スタートアップに利害関係を有する教職員が当該学生の主指導教員又は学位審査における主査である場合には、教育者・研究指導者としての責務相反が生じるおそれがあるため、特に慎重な対応が求められます。

2. スタートアップへの学生の参画におけるマネジメント方法

学生がスタートアップへ参画する際の具体的なマネジメント方法は、各大学等の規程や体制に応じて適切に設計・運用することが求められます。学生及び当該スタートアップに利害関係を有する教職員は、学生の参画に関して、スタートアップ・インテグリティプランを作成する、または、指導教員と協議のうえで学生への配慮をしながら実施することが一例として想定されます。指導教員との協議について学生のみで実施困難な場合は、適宜、スタートアップ支援部署等に相談しながら進めることが必要です。以下の対象者が考えられます。

①対象者

1. 大学に所属する学生が学生発スタートアップ（※23）に参画（※24）する場合であって、教職員が利害関係をもつ（※25）場合
2. 大学に所属する学生が教職員発スタートアップ（※26）へ参画する場合
3. 大学に所属する学生がスタートアップの代表取締役等の代表者であって、大学発ベンチャー称号申請を実施する場合

（※23）学生発スタートアップとは、大学と深い関連のある学生ベンチャー。現役の学生が関係する（した）ものを指す。
（※24）参画とは、修士課程、博士課程の学生が学生発スタートアップの代表取締役、取締役、社員等になる場合をいう。
（※25）利害関係をもつとは、教職員が株式や報酬を得ている、アドバイザーに就任している等の利害関係がある場合の他、教職員の研究成果を活用し、教職員による学生の参画への進言や助言があったスタートアップ等も含む。
（※26）教職員発スタートアップとは、経済産業省産業技術調査における「大学発ベンチャー」のうち、学生ベンチャーを除くものを指す。

3-11 その他のスタートアップに関わる法令や規則等

スタートアップに関与する教職員等及び大学等は、これまでに示した事項に加え、関連する法令及び各大学等が定める学内規程等を遵守して活動を行う必要があります。スタートアップ活動は、研究、教育、社会連携、事業活動など複数の領域にまたがるため、知的財産、労務・雇用、契約・取引、情報管理、個人情報保護等に関する法令が重層的に関係します。また、兼業・兼職や利益相反・責務相反に関する学内規程も重要な位置付けを持ちます。本資料では、これらの法令・指針や、参考として東海国立大学機構または名古屋大学等の規程を提示します（表 3-7）。具体的な適用や解釈については、各大学等の担当部署への確認をすることが望まれます。

表 3-7：スタートアップが関わる法令や規程

大分類	小分類	法令・指針等	学内規程・ガイドライン等
人事・服務・倫理	人事	労働基準法、労働契約法等	東海国立大学機構職員就業規則
	倫理		東海国立大学機構役員及び職員倫理規程
	ハラスメント		東海国立大学機構ハラスメント防止対策規程
	兼業		東海国立大学機構役員及び職員の兼業・兼職に関する規程 東海国立大学機構役員及び職員の兼業・兼職に関する規程取扱細則
	クロスアポイントメント		東海国立大学機構クロス・アポイントメント制度に関する規程
研究	研究公正	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学省）	東海国立大学機構における研究上の不正行為に関する取扱規程
	倫理審査	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針	東海国立大学機構における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程 岐阜大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程 名古屋大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程
	研究成果の公開		名古屋大学オープンアクセスポリシー
資金	研究費の適正使用	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	東海国立大学機構における研究費等の不正使用防止に関する規程
産学連携	共同研究・受託研究		東海国立大学機構受託研究規程 東海国立大学機構共同研究規程
	寄附金		東海国立大学機構寄附金受入規程
	産学協同講座、寄附講座等		東海国立大学機構寄附講座・寄附研究部門規程 名古屋大学産学協同研究講座・産学協同研究部門規程
	知的財産権		東海国立大学機構発明等取扱規程
	ベンチャー称号		岐阜大学における大学発ベンチャーの認定等に関する規程 名古屋大学発ベンチャー称号授与規程
コンプライアンス/リスクマネジメント	安全保障輸出管理	外国為替及び外国貿易法	東海国立大学機構安全保障輸出管理規程
	秘密情報管理	不正競争防止法	名古屋大学秘密情報管理ポリシー 名古屋大学秘密情報管理ガイドライン 名古屋大学秘密情報管理運用マニュアル
	ABS（遺伝資源）	生物多様性条約、名古屋議定書	名古屋大学における遺伝資源及び伝統的知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）についてのポリシー
	研究セキュリティ・インテグリティ	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について 他	

CHAPTER

4

総括

4 - 1 これまでの章の要点 094

4 - 2 本資料の意義 095

4 - 3 今後の検討課題 096

Appendix1 スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）策定にあたっての質問項目 097

4-1 これまでの章の要点

本資料では、大学発スタートアップの創出・成長が進展する中で、これまで必ずしも体系的に整理されてこなかった「スタートアップ・インテグリティ」に焦点を当て、大学とスタートアップの協働において留意すべきリスクとその管理の視点を整理しました。

第 1 章では、スタートアップを取り巻く環境変化を踏まえ、大学とスタートアップが連携して社会実装を推進する上で「スタートアップ・インテグリティ」の確保が重要であることを示しました。大学の教育・研究活動には社会からの信頼が不可欠であり、スタートアップ等に教職員・学生が関与する際にも、公正さと透明性を確保して大学の公正性と信頼性を守る必要があることを概説しました。また、本資料の目的を、関連法令や学内規程に基づきスタートアップ活動のリスク管理手法を示し、教職員・学生の起業を支援しつつ大学のレピュテーションリスクを低減する点に置きました。

第 2 章では、大学とスタートアップの協働活動ごとに想定されるリスクと留意点を整理し、スタートアップ・インテグリティの観点から基本的な対応指針や参考となる基準を提示しました。例えば、役員兼業や一般兼業（クロスアポイントメントや出向を含む）、共同研究・受託研究、知的財産管理、資金提供（寄附など）といった学内手続きの区分に沿って代表的な事例を設定し、利益相反や法令順守等の観点で必要となる指針を体系的に示しました。加えて、各手続きの区分では、具体的な事例を紹介した上で、留意点や指針を提示しました。各ケースにおいて一義的な正解を提示するのではなく、各大学がスタートアップ・インテグリティ上の課題を総合的に捉え、状況に応じた判断ができるよう示唆する内容となっています。

第 3 章では、スタートアップ・インテグリティを確保するために各大学が構築すべき学内体制や手続きについて具体策を示しました。大学の規模や体制、スタートアップ支援の成熟度は様々であるため、一律の制度設計を求めるのではなく、既存の枠組みを活用した対応から新たな制度的体制の構築に至る段階的な取組方針を提示しました。本章ではまず学内手続き全体のフローを整理し、利益相反マネジメントや兼業許可、知財管理や安全保障輸出管理など関係各部署の役割を明確化しています。さらに、教職員や学生が起業活動を進める際に必要となる学内手続きの進め方や実務上の留意点を示し、円滑な連携体制づくりに資する情報を提供しました。

本資料の意義は、スタートアップに関わる多様な活動について、あらかじめ想定される論点やリスクを整理し、大学としての判断の考え方を具体化した点にあります。役員兼業や共同研究、寄附、学生の参画、成果の公表といった場面や具体的なケースに対して、それぞれに留意点と指針を示しました。こうして、各大学において個別事案をゼロから判断するのではなく、参照可能な基準や具体的な参考事例を提示することで、各大学におけるスタートアップ・インテグリティの整備の一助になると考えています。

4-2 本資料の意義

本資料は、従来の「研究インテグリティ」に加えて、新たに「スタートアップ・インテグリティ」の視点を前面に打ち出した点に独自性があります。スタートアップとの連携では、研究成果の社会実装を加速する反面、大学としての公正さ・透明性の確保や法令順守、利益相反管理等の課題が生じます。本資料ではこれらの課題に体系的に対応すべく、リスク管理の指針を網羅的に整備しました。具体的には、大学とスタートアップの協働に関する基本方針案を示し、想定されるリスクと対策を整理するとともに、学内体制の整備方法や事例集も含め包括的に提示しています。多数のケーススタディを盛り込んだことも本資料の大きな特徴であり、理念の列挙ではなく具体的な場面を想定した実践的な内容となっています。これにより、大学関係者がスタートアップ支援を行う際に直面しうる問題を予見しやすくなり、事前に適切な手立てを講じる助けとなることが期待されます。

スタートアップ・インテグリティの確保に向けた取組は、各大学の規模や体制、既存の規程や支援組織の状況に応じて、段階的に進めていくことが現実的です。まずはスタートアップに関わる教職員・学生の活動や、関連する学内手続き・担当部署を整理し、どの部署がどのような情報を把握・判断しているのかといった学内体制の全体像を把握することが出発点となります。

その上で、既存の利益相反マネジメント、安全保障輸出管理、研究倫理等の枠組みを活用しながら、スタートアップに関わる活動を学内で適切に共有し、リスクの所在を可視化していくことが重要です。すでに整備されている制度や委員会、相談窓口を基盤として活用することで、新たな制度を一から構築することなく、スタートアップ・インテグリティへの対応を進めることも可能です。

大学とスタートアップの関係性が複雑化・高度化する局面においては、個別事案ごとに判断を行うだけでなく、事前にリスクや役割分担を整理し、大学としての考え方を共有しておく仕組みが有効となります。本資料で示した「スタートアップ・インテグリティプラン（SIP:Startup Integrity Plan）」は、そのための一つの考え方として提示したものであり、スタートアップ活動を萎縮させることを目的とするものではありません。

スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）は一律的な導入を求めるものではなく、各大学が自らの体制や文化、既存制度との関係を踏まえ、それぞれの形で整備・活用を検討していくことが想定されています。学内体制の成熟度に応じて、簡易な整理や確認の仕組みから段階的に導入することも含め、柔軟な対応が可能です。

このように、学内体制の整備を基盤としつつ、必要に応じてスタートアップ・インテグリティプラン（SIP）の協働のような仕組みを活用し、関係者間で事前に認識を共有することは、大学にとってもスタートアップにとっても、後のトラブルや信頼低下リスクを未然に防ぐことにつながります。

4-3 今後の検討課題

本資料では、大学がスタートアップを支援していくにあたって、スタートアップ・インテグリティに関する考え方を示したものの、さらに検討すべき課題も残されています。大学関係者とスタートアップの双方が安心して協働できる環境を築くため、以下の論点について引き続き議論と改善を重ねる必要があります。

① 大学のリスクマネジメント関与の範囲

大学はスタートアップのリスクマネジメントにどこまで関与すべきかという点です。スタートアップは大学から独立した企業体であり、過度な介入は起業の自主性を損なうおそれがあります。一方で、大学の名誉や研究成果の信用に関わる事項については大学が一定の責任を負う場面も想定されます。大学とスタートアップの適切な関与範囲や責任分界点を明確にし、双方の信頼関係を損なわないガバナンス体制を検討していく必要があります。

② 大学によるスタートアップ成長支援への関与の範囲

大学がスタートアップの成長支援にどこまで関わるべきかも重要な論点です。研究開発環境の提供、知的財産管理の支援、安全保障貿易管理（輸出管理）への対応、研究セキュリティの確保など、大学が有するリソースやノウハウを起業支援に活用することが可能である一方で、大学本来の教育研究ミッションとの両立や支援過多に伴う弊害にも留意が必要です。スタートアップの自立性を尊重しつつ、必要な支援を効果的に提供するバランスについて、今後さらなる議論と実践を通じた最適解の模索が求められます。

③ 情報セキュリティの扱い

スタートアップ・インテグリティに関連して、情報セキュリティの課題も重要なテーマです。スタートアップが大学から提供された技術情報や研究データを適切に管理し、サイバー攻撃や情報漏えいから守ることは、大学とスタートアップ双方の信頼維持に直結します。本資料では具体的な運用体制や運用システムは取り扱っていませんが、将来的には情報セキュリティ分野での指針整備や支援策の検討も必要になります。大学の情報セキュリティポリシーとスタートアップ側の実践をどのように連携させるか、専門部署の協力体制も含め検討課題となります。

④ 多様な組織体制・大学規模への展開

スタートアップ・インテグリティの整備の取組を全国の様々な大学に展開していくにあたり、組織体制の違いや大学規模の大小による課題にも目を向ける必要があります。大規模な研究大学と小規模な大学、あるいは自然科学分野と社会科学・人文科学分野の違い、国公立と私立の違いなどにより、起業支援体制の整備状況や課題は異なります。本資料で示した原則を各機関で実践する際には、それぞれの実情に応じたカスタマイズや補足策が求められます。他大学や関係機関との連携、地域コンソーシアムの活用など、広く知見を共有し合う仕組みづくりも含めて検討すべき課題です。

以上のような課題については、スタートアップ当事者や大学現場の声を汲み取りながら、継続的に改善策を講じていくことが大切です。本資料はスタートアップと大学が協働し健全に発展していくための第一歩です。スタートアップ支援を掲げる大学はスタートアップに寄り添う姿勢を大切にしつつ、本資料で提示した考え方や指針を適宜、個別調整や更新をしていき、各大学で実効性のある運用体制を整備することが重要です。教職員・学生による起業活動の促進とインテグリティの確保を両立させ、大学の社会的信頼を高めながら研究成果の社会実装を加速していくためには、各大学での継続的な取組が求められています。

Appendix1 スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）策定にあたっての質問項目

表：スタートアップ・インテグリティプラン（SIP）策定にあたっての質問項目

大分類	分類	NO.	SIP 項目
連携	契約関係	1	大学との契約関係（役員、兼業、コンサル、業務委託、共同研究、受託研究、ライセンス契約等）があるか（予定含む）。
		1- 該当者	契約関係がある場合、どの契約をしているか（予定含む）。 □役員契約 / □顧問・アドバイザー契約 / □クロスアポイントメント契約 / □コンサルティング契約 / □業務委託契約 / □共同研究契約 / □受託研究 / □ライセンス契約
	技術移転	2	大学の成果について、スタートアップへの技術移転契約はしているか（予定含む）。
		2- 該当者	技術移転がある場合、以下のどのような契約を行うか（予定含む）。 ①特許譲渡契約、②専用実施権、②独占的通常実施権、③通常実施権、④オプション契約、⑤その他
	寄附金 / 寄附講座	3	スタートアップからの大学への寄附金・寄附講座の受入れがあるか（予定含む）。
	資本的支援	4	大学からスタートアップへの出資以外の方法での資金的な支援はあるか（予定含む）。
	共同・受託研究 受託事業	5	スタートアップとの共同・受託研究があるか（予定含む）。
		6	大学及びスタートアップが関与する受託事業の受入れがあるか（予定含む）。
	技術提供	7	スタートアップの活動に関連して、外国機関または非居住者（外国人等）や特定類型該当者への大学の研究（技術）の提供があるか。
	委託・契約	8	大学とスタートアップの間で委託契約・受託契約があるか（予定含む）。
	学術コンサル	9	スタートアップに対する学術コンサルティングを実施するか（予定含む）。
	産学共同研究講座	10	スタートアップが申請した、産学協同研究講座（部門・センターを含む）の構成員として従事しているか（予定含む）。
	大学の資源 / 名称の利用	11	スタートアップの製品、システム等に関して、大学の名称、大学の教員としての名称などを用いて広告、宣伝につながるような行為を行うことがあるか（予定含む）。
		12	スタートアップの製品・サービスに関連して、大学の所属等を記載した論文発表、情報発信があるか（予定含む）。
		13	大学の研究成果に関連して、スタートアップの所属等を記載した論文発表、情報発信があるか（予定含む）。
	決裁権	14	決裁権をもつ立場（役員、部局長、センター長等）として、スタートアップと大学との取引などで決裁権を行使することがあるか（予定含む）。
人	本人の関与	15	スタートアップの役員（代表取締役、取締役、執行役、業務を執行する社員、理事、支配人、発起人及び清算人等）に就任しているか（予定含む）。
		16	スタートアップの役員の従業員（アドバイザー、コンサルタント等も含む）、または、営利法人以外の組織（NPO 法人、一般社団法人等）の代表、理事、監事に就任しているか（予定含む）。
		17	スタートアップの立場で研究開発を行うか（予定含む）。
		18	大学の教職員としての立場、もしくは、スタートアップの立場で、外国の起業支援・人材採用プログラムに参画しているか（予定含む）。

大分類	分類	NO.	SIP 項目
人	本人の関与	19	大学の教職員としての立場、もしくは、スタートアップの立場で、デュアルユース（軍民両用）技術とみなされる可能性のある研究開発、またはそのようなプロジェクトへの参加・申請はあるか（予定含む）。
		20	大学の教職員としての立場、もしくは、スタートアップの立場で、防衛省などの軍事に関わる補助金枠への申請）があるか（予定含む）。
	スタッフ・学生の関与	21	自らが指導教員（主査・副査も含む）である学生のスタートアップに関わる活動に、ご自身は関与（※）しているか（予定含む）。 （※）出資、共同研究、アドバイザーとして就任、教員の研究成果を活用 等。
		22	自らの研究室へのスタートアップから社会人学生の受入れがあるか（予定含む）。
		23	スタートアップの研究員を、大学へ受入れ（出向・クロスアポイントメント・共同研究での派遣等）ているか（予定含む）。
		24	スタートアップにおける役員・雇用者（ご自身以外の方）として、本学で給与を支給している教員・秘書等が就任しているか（予定含む）。
モノ	物品・役務	25	大学からスタートアップに対して、有償での物品・設備・システムの購入または役務等の委託等があるか（予定含む）。
		26	大学として、無償または優遇措置によって、スタートアップより物品・設備・システム・役務等の提供または貸借を受けたことがあるか（予定含む）。
		27	大学からスタートアップへの有償または無償での物品・システムの提供はあるか［学術コンサルティングを除く］（予定含む）。
	設備・機器利用	28	スタートアップの立場で、大学の研究室の場所、設備・機器等、または、会議室の利用があるか（予定含む）。
カネ	株式	29	スタートアップの公開株を保有しているか（予定を含む）。［5% 以上 ］
		30	スタートアップの未公開株を保有しているか（予定含む）。[1 株以上]。または LLC、LLP、有限会社等へ出資しているか（予定含む）。
		31	スタートアップの新株予約権（ストックオプション）を保有しているか（予定含む）。
		32	大学が関連する（親会社・孫会社等）のベンチャーキャピタル（VC）から出資を受けているか（予定含む）。
		33	外国のベンチャーキャピタル（VC）から出資を受けているか（予定含む）。
	収入	34	スタートアップへの知的財産権［ 大学に属する特許、成果有体物、著作権等 ］の移転等による収入配分があるか（予定含む）。
		35	上記以外のスタートアップからの個人的収入があるか（予定含む）。
	大学資金	36	あなたが関与している公的研究費（科研費・補助金・受託研究費等）から、スタートアップに再委託・業務委託・物品購入等の支出をしたことがあるか（予定含む）。
	公的資金	37	スタートアップにおいて外国政府への補助金申請をしているか（予定含む）。
		37- 該当者	補助金申請がある場合、名称を記載する（予定含む）。



発 行 元

科学技術振興機構　大学発新産業創出基金事業
スタートアップ・エコシステム共創プログラム